



令和5年 第5回定例会

# 会 議 録

(令和5年12月1日～12月15日)

枕 崎 市 議 会

令和 5 年  
枕崎市議会第 5 回定例会会期及び会期日程

1 会 期 15 日間（12 月 1 日～12 月 15 日）

2 会期日程

月 日 (曜)	区 分		時 間	内 容
12 月 1 日 (金)	本会議		前 9:30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 諸般の報告 6 行政報告 7 議案上程（日程第5号－第18号） 8 提案理由の説明、質疑 9 予算特別委員会の設置及び委員の選任 10 議案委員会付託 11 議案上程（日程第19号－第21号） 12 提案理由の説明 13 質疑、討論、表決 14 報告（日程第22号、第23号） 15 散 会
12 月 2 日 (土)	休 会			
12 月 3 日 (日)	休 会			
12 月 4 日 (月)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 一般質問（5名） 3 散 会
12 月 5 日 (火)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 一般質問（5名） 3 散 会
12 月 6 日 (水)	休 会	委員会	前 9:30	1 総務文教委員会
12 月 7 日 (木)	休 会	委員会	前 9:30	1 産業厚生委員会
12 月 8 日 (金)	休 会	委員会	前 9:30	1 予算特別委員会
12 月 9 日 (土)	休 会			
12 月 10 日 (日)	休 会			
12 月 11 日 (月)	休 会			

12月12日(火)	休 会			
12月13日(水)	休 会	委員会	前 9:30	1 議会運営委員会
12月14日(木)	休 会			
12月15日(金)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 議案上程(日程第1号-第7号) 3 委員長報告(総務文教委員会) 4 質疑、討論、表決 5 議案上程(日程第8号、第9号) 6 委員長報告(産業厚生委員会) 7 質疑、討論、表決 8 議案上程(日程第10号-第14号) 9 委員長報告(予算特別委員会) 10 質疑、討論、表決 11 議員派遣について 12 閉 会

# 本 会 議 第 1 日

(令和5年12月1日)

令和5年枕崎市議会第5回定例会

議事日程（第1号）

令和5年12月1日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3		諸般の報告	
4		行政報告	
5	64	令和5年度枕崎市一般会計補正予算（第6号）	予 特
6	65	令和5年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）	〃
7	66	令和5年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）	〃
8	67	令和5年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）	〃
9	68	令和5年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	〃
10	69	枕崎市職員の給与に関する条例及び枕崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総 文
11	70	市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
12	71	枕崎市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	〃
13	72	枕崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	産 厚
14	73	枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	総 文
15	74	枕崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	〃
16	75	枕崎市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
17	76	枕崎市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	産 厚

18	陳2	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情	総 文
19	77	教育委員会委員の任命について	
20	78	公平委員会委員の選任について	
21	79	固定資産評価審査委員会委員の選任について	
22	報6	専決処分の報告について	
23	報7	専決処分の報告について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 永 野 慶一郎 議員  
3 番 辻 本 貴 志 議員  
5 番 水 野 正 子 議員  
7 番 豊 留 榮 子 議員  
9 番 禰 占 通 男 議員  
11 番 橋 口 洋 一 議員

2 番 下 竹 芳 郎 議員  
4 番 上 迫 正 幸 議員  
6 番 立 石 幸 徳 議員  
8 番 眞 茅 弘 美 議員  
10 番 平 田 るり子 議員  
12 番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長  
宮 下 和 也 書記  
山 口 美津哉 書記

鷲 山 美津代 書記  
川 瀬 裕 也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長  
山 口 太 総務課長  
鮫 島 寿 文 水産商工課長  
籠 原 正 二 財政課長  
中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長  
沖 園 信 也 農政課長  
鮫 島 眞 一 税務課長  
上 園 秀 人 水道課長  
平 塚 孝 三 市立病院事務長  
水 流 敏 幸 監査委員  
森 智 賀 健康課参事  
桑 原 英 樹 水産商工課参事  
田 中 克 己 主幹兼会計係長  
田 代 勝 義 企画調整課参事  
木之下 浩 一 教育長  
森 健一郎 学校教育課長  
永 江 靖 博 農委事務局長兼農業振興係長  
中 原 勝 一 消防総務課長兼消防団係長  
中 山 俊 吾 総務課行政係長

本 田 親 行 副市長  
日 渡 輝 明 企画調整課長  
松 田 勇 一 市民生活課長  
福 永 賢 一 福祉課長  
松 田 誠 建設課長  
西 村 祐 一 健康課長  
川 野 優 治 地域包括ケア推進課長  
今給黎 仁 水道課参事  
橋 口 和 洋 監査委員事務局長  
天 達 純 子 地域包括ケア推進課参事  
中 村 俊 彦 農政課参事  
立 石 秀 和 市民生活課参事  
大工園 昭 則 建設課参事  
平 田 寿 一 総務課参事  
高 山 京 彦 教育総務課長兼給食センター所長  
木 浦 勝 美 生涯学習課長  
木口屋 和 彦 選管事務局長  
中 原 広 次 警防課長兼消防署長  
星 崎 綾 乃 総務課行政係主任

午前9時30分 開会

○永野慶一郎議長 令和5年第5回定例会が本日招集されましたが、出席議員12人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

これから議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員として、5番水野正子議員、8番眞茅弘美議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月15日までの15日間にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

休会日は、御手元の会期日程に記載のとおり定めてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は、御手元の会期日程によりますので、御承知おき願います。

次に、日程第3号諸般の報告を行います。

監査委員から、9月、10月及び11月執行の例月現金出納検査結果報告書、並びに10月及び11月に実施されました定期監査の結果を受理し、事務局に保管してありますので、御閲覧願います。

次に、令和5年第4回定例会以後の議長会等の報告につきましては、御手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

以上で、報告を終わります。

次に、日程第4号行政報告を行います。

市長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 令和5年第5回枕崎市議会定例会の開会に当たりまして、行政報告を申し上げます。

10月14日から16日までの3日間、特別国体燃ゆる感動かごしま国体なぎなた競技会が本市総合体育館で開催されました。

開催に当たり、多くの御協力をいただきました佐賀県や滋賀県をはじめとした後催県、全日本なぎなた連盟、県なぎなた連盟、国体実行委員、そしてボランティアの皆さんに、改めて御礼申し上げます。

鹿児島県なぎなたチームは、成年女子の演技競技で栃木国体に続く2連覇を達成し、総合成績で沖縄県、大阪府に次ぐ3位の成績を収めることができました。

競技会の初日には高円宮承子女王殿下の御臨席を賜り、また、鹿児島水産高校の教育現場を御視察いただきました。

鹿児島県選手団の活躍もあり、素晴らしい国体となったことに心より感謝申し上げます。

南溟館において10月末まで開催しました特別企画展「果ての鉄道展」は、期間中4,000人を超す来場者があり、好評のうちに終了いたしました。オープニングでは、南薩地域振興局長、JR



九州執行役員鹿児島支社長などの御来賓をお招きし、本展覧会の企画統括の株式会社イチバンセンの川西社長によるギャラリートークなどを行いました。その後も、日本テレビ藤田大介アナウンサーをお招きしてのトークイベントや、南浜館パフォーマンス広場でのミニSLの乗車会などの企画展を開催するなど、様々な企画展を通じて、地域公共交通の価値や課題について、市民をはじめとする多くの皆さんに発信することができました。

また、11月19日には、南薩地域振興局の企画による、JR指宿枕崎線開業60周年の記念式典が枕崎駅前広場で開催されました。当日は特別列車の運行や駅前広場でのマルシェなどのイベントが開催され、賑わいを見せました。

指宿枕崎線に関しましては、昨日、JR九州の社長定例記者会見において、地方ローカル線における将来の地域交通の在り方に関する議論について述べられており、その中で、まず指宿枕崎線の指宿－枕崎間について、将来の地域公共交通の在り方について、地域の皆様と議論させていただきたい旨の発言がありました。

これまでの沿線地域の利用促進への取組等をしっかりと振り返るとともに、将来の地域公共交通の在り方を検討していく機会と捉えて、前向きに議論を進めてまいりたいと考えています。

新型コロナ5類移行後、様々な行事が再開されております。9月から10月にかけて市内の小中学校、高校において、運動会、体育祭が入場制限無しで開催され、また、文化祭や学習発表会などもコロナ禍以前のような形で開催されるなど、児童生徒の活躍を保護者や地域の皆さんにお見せすることができました。創立150周年を迎えた枕崎小学校では、11月11日に記念式典が開催され、在校生はもちろん、多くの卒業生、PTA、教職員で創立150周年を祝いました。また、明治蔵の新酒まつり、豊年祭、農業祭も開催され、秋のイベントでは多くのお客様で賑わいました。

11月に城山ホテル鹿児島で「ていねい・本物。枕崎フェア」と題し、本市の特産品を活用したメニューをホテルの各レストランやショップで展開する企画を実施しました。ホテルによりますと、お客様の評判も上々で、12月15日まで企画を延長するとのことであります。県内外の多くのお客様に本市の食のこだわりを紹介することができたのではないかと評価しているところです。

市営野球場では、来年1月から3月にかけて、韓国のチョンダム高校硬式野球部や大学野球の強豪青山学院大学硬式野球部など5チームの合宿が予定されております。今後も、スポーツ合宿誘致による関係人口の創出を図ってまいります。

令和6年9月供用開始予定の（仮称）南薩地区新クリーンセンターの名称について、南薩地区衛生管理組合において公募しておりましたが、11月17日の組合協議会において、「なんさつECOの杜」に決定したとの報告があったところです。

今年度から再開した市長と語る会ですが、10月以降、山口公民館での開催、瀬戸口公民館では宝寿庵、籠原、瀬戸口、中村、下園、西堀の皆さんと、また金山センターで、金山、田布川、木口屋の皆さんとの意見交換を重ねました。市民の皆さんから直接お伺いした市政に対する御意見や御要望は、今後の施策や来年度に向けた予算編成に役立ててまいります。

以上、行政報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告については、御承知おきます。

次に、日程第5号から第18号までの14件を一括議題といたします。

市長提出に係る案件について、市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、補正予算5件、条例8件、人事案件3件及び報告事項2件の計18件であります。

このうち、人事案件及び報告事項を除く13件について説明を申し上げます。

まず、議案第64号令和5年度枕崎市一般会計補正予算（第6号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,352万5,000円を追加し、予算総額を166億5,270万円にしようとするものです。

債務負担行為の補正は、廃棄物運搬中継施設整備工事監理業務委託については、令和6年度にかけて実施する廃棄物運搬中継施設整備工事に係る工事監理業務委託を行うため、道路維持補修工事費及び市道整備事業については、今年度中に令和6年度事業の契約を行い、来年度早期に着工することにより、年間における公共事業の平準化を図るため、債務負担行為として予算措置するものです。

地方債の補正は、過疎対策事業ほか5事業の変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、人事院勧告に準じた給与改定等に伴う一般職人件費、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した保育所等LPガス支援事業及びキャッシュレス決済消費喚起ポイント還元事業、危険空家等対策経費、子ども医療費助成事業、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業、小学校教師用指導書等購入などをお願いしてあります。

その他、主な内容につきましては、別途説明資料を添付してありますので、省略させていただきます。

次に、議案第65号令和5年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ269万5,000円を追加し、予算総額を32億7,828万3,000円にしようとするものです。補正の内容は、一般管理費の増額であります。

以上の財源として、国庫支出金及び繰入金の増で措置いたしました。

次に、議案第66号令和5年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、人事異動等及び人事院勧告に準じた給与改定に伴う給与費の増に伴い、収益的支出において、医業費用を644万6,000円追加しようとするものです。

次に、議案第67号令和5年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、人事異動等及び人事院勧告に準じた給与改定に伴う給与費の増並びに委託料の減に伴い、収益的支出において、営業費用を148万2,000円、営業外費用を43万8,000円追加し、資本的支出において、建設改良費を1万6,000円減額しようとするものです。

なお、資本的収入及び支出において、収入額が支出額に対し不足する2億3,332万5,000円については、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しようとするものです。

次に、議案第68号令和5年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、人事異動等及び人事院勧告に準じた給与改定に伴い、収益的支出において、営業費用を157万2,000円追加しようとするものです。

なお、資本的収入及び支出において、収入額が支出額に対し不足する2億8,006万5,000円については、当年度分損益勘定留保資金、繰越利益剰余金処分別、当年度利益剰余金処分別、減債積立金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しようとするものです。

次に、議案第69号枕崎市職員の給与に関する条例及び枕崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、国家公務員の給与に関する人事院勧告に準じて、本市職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給率を改定しようとするものです。

次の、議案第70号市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、

職員の給与改定を考慮し、市長等の期末手当の支給率の改定をしようとするものです。

次の、議案第71号枕崎市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定につきましては、職員の給与改定を考慮し、議会の議員の期末手当の支給率の改定をしようとするものです。

次の、議案第72号枕崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものです。

次の、議案第73号枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法等の一部改正により、国民健康保険税の納税義務者又はその世帯に属する被保険者が出産する予定の場合又は出産した場合の産前産後期間における国民健康保険税の免除措置が導入されたことに伴い、所要の改正をしようとするものです。

次の、議案第74号枕崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定につきましては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正により、蓄電池設備に係る基準が見直されたこと等に伴い、所要の改正をしようとするものです。

次の、議案第75号枕崎市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、条文の整理をしようとするものです。

次の、議案第76号枕崎市下水道条例の一部を改正する条例の制定につきましては、独立採算による経営が求められる公共下水道事業について、人口減少に伴う使用料収入の減少や物価高騰等に伴う処理費用の増加などにより厳しい経営状況にある中で、施設の更新費用などの経費の更なる増加が見込まれることから、受益者負担の原則に立った使用料の適正化を図ることにより経営健全化を推進するため、下水道使用料を改定しようとするものです。

以上、主な点のみ申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

**○永野慶一郎議長** ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

**○6番立石幸徳議員** 私はただいま提案された議案の中で、議案第76号下水道の料金改定、この件について市民の負担増を求める極めて大事な議案であると考えますので、本会議において幾つかお尋ねをいたします。

当然、今度の議案を提案するに当たりまして、本市の条例に基づきまして、下水道の審議会の答申も出されているかと思いますが、この審議会は何回開催され、どのような答申内容になっているのか、概要で結構でございますので説明をいただきたいと思います。

それから、私自身9月の一般質問でいろいろこの下水道経営の件について質問をいたしました。その際、いわゆる下水道の汚水処理原価、これが令和2年度からずーっと上がってきている。

令和2年度191円、端数は省きます。令和3年度が200円、令和4年度の280円（22ページに訂正発言あり）、4年度までの決算は出ているんですが、一番気がかりな本年度、令和5年度の汚水処理原価をどのように見通しをされているのか、この件を御説明いただきたいと思います。

あわせて、5年度決算はどういった見通しになるのか。それから、来年度、令和6年度の当初予算編成に当たって、一般会計からの繰り出し、基準内、あるいは基準外の補助金、こういったものを見通したときに、一般会計からの持ち出し分と下水道自身の財源、このバランスはどのようになると見通しているのか、取りあえずそういったことについてお答えをいただきたいと思います。

**○上園秀人水道課長** 下水道審議会ですけれども、審議会は委員15人以内で組織することになっておりまして、市長が委嘱または任命することとなっております。

審議会の構成につきましては、学識経験者、受益者代表、公共団体及び産業別業種団体の代表者、市職員で組織することになっておりまして、今回10名のメンバーとなっております。

令和5年9月27日及び10月17日の2回審議を開催していただいておりますけれども、1回目の審議会では、現状の下水道事業について、整備状況、経営状況、料金改定のスケジュールについて、当局からの説明を行っております。

それらを踏まえ2回目は、下水道使用料の改定について、市長からの諮問に基づいた審議を行っていただいているところでございます。

審議の内容については、下水道事業の現状を踏まえ、事業の健全経営、使用料対象経費の考え方、使用料改定の考え方、使用料体系別の改定内容、使用料の算定期間、今後の課題について、下水道使用者の生活や経営への影響、下水道未接続、環境保全などについて十分審査をしていただき、10月31日に答申書として、今回の使用料の額の改定については、適当である。改定の実施時期については、令和6年4月検針の徴収分から運用することは適当であるとの答申をいただいているところでございます。

また、審議会会長宛てに10月16日付で枕崎水産加工業協同組合から、下水道使用料の改定についての意見書が出されたことについても、その内容について審査をし、その結果、附帯意見を付しての答申となっているところでございます。

**○今給黎仁水道課参事** 現時点での、令和5年度末の決算見込みにおいて、令和4年度と比較して、汚水処理費に係る労務費、動力費及び材料費の価格が高騰していることから、施設の包括的維持管理委託費や汚泥処分運搬費等が増加しているため、下水道使用料収入が約2億4,100万円に対し、汚水処理費用が約3億6,900万円となると見込んでおります。

これは、令和4年度の使用料単価171円、汚水処理原価209円、利益マイナス38円に対し、令和5年度の使用料単価は170円、汚水処理原価は260円、利益マイナス90円を推計しております。そのため、経費回収率は、令和4年度の81.87%に対し、令和5年度は65%程度で大幅に低下する見込みであります。

基準内繰入れの件につきましてはですが、令和5年度全体で4億3,186万円の繰入れをいただくことになっておりますが、使用料全体に対する繰入れの割合が63.4%となる予定であります。令和6年度以降、使用料改定におきましては55%程度、令和7年度については56%程度、令和8年度につきましては53%程度、令和9年度については51%程度の繰入れ割合になると考えております。

使用料収入につきましては、令和5年度35.4%を見込んでいるところでありますが、令和6年度以降の見込みとしては、6年度が45%、7年度が43%、8年度が46%、9年度が48%と見込んでいるところでございます。

また、使用料改定の一般会計からの基準外繰入れにつきましては、令和5年度予算では1億9,937万円でありましたが、令和6年度は1億3,000万円程度、7年度は1億2,000万円程度、8年度以降は基準内繰入れの増加や企業債償還金の減少を見込んでいるところから、令和8年度は6,000万円程度、令和9年度は4,000万円程度と推計しているところでございます。

**○6番立石幸徳議員** 答弁された計数の確認もしたいんですけどもね。

まだ質疑をしたい項目がたくさんございますので、一応保留させていただきまして、今回の下水道料金改定の中で、特筆すべきといえますでしょうか、今までの改定ではなかったこの水質料金の改定、これ本市の下水道事業がずっと供用開始されて、初めてこの水質料金に検討を加えるといえますでしょうか、そういった取組をされているんですね。

水質料金が現在130円という形になっておりますが、この水質料金のみの処理原価ですね、これについては試算をされているのか。それから、水質料金についても本市の下水道条例で詳しく規定がなされているんですね。

本市の現在の水質料金の規定は、汚濁のBODあるいはSSといったその賦課に基づいて、条例上は5段階に区分けをしているんですけれども、実態は、全て同一。この汚水の濃度2,000を超え2,500以下130円で一律になっているんですね。

ただ実際は、各工場の汚濁賦課というのは検査をされていて、条例上区分けをしている、そういった汚染の濃度、これは明確に出ているはずなのに、なぜ、全ての汚濁賦課、汚濁濃度をこういうふうに一律にして全ての工場に対して130円を料金として求めているのかですね。この辺から非常に問題があると思うんですけど、今回、その水質料金を見直すに当たって、その辺の検討はどうなったのか。今回の水質料金に当たる240円、この出された料金の根拠はどこにあるのかですね。

それからもう一点は、2年間の緩和措置をされているんですね。この緩和措置の考え方、そして、施行日が3月1日ということですが、これは先ほど水道課長から説明があった4月分以降の徴収に関わることになるので、施行日が3月1日と。こういうこの施行日の在り方についても明確に説明をしていただきたいと思います。

**○上園秀人水道課長** まず第1点目の水質料金の原価の算出についての御質問ですけれども、水質料金につきましては、排水の水質濃度に応じて、使用料対象経費の一部を、一定の基準を超える濃度の汚水を排出する使用者に賦課するものです。

これは高濃度汚水の排出者と一般の排水者間の負担の公平を期するために、処理場の処理能力など施設の適正な維持管理を考慮して採用され、従量料金に上乘せして徴収するものでございます。本市においては、水産加工場に適用されていることとなります。

この算定の原価につきましては、処理場に関わる維持管理費について、濃度に対して割ったものが原価の単価となっておりますけれども、このものは毎年幾らであるかという算定は困難であるためにできておりません。

現在、水質料金につきましては130円ということで昭和58年に公布されておりますけれども、この条例施行当初から改定をしていないところでございます。

今回の改定案の算定の根拠につきましてですけれども、令和2年から令和4年度までの経費と実績に基づいた単価での改定案とすることにしておりまして、供用開始以来、質問者のおっしゃるとおり初めての改定となっているところでございます。

従来のこの130円の根拠につきましては、処理開始前に決められたものでございますので、昭和59年から昭和62年の処理場に入ってくる濃度と、水量に基づいて算定をなされているところでございます。

今回、水質料金の緩和措置、経過措置を設けた理由ですけれども、下水道使用料の基本的な考え方については、国土交通省や日本下水道協会が示しております。その中では、改定率の程度によっては、段階的な改定を検討することも示されておりました。水質料金は、先ほど説明しましたけれども、初めての改定となつて、改定率も大きくなつてきているところでございます。

近年、原料であるカツオの価格や燃料費、動力費など物価の高騰を踏まえ、地場産業への急激な影響を避けるため、今回、段階的な改定をお願いすることとしたものでございます。

次に、使用料算定の施行日でございますけれども、使用料の算定につきましては、下水道条例第18条に規定されておりますが、毎使用月の定例日に排除汚水量を算出し、その排除汚水量をもってその月の使用料を算定することとなっているところでございます。

具体的には、上水道の検針等に合わせ、毎月1日から1週間程度の検針結果を基に使用料を徴収しておりますけれども、実際は、4月分の使用料というのは、一月前の3月に使用した分の使用料として算定されることとなります。

このことから、3月に使用した分から新料金で使用料をいただくこととしておりますので、施行日を令和6年4月1日ではなく、令和6年3月1日としたものでございます。

**○6番立石幸徳議員** 最後の質疑になりますけれども、今度の料金改定の提案でですね、収入増、幾ら収入が増えていくというふうに試算されているのかですね。そのことが、今後の経営上は十分な金額になっているのかどうか。

それと最後に市長にお尋ねをしたいんですけども、本市の下水道事業を経営改善といいたいでしょうか、経営収益を良好なものにしていくその手だては、こういった料金を上げることしかでき得ないのか。つまり、下水道事業がいろいろな諸経費の高騰、そういったもので経営難に陥っていくと、あとはもう料金を上げるしかないというようなことでは、市民も非常にそういったことについては何か対応すべき方策、そういうものは検討できないのかと、これは率直な気持ちだと思っております。

他市の事例を見ると、汚泥活用、つまり汚泥は宝の山であると。そういった面から、汚泥活用による収入、いろんなことが考えられると思うんですけども、本市もただ料金値上げだけに収益改善を頼るのではなくて、そのほかの対応を考えるべきではないのかと思うんですが、その点について市長の考えを聞いておきます。

**○上園秀人水道課長** 使用料改定が実施された場合の下水道使用料の増加額につきましてですけども、公衆浴場を含む一般用は2,300万円程度、水質料金は、令和6年度、7年度が1,400万円程度、令和8年度、9年度が2,200万円程度と推計しているところでございます。合計額では、令和6年度、7年度が3,700万円、令和8年度、9年度が4,500万円の増加を見込んでおります。経費回収率は、令和6年度、7年度が75%、令和8年度、9年度が85%程度と推計しているところでございます。

今回の改定後の経営状況においても、下水道使用料で汚水処理費用を賄えない状況が続くことが予測されております。引き続き、今回の改定後に今後の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けた取組を行った上で必要と判断した場合は、令和10年度以降をめぐり、さらなる改定に向けて検討を行っていくこととなります。

**○前田祝成市長** 議員からの質疑にございました、使用料だけで賄うのかということに対して答弁いたしますが、もちろん、まさに議員からお話がありましたように、今回の使用料改定の大きな要因として、やはり汚泥処理にかかる費用というのが近年かさんでいるという状況がございます。

議員からございましたように、汚泥がいかにか活用できるかという部分については、下水道事業の中でしっかりと検討していく。実際、既に様々な業界とも話をしながら検討している部分がございますので、そのあたりを進めていくことによってコスト削減を図っていくということは、当然やっていかないとはいけないと考えてございます。

それと、やはりオペレーション的な部分についても、人件費であるとかそのあたりの事業経営の中で必要なコスト削減というのは、それはもう日常的にやっていく必要があるかと思っておりますので、そのあたりについても、厳しい目で管理していくということが必要ではないかと思っております。

**○永野慶一郎議長** ほかにございませんか。

**○9番禰占通男議員** 私も使用料について。本市は改定前と改定案によると、一般用と、業務用といえば公衆浴場用になっているんだけど、今課長からもありましたように、水産加工場に対する割増しということで、水質の部分は。私はこれ、ほかの下水道処理をするところは一般の業務用と区別していると思うんですけどね。だから、これは細かく分けて不公平のないようにすべきじゃないですか、せっかくの改定になるわけですから。

ということは、今一般でいうと、私も視察に行ったとき、向こうの担当課から上げてもらったのは、コンビニという言葉が出てきましたよね。やはりその油類を使う部分ですよね。

昨年度から、下水道の今ということで、市民の方々にも広報紙で知らせている部分にも、油類

は直接流さないでくださいってそういうのもありますよね、お願いとして。

ですから、私はせっかくのことですので、これは一般用とやはり業務用、今、公衆浴場が入っているのであれば、私は検討する価値があるんじゃないかと、今最初の質疑に対してですよね。

それと、収益の答弁はありましたけど、未接続対策ですよ。市報によると、市民の6割程度、1万1,000人が使用していると。区域内の未接続、これも100%にはなっていない、80から90%台になっていると、いろんな本市の資料にも出ております。やはりその公平感ですよ。どうして下水道に接続しなければならないか、下水道の今の1年前の最初の号ですよ。接続をお願いしますとそこは述べられているんですけど、その後、接続にお願いする部分が記載されておられません。

これは、下水道区域内は接続しなさいと法にのっとっていますよね、下水道法によって。そして、建築基準法にも載っていますよね。

住宅ではただ下水に流してはいけない、水洗にしなさいと、そういうことをうたっているわけですから、それを市民に、また企業、会社で使う人、業種で使う人にも分かりやすく、日本の法律はこうなっておりますよ、区域内の人は、ぜひ協力をしてもらわないといけないですよ、とそれを知らせるのは行政の務めではありませんか。その点について。

それとですね、一番の問題は、先ほど出ました汚泥問題ですけど、悪臭対策ですよ。

今市長も汚泥について述べられましたけど、以前、私も一般質問でいろいろな対策で一番効果的なのは消化施設じゃないかということをお願いしたこともあります。

それで消化施設を設置するというところまで進んできましたけど、どうもお金がかかりそうで、それは撤回して汚泥濃縮と脱臭施設更新で乗り切ろうという、課長からこの前の決算でもありました。その点について、その消化施設を利用して、その汚泥の有効活用をして、そしてまた料金の改定にも影響を与えるだろうけど、その辺についてお聞きいたします。

**○永野慶一郎議長** すみません、議案について簡明な質疑をお願いいたします。

質疑をお願いいたします。

**○上園秀人水道課長** 現在、一般用と公衆浴場用、そして先ほど御説明した水質料金を賦課しているということを御説明いたしましたけれども、この一般用と業務用をさらに分けるべきではないかという御趣旨ですけれども、下水道法では、法第12条で除害施設の設置ということで、公共下水道管理者につきましては、著しく機能を妨げ、施設の損傷を行うものについて、政令で定める基準以外のものに対して規制をしているところでございます。

今回、本市においては、その基準BOD600、SS600、ノルマルヘキササン30という基準がありますけれども、その部分を超えると想定される水産加工場に別途水質料金を頂いているところでございます。

現在、未接続対策についてですけれども、水洗化率で申しますと、現在89.7%の水洗化率となっております。これは一般の水洗化の状況でございます。工場につきましては、現在、39操業に対し37の水洗化ということで94.9%となっております。

水洗化への取組につきましては、毎年9月10日が下水道の日ということでございます。これにあわせて、接続の低い地域を限定しまして、職員による戸別訪問を実施し、徐々にではありますけれども、水洗化も向上しているところでございます。

一般の世帯の戸別訪問では、高齢世帯であるとか、経済的に余裕がない、家屋が古いためなどの家庭事情による理由とか、合併浄化槽や単独浄化槽を現在使っていることから不便を感じないなどと、既に水洗化している意識も伺えているところでございます。

日本下水道協会等の調査等によっても、95%以上の自治体で本市と同じような回答となっているところでございますけれども、本市の水洗化の目標といたしましては、令和5年度に接続率90%としておりましたので、おおむね現在89.7%ですので、達成しているところであります。

今後も、水洗化については、皆様方に御理解をいただけるべく戸別訪問等を実施しながら、御理解いただきたいと考えているところでございます。

汚泥の悪臭問題については、さきの決算委員会等でも説明をいたしておりますけれども、脱臭施設を新しく改築することを事業化しておりますので、そのことによって、緩和をしていくものというふうに考えているところでございます。

汚泥の最適化につきましては、どのようにするかということについて、期間を定めて検討してまいりましたけれども、現在のところ、消化設備につきましては、多額の費用がかかりコストの面から断念をし、また水処理関係に与える影響があることから、汚泥の乾燥を行った上で減量をする。また、別途、近隣に堆肥化施設等の誘致を含めた取組を行って、処理費用の軽減を図ろうということをやっているところでございます。

**○9 番 瀬 占 通 男 議 員** 同じく議案第76号ですけど、これは皆さんにもよく考えてもらいたい。この議案第76号が上程された経緯ですよ。

議案というものは、本来であれば本日、初日本会議に上程されてこそ、一般市民、関係者もろもろに告知することになると思うんですけど、これが上程する前に議案の内容が漏れるということは私はいかがかなと思っております。それはなぜか。先ほど課長からもありましたけど、意見書が出た部分については、これは我々には議案と一緒に配付されております。そして、この意見書の中にも、改定内容資料を頂戴いたしました。

何を言いたいかといいますと、我々は公務員の制約はあまり受けませんが、首長その他は、職員、地方公務員法があります。その中に守秘義務というのがあります。第34条でしたかね。私はこれに抵触すると思いますよ、1項、2項にありますけど。これについてはどうですか。

まず、市民が知って、それから事業者と思いますけどね。今日のことは報道されて、それで市民の方も報道で分かると思いますよ。どうなっているんですか、これは。この議案の上程ということについての考えですね、プロセス。

**○前田祝成市長** ただいまの質疑について答弁いたします。

恐らく、議会と審議会に業界から意見書が出ているということでそのような御質疑になっているのだと思いますが、今回の料金改定に関しましては、水産加工業組合には、やはり事業運営に対して影響が大きいということもあり、当然、事前に相談をしております。

さらには、審議委員会のメンバーの中にも、先ほど課長からありましたが、業界からも審議委員のメンバーの中に入れていただいております。そのようなことがあってですね、今回の料金改定について、このような形での意見書が届いたものと認識してございます。それは、当然私どものほうでも認識しているところでございまして、そういう形で、今の質疑があったのではないかなと思います。

これは決して情報が前もって外に漏れているとかそういう話ではなくて、今回の下水道料金改定に関しましては、当然審議会の中でも改定案を出しているわけですから、それはオープンに協議されているわけです。

先ほど、繰り返しになりますが、その審議委員の中に当然、業界の方も入っておられますので、その中で意見書という形で出てきたというふうに私は認識してございます。

その交渉の内容といいますか、意見書についての私どもの考え方を少し述べさせていただきたいと思うんですが。当然、意見書の内容について私どもとしてはしっかりと承知しているところなんですけれども、今回の下水道区域内の水産加工業者の水洗化率とかそのあたりについての意見が出てきたわけなんですけれども、先ほど、課長からもありました操業工場39件に対しまして、公共下水道への接続工場が37件ということで接続率94.9%となっております。

実際のところ、未接続が1社2工場となっている状況です。

水産加工場の水洗化接続につきましては、これまで加工組合の会議等で接続推進のお願い、あ



るいは未接続工場への戸別訪問を毎年度、私どもとして行っております。

また、平成22年度には、加工組合の中に接続推進委員会を設置していただきまして、組合からの文書や戸別訪問などで、当時、29件で63.0%だった接続率については年次的に増えまして、現在、先ほどから申し上げております37件、94.9%となってきているところでございます。

公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域の土地の所有者、使用者又は占有者は遅滞なく、その土地の下水を公共下水道に流入させる排水設備を設置しなければならないことが下水道法の第10条第1項に規定されておりますので、今後も、早急に接続していただくよう、水洗化の促進は継続していかねばならないと考えてございます。

一方で、水産加工業組合に加入している事業者の中で、先ほどからありますが下水道区域外、こちらについては、今、別府地区3社、立神地区8社、計11事業者がおります。そのうち、排水処理設備を設置していない事業者が4社となっております。

水質汚濁防止法で掲げる排水基準は、1日当たり平均的な排出量が50立方メートル以上である工場または事業所に係る排水について適用されてございます。水質汚濁防止法が適用される水産加工工場につきましては、排水基準以下の濃度で排水することが義務づけられておまして、生活環境項目、15項目の基準が設定され、県の保健所でこれは管理されておまして、本市の対象となる事業所、50立方メートル以上の排出がある事業所については全て、排水処理設備が設置されている状況です。

ただ、水質汚濁防止法の適用とならない1日当たり平均的な排出水の量が50立方メートル未満の事業者、これもございますので、こちらにつきましては、枕崎市の河川をきれいにする条例で、事業排水の排水目標値を設定しており、事業者は河川の浄化のための事業排水の適正な処理に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならないとされており、これはいわゆる努力目標となっているところですが、本市では、下水道区域外にある事業所については水質検査を毎年1回実施し、排水目標値に適合しない、そういう事業所については再検査、そして、それでも排水目標値に適合しない場合は、文書での指導に加えまして、改善計画書の提出を求めているというようなことをしております。

適合しない事業者につきましては、担当課におきまして関係課や保健所と年1回の訪問を行いまして、生活環境への配慮を考えて、下水道接続や排水処理設備の整備をお願いしているところでございます。

水質汚濁防止法が適用されない事業者であり、市の河川をきれいにする条例が努力義務となっていることから、排水処理施設の設置などの強制力等ありませんが、条例の排水目標値に適合するよう、さらに指導を行って河川浄化に努めるようお願いしていきたいと考えているところでございます。

これは、意見書の内容を私どもも当然、私も審議会に出て報告をいただいておりますし、その内容を把握している上での本市の考え方ということで御理解いただければと思います。

先ほど質疑にございました、当然今日以降、市民に伝わるわけですけれども、その前に情報がというようなことには当たらないと思っております。これは、業界と真摯に協議しながら進めていった話でございまして、その中で、さらに意見書が出てきたと認識してございます。

我々としましては、今回の下水道料金の改定につきましては、やはり当然、業界にとりましても非常に大きな課題であると。事業の経営という部分について、あるいは組合の中のマネジメントというところについても、そういう事情を十分考慮しながら、市としては、事業の公共性でありますとか、あるいは施設の持続可能性、下水道施設の持続可能性など、このあたりについても業界にしっかり丁寧な説明をした上で、御理解いただく努力をしているところでございます。

その中で出ている意見書に対しまして、今回、このような見解を述べさせていただいております。

以上です。

○9番禰占通男議員 私が質疑しているのは、適法に手続されているのかということですよ、上程されているのかと。行政係はいらっしゃいますかね。行政係にお願いいたします。

○前田祝成市長 条例に基づいて今回審議会を開催して、審議会に改定案の答申をいただいて、それを基に今回上程させていただいておりますので、そこには何ら問題はないと考えております。

○永野慶一郎議長 ほかにありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の予算関係議案については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ただいま上程中の案件のうち、予算関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり、所管の委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時44分 再開

○永野慶一郎議長 再開いたします。

次に、日程第19号から第21号までの3件を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま上程されました議案第77号から議案第79号までの3件について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第77号教育委員会委員の任命について申し上げます。

教育委員会委員下窪節子氏は、令和5年12月25日をもって任期が満了となりますが、引き続き同氏を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

次の、議案第78号公平委員会委員の選任につきましては、公平委員会委員桑原房美氏は、令和5年12月25日をもって任期が満了となりますが、引き続き同氏を公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

次の、議案第79号固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、固定資産評価審査委員会委員山崎哲也氏は、令和5年12月20日をもって任期が満了となりますが、その後任として立石孝氏を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○永野慶一郎議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから採決いたします。

ただいま上程中の案件については、無記名投票で行います。

まず、日程第19号教育委員会委員の任命について投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○永野慶一郎議長 ただいまの表決権を有する議員数は、11人であります。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○永野慶一郎議長 投票用紙の配付漏れありませんか。——配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○永野慶一郎議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○永野慶一郎議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○永野慶一郎議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、11番橋口洋一議員、2番下竹芳郎議員、3番辻本貴志議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○永野慶一郎議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成11票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第77号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第20号公平委員会委員の選任について投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○永野慶一郎議長 ただいまの表決権を有する議員数は、11人であります。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○永野慶一郎議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。  
投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○永野慶一郎議長 異状なしと認めます。  
点呼を行います。  
点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○永野慶一郎議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。  
投票を終了いたします。  
議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○永野慶一郎議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、4番上迫正幸議員、5番水野正子議員、6番立石幸徳議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○永野慶一郎議長 投票の結果を報告いたします。  
投票総数11票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成11票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第78号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第21号固定資産評価審査委員会委員の選任について投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○永野慶一郎議長 ただいまの表決権を有する議員数は、11人であります。  
念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○永野慶一郎議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。  
投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○永野慶一郎議長 異状なしと認めます。  
点呼を行います。  
点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○永野慶一郎議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。  
投票を終了いたします。  
議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○永野慶一郎議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、7番豊留榮子議員、8番眞茅弘美議員、9

番禰占通男議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○永野慶一郎議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成11票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第79号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第22号及び第23号について、市長に報告を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 報告事項第6号及び報告事項第7号の専決処分の報告について、報告いたします。

これら2件は、報告事項第6号につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定及び和解について、報告事項第7号につきましては、同項の規定により専決処分した和解について、それぞれ同条第2項の規定に基づき報告するものです。

以上、報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告については、御承知おき願います。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時6分 散会

# 本 会 議 第 2 日

(令和5年12月4日)

令和5年枕崎市議会第5回定例会

議事日程（第2号）

令和5年12月4日 午前9時30分開議

日程 番号	件	名
1	一般質問	橋口 洋一 議員（22ページ～31ページ）
		上迫 正幸 議員（31ページ～37ページ）
		立石 幸徳 議員（37ページ～46ページ）
		禰占 通男 議員（46ページ～56ページ）
		下竹 芳郎 議員（56ページ～62ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第2号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 永 野 慶一郎 議員	2 番 下 竹 芳 郎 議員
3 番 辻 本 貴 志 議員	4 番 上 迫 正 幸 議員
5 番 水 野 正 子 議員	6 番 立 石 幸 徳 議員
7 番 豊 留 榮 子 議員	8 番 眞 茅 弘 美 議員
9 番 禰 占 通 男 議員	10 番 平 田 るり子 議員
11 番 橋 口 洋 一 議員	12 番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長	鷲 山 美津代 書記
宮 下 和 也 書記	川 瀬 裕 也 書記
山 口 美津哉 書記	

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	本 田 親 行 副市長
山 口 太 総務課長	日 渡 輝 明 企画調整課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長	松 田 勇 一 市民生活課長
籠 原 正 二 財政課長	福 永 賢 一 福祉課長
中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長	松 田 誠 建設課長
沖 園 信 也 農政課長	西 村 祐 一 健康課長
鮫 島 眞 一 税務課長	川 野 優 治 地域包括ケア推進課長
上 園 秀 人 水道課長	今給黎 仁 水道課参事
平 塚 孝 三 市立病院事務長	橋 口 和 洋 監査委員事務局長
水 流 敏 幸 監査委員	天 達 純 子 地域包括ケア推進課参事
森 智 賀 健康課参事	中 村 俊 彦 農政課参事
桑 原 英 樹 水産商工課参事	立 石 秀 和 市民生活課参事
大工園 昭 則 建設課参事	田 代 勝 義 企画調整課参事
平 田 寿 一 総務課参事	木之下 浩 一 教育長
高 山 京 彦 教育総務課長兼給食センター所長	森 健一郎 学校教育課長
木 浦 勝 美 生涯学習課長	永 江 靖 博 農委事務局長兼農業振興係長
木口屋 和 彦 選管事務局長	中 原 勝 一 消防総務課長兼消防団係長
中 原 広 次 警防課長兼消防署長	中 山 俊 吾 総務課行政係長



午前9時30分 開議

○永野慶一郎議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

ここで、立石議員から発言の訂正の申出がございますので、これを許可いたします。

○6番立石幸徳議員 去る12月1日の初日本会議におきまして、私の発言中、令和4年度下水道事業汚水処理原価を280.98円と申しましたけれども、これは9月会議録をそのまま引用したのですが、会議録記載のミスプリントでございますので、208.98円に発言訂正をさせていただきますと思います。

○永野慶一郎議長 発言の訂正につきましては、議長の許可となっておりますので、申出のとおり許可いたします。

それでは議事に入りたいと思います。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

これから一般質問を行います。

質問は、1番橋口洋一議員、2番上迫正幸議員、3番立石幸徳議員、4番禰占通男議員、5番下竹芳郎議員、6番豊留榮子議員、7番辻本貴志議員、8番平田るり子議員、9番水野正子議員、10番眞茅弘美議員の順に行います。

まず、橋口洋一議員。

[橋口洋一議員 登壇]

○11番橋口洋一議員 本日第1番目の一般質問を通告に従い行わせていただきます。

現在、本市においては、75歳以上の方や障害者の方から申請を受け、1人当たり300円のタクシー利用券を年間24枚交付、遠隔地でも同様としておりますが、十分な手当となっていない、どうにかならないかという声をよく聞きます。

高齢者、障害者、学生など、交通弱者にとって暮らしやすい地域であるためには、移動手段を確保することが重要なポイントの一つと考えられますが、本市は公共交通機関の空白地帯が多いこと、従前からある公共交通機関の路線、ダイヤ、そして従量制であるタクシー料金は地域住民の意向とミスマッチがあり、公共交通機関が有効に活用されているとは言えず、交通弱者にとっての移動手段の確保が深刻な問題となっております。

そのような中、地域の足としての公共交通をどうするかという話は、枕崎市地域公共交通活性化協議会において議論されていることは承知しております。

協議会においては、地域の足を守るべく議論が交わされているようですが、いまだ具体的な方向、方針は見えてこないところです。

昨今、MaaS（マース）と呼ばれる移動手段における課題を解決するため、既存の移動手段の在り方を時代に合った形に再定義することが叫ばれておりますが、まずその第一歩として、現在、事業者別に点在した形になっている公共交通をつなげる試みが考えられるところです。

先頃、10月には、私ども議員有志で志布志市に赴き、その解決の糸口となる可能性のある事業の独自視察を行ってきたところです。

視察の目的は、このところ霧島市、鹿児島市の谷山地域で実証実験が始まったという報道もなされました施策でありますAIを利用した予約型乗合タクシー、最近よく聞かれるAIデマンドタクシーについてであります。今、全国で広がりつつある施策で、志布志市が全国で3番目に取り組んだと言われる先進的な取組です。

今回はそれらに関連して、本市において深刻な問題となっている公共交通について質問させていただきます。

まずは、以前も議会において答弁があったかとは思いますが、再度、立神・桜山西部地区を対象とした予約型乗合タクシー実証実験の概要と結果についてお伺いいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 令和3年度から、枕崎市地域公共交通活性化協議会において取り組んできた地域公共交通計画を令和4年6月に策定しております。

この計画は、高齢者をはじめとする本市の交通弱者に配慮した交通手段の確保など、本市の交通政策に関する課題解決に向け、既存の交通体系の最大限の活用を図るとともに、新たな交通手段などについて検討を行い、地域公共交通の持続可能性を確保するためのマスタープランと位置づけ、行政、交通事業者、公共交通利用者、地域住民などの関係者が一体となって、効果的、効率的な施策を展開し推進していくことを目的として策定しております。

その計画の中で、目標を達成するため、公共交通空白地域・不便地域における新たな移動サービスの提供を施策の一つとしており、予約型乗合タクシーなどの新たな移動サービスの導入により、公共交通空白地域・不便地域への移動サービスを拡充することを具体策として掲げているところです。

このようなことから、令和4年度の実証実験として、先ほど議員からの質問にあります枕崎市地域公共交通活性化協議会において、予約型乗合タクシーの実証実験を決定し、取組を実施しております。

実証実験の概要と結果につきましては、担当課長から答弁いたします。

○日渡輝明企画調整課長 令和4年度に実施した予約型乗合タクシーの実証運行の概要と結果について答弁いたします。

実証運行に際しては、市街地からそれほど距離はありませんが、公共交通空白地帯が広く分布する立神・桜山西部エリアを対象区域として、事前予約に応じて乗合により市街地との間で輸送を行うものとして、1か月間の実証運行を行っております。

運行内容等の検討、整理については、路線バスや乗用タクシー事業への影響を抑制するため、運行はミーティングポイント型により実施したところでございます。

実証運行期間を令和5年1月23日から2月24日までの1か月間の平日とし、立神・桜山西部区域内に8か所の乗降場所、市街地側の乗降場所として枕崎駅前観光案内所など4か所を設置しました。運行時間設定につきましては、ドライバーの休憩時間を確保することも考慮した上で、8時から12時までと13時から17時までの間で、1時間に1回の運行としております。

そのほか希望する乗車時間の1時間前までに申し込むこととし、日時、乗降場所を交通事業者へ電話で予約し、料金については1回当たり300円の設定としております。

実証運行の結果につきましては、事前登録を行った方が15名おられました。利用実績はございませんでした。

実証運行の時期や事前周知、1回当たりの料金設定などの手法や、まず試しに乗合タクシーがどのようなものなのか乗車し、実感していただくための施策など、利用者ニーズの掘り起こしができなかったことが問題であると考えており、結果を踏まえた検討を深めていく必要があると考えております。

○11番橋口洋一議員 再度の説明ありがとうございます。

続きまして、10月から始まっております金山・道野地区を対象とした予約型乗合タクシー実証実験の概要と現在までの利用実態についてお伺いいたします。

○日渡輝明企画調整課長 金山・道野から枕崎市市街地方面への路線バス運行が、令和5年9月30日をもって廃止されることに伴い、枕崎市地域公共交通活性化協議会において、緊急的な代替交通の確保を兼ねるものとして予約型乗合タクシーの実証運行を決定し、10月1日より運用が始まっているところです。

実証運行は、想定される需要量や公共交通との競合回避等を考慮し、ミーティングポイント型での運行としており、路線バスとの競合回避、乗用タクシーとの競合回避を図り、乗降は集落内ミーティングポイントから市街地目的地のみとし、市街地乗降場所間での行き来はできないもの

としております。また、事前予約の締切りを前日とし、ドア・ツー・ドアでの運行を行わず、乗用タクシーとの差別化を図っております。

乗降場所につきましては、対象地域の公民館長の意見や、説明会に出席された市民の皆様の意見をお聞きした上で、田布川地区6か所、金山地区6か所、道野地区1か所でスタートしており、11月に入り、上竹中地区で1か所を新たに設定いたしました。

実証運行については、枕崎市地域公共交通活性化協議会で予算化しており、令和6年3月までの事業費122万円を計上しており、利用者の金額は1回当たり300円としております。

実証運行の実績でございますが、この予約型乗合タクシーの利用登録者は、現在31名の方が登録をされているところです。

利用実績としましては、10月は8名の方が延べ22回の利用で、11月は8名の方が延べ25回利用されており、合計で10名、47回の利用となっております。

引き続き、実証運行のデータを重ねながら検証を行い、施策につなげていきたいと考えております。

**○11番橋口洋一議員** 従前から走っておりました公共交通機関バスのほうでも、それほど利用がなかったものから廃止ということになったかと思われるところで、その代わりに運行されている予約型乗合タクシーにつきましても、なかなか低調な状況が続いているなという印象を受けたところです。

続いての質問に移ります。

立神地区等の実証実験におきましては、私の住む地域も対象になっておりました。利用した15名のうち、複数名が私の地域の方の登録でありました。地域に設定された停留所は2か所あり、私の家から坂道を登って下って600メートルのところに1か所、もう一か所は家から900メートルのところに設定してありました。これはもうちょっと歩けば、うちからお寺さんへも着くような距離でありました。

せっかくの停留所設置ですが、これでは私であってもなかなか使おうとは思えるようなポイントではございません。これではなかなか利用は難しいのではないかと思います。

そこで、現時点で実証実験を通して見えてきた改善すべき点についてお伺いしたいと思います。

**○日渡輝明企画調整課長** 立神・桜山西部地区の実証運行を行った際には、枕崎市地域公共交通計画の策定時に実施した市民アンケート調査の結果により、公共交通が提供されている地域における65歳以上の高齢者の外出頻度を対象地区である立神校区に当てはめると、平日1日当たり14回7人が往復する程度の利用が最大で見込めるという想定の中で実証運行を行ったところです。

タクシー事業者、事前登録者へヒアリングを実施したところ、事前登録した方の中には、ふだんどおりタクシーを利用される方もいたことを聞いており、また、遠回り感や知らない方との乗合に抵抗があることが分かっております。

また、立神・桜山西部地区では、集落側の乗降ポイントが少なかったため利用しづらかったとの意見もありましたので、現在実証運行を行っている金山・道野地区については、地域の方の意見も踏まえながら乗降ポイントを設定したところであり、2か月間のデータであります但し利用につながっていると考えております。

事業者、利用者へのヒアリングを実施しながら、ニーズ、評価を踏まえて方策を見いだしていきたいと考えております。

**○11番橋口洋一議員** 今、お話がありましたけれども、やはり住民のニーズにはなかなか合っていないところというのが現状ではないかと思います。

続きまして、本年を含めた直近3年間のタクシー運賃補助の実績についてお伺いしたいと思います。地区ごとの交付実績が分かれば分かる範囲で御回答お願いします。

○福永賢一福祉課長 本市では、高齢者等の地域社会への参加促進、健康維持及び介護予防の推進並びに生活の質の向上を図り、もって市民の福祉の増進に寄与するため、令和元年10月から、交通弱者の移動手段の確保策としてタクシー利用に係る運賃の一部助成を実施しております。

助成の対象者は、本市に住民登録があり、自動車等運転免許証を持っていない方で75歳以上の方、身体・知的または精神の障害者、要介護認定者、総合事業対象者、難病患者、小児慢性特定疾病の患者となっております。

利用状況についてですが、令和2年度以降は1人につき7,200円分、300円券を24枚交付しておりますが、令和2年度は対象者数1,739人に対し交付者数1,100人で発行率は63.3%、助成金額は602万7,900円で利用率は76.1%。令和3年度は対象者数1,849人に対し交付者数1,164人で発行率は63.0%、助成金額は629万1,900円で利用率は75.1%。令和4年度は対象者数1,816人に対し交付者数1,170人で発行率は64.4%、助成金額は619万1,400円で利用率は73.5%となっております。

このうち令和4年度の利用実績につきましては詳細に把握しておりまして、タクシー割引チケットを交付した1,170人のうち、24枚全部使い切った方が609人で全体の52.05%となり、使用頻度を区分した中でも一番高い割合で、さらに校区ごとに区分しても同様の傾向でありました。

また、全部使い切った方609人のうち、1か月の間に使い切った方は26人、2か月で使い切った方は80人、3か月で使い切った方は105人おりまして、全体の3分の1程度の方が3か月までに使い切っているようです。

これを校區別に見ても、市街地よりも周辺部に住む方のほうが早く使い切る傾向があるようです。

○11番橋口洋一議員 やはり今のお話を伺っているところでも、このタクシーチケットで地域交通としての足代わりにはなかなかないのではないかという印象を受けております。なかなか7,600円では特に別府地区等市街地から遠いところにおきましては、大きな金額等々も大きな問題になっているところかと思えます。

続きまして、地域交通の方策につきましては様々な方法があるかと思いますが、自家用有償旅客運送という方法、地域の方が過疎地域等において交通手段の不足する地域において、自家用車等を用いた実費弁償的な料金を受け取って、地域の方の力で運行するものと認識しておるところですが、本市においてそのような取組がなされているところがございますか、現状をお伺いいたします。

○日渡輝明企画調整課長 自家用有償旅客運送とは、既存のバス・タクシー事業者による輸送サービスの提供が困難な場合に、道路運送法の登録を受け、必要な安全上の措置が講じられた上で、市町村やNPO法人などによって運営される交通手段と位置づけられております。

この自家用有償旅客運送については、道路運送法の改正により、令和2年11月から運行管理や車両の整備管理についてバスやタクシー事業者などの一般旅客自動車運送事業者からの協力を受けて運営する事業者協力型自家用有償旅客運送制度が創設されており、バス・タクシー事業者が運行や車両管理に協力することで、自家用有償旅客運送自体のサービスの安定化や質の向上につながるなどがそのねらいとなっております。

鹿児島県内における導入状況を申し上げますと、3自治体が市町村運営有償運送の方法により、公共交通空白地域で運行区域の住民及び来訪者を対象に実施をしていることを確認しております。

枕崎市地域公共交通計画においては、鉄道駅から半径800メートル及びバス停から半径300メートルを公共交通サービス圏域とし、その外側を公共交通空白地域としており、また、公共交通サービス圏域で運行頻度が低い、運行時間の限定により公共交通を利用しづらいエリアを公共交通不便地域としております。

自家用有償旅客運送の導入は、緑ナンバーによるサービス提供が困難であることが前提であり、

本市においては全域がタクシーの営業区域に含まれると確認しておりますので、自家用有償旅客運送の導入を検討する段階にないと考えております。

○11番橋口洋一議員 本市においては、自家用有償旅客運送については対象になる地域はないという現状が分かりました。同じような取組で、昨今、新聞等でよく話を聞くライドシェアというものとどのような違いがあるのかを説明いただければありがたいです。

○日渡輝明企画調整課長 自家用有償旅客運送とは、既存のバス・タクシー事業者による輸送サービスの提供が困難な場合に、道路運送法の登録を受け、必要な安全上の措置が講じられた上で、市町村やNPO法人などによって運営される交通手段として位置づけられているということを先ほど答弁いたしました。この制度については、既存の交通事業者ではカバーが難しい移動ニーズを補完することが可能となります。

ライドシェアにつきましては、自動車の相乗りサービスで空いた座席をほかの利用者と共有するもので、一般の方が自家用車を使って料金を徴収し、運行を行うものかと思えます。

現在は、一般の方が自家用車を用いて有償で他人を乗せて運行することは、道路運送法の78条により禁止されております。原則として、自家用自動車を有償で運送のように供してはならないとしているものに該当することになります。

○11番橋口洋一議員 そうですね、これからの課題としてライドシェアというのは出てくる話かと思いますが、今まで、いわゆる白タク行為という部分が認可されるかどうかという議論が今後進むところかと思えます。

様々な取組ってというのは現在も行われて、法的にも検討されているところではありますが、続きまして、私ども志布志市に視察に行きましたと先ほど申し上げました。AIデマンドタクシーについて伺います。

冒頭に申し上げました視察の目的は、「チョイソコしぶし」と呼ばれる志布志のAIデマンドタクシーについてでありました。高齢者等の外出を支援し、健康増進につなげ、既存の公共交通機関ともつなげるという考え方が基本の取組になります。

「チョイソコしぶし」は、決まったルートはなく、地元のスーパー、病院などの停留所を提供する事業者と協力し、その協力事業者、公共施設のほか、自治体の設置する全てのごみステーションをつないでございました。住民は、全700か所を超えるそれらのポイントから乗る場所と協力するスーパーや病院や公共施設に設置する停留所を選んで予約します。

市中心部に偏在する施設を主な目的とする前提があるため、ごみステーション同士の乗り降りというのは将来的な検討課題とされており、現在は不可となっております。

志布志市における料金設定は、1区間200円、運行時間は平日の9時から16時、これは既存のタクシー事業者にとって一定のニーズのある夜間や土日など、時間帯での競合を避けるための設定であると聞きました。タクシーとバスの中間のようなイメージです。もちろん、運行は、地元タクシー会社が運行する前提ですので、地元タクシー業者にとっても運行台数に応じた一定の収入が入ってくるようになることから、メリットがあるものでございます。

志布志市の「チョイソコしぶし」と本市で行われている実証実験との違いは、固定ルートではなく、乗降場所の数が多く、運行本数は平日の運行時間内で空き時間が極力ないように、効率的に設定が可能であるという点でした。現在行われている本市の実証運行は、既存路線バスのイメージを引きずっており、ルート、また制限された運行時間に縛られておりますので、現在の住民ニーズに寄り添っているとは言えないところがあります。

一方、AIデマンドタクシーは、日頃から使用している生活範囲内にあるごみステーション等を起点とし、スーパー、病院等の協力事業者等の目の前まで行くことができるという仕組みです。AIとつきますが、配車がAIによるものであって、志布志市では高齢者の利用が多い現状に即して、現在電話のみの受付をしているとなっておりますので、オンラインの予約等に不慣れな

方でも安心して使うことができるという状況でありました。

このように、今回私どもが視察を行った志布志市の「チョイソコしぶし」の運営状況については、本市に置き換えましても免許を返納された高齢者等の外出支援、健康増進にもつなげることができる地域交通の現状に適合した、非常に有効な事業ではないかという印象を持っております。

概要は、このような施策であります。同様の施策について、市当局において検討はなされたことがありますでしょうか、お伺いいたします。

**○日渡輝明企画調整課長** 本市の場合においては、地域公共交通計画を策定する際に実施した市民アンケートの結果により、一定数の市民の皆様が高齢化等により将来的な移動手段に不安を感じていることも理解しており、今後も幾つかの実証運行パターンを組み合わせながら、データの蓄積を重ね需要を見極めていく必要があると考えており、公共交通施策を展開する上での課題として取組を進めていかなければなりません。

人口減少や公共交通に対するニーズの多様化などにより、公共交通の利用者数は年々減少傾向にある中で、公共交通の利便性向上と公共交通全体の活性化を図っていく必要があります。

また、既存の公共交通機関との共存を図りながら、公共交通全体の利便性向上に努めるとともに、自動車から公共交通への転換を促進し、公共交通全体の利用者を増やす取組も検討していかなければなりません。

A I オンデマンド交通については、A I を活用した効率的な配車により、利用者予約に対しリアルタイムに最適な廃車を行うシステムとなります。オンデマンド交通は路線バスのような路線定期型交通ではなく、運行方式や運行ダイヤ、発着地の自由な組合せにより、地域の特性に応じて柔軟な運行方法を行うものになります。運用の中で予約などに応じた車両の手配などや運行経路の設定などについては、運行管理者や運転手の経験則的な側面もありましたが、この配車や経路設定などを、A I 技術を用いて効率的な運営・運行を実現しようとするものがA I デマンド交通であると認識をしております。

デマンド交通については、利用者のニーズに応じて柔軟に対応できることや、路線バスなどの運行ルートから外れている地域においても移動手段を確保できるメリットがある一方で、コストの上昇や事前登録・予約の方法などの課題も挙げられております。

枕崎市においては、市街地を中心として市内各所に向けて放射状ネットワークが形成されている地形となっております。本市においてどのような運行形態が合っているのか、特徴を踏まえた上で選択できるよう先進地の事例も参考にし、研究をしていきたいと考えております。

**○11番橋口洋一議員** 市当局のほうでも、A I デマンドタクシーについての認識があるということは今分かりました。その中でまた、いろいろな検討がなされていることもよく分かりました。

それを踏まえたところで、また次の質問になりますけれども、「チョイソコしぶし」は、既存の公共交通機関と異なり、住民の生活圏内であるごみステーションから乗れるという仕組み、また、スポンサー制度により事業運営資金が入ってきて、スーパー・病院等にも停留所を設けることができるなど、これまでのルートを設定してあっても時間帯・バス停までの距離により乗客のニーズに合わないこと、希望する行き先まではバス停を降りてからが遠いなどの声にも応えられるすばらしい施策であると考えているところでございます。

また、枕崎地域公共交通計画の7項目目にある、「目標を達成するための施策」の施策⑤「多様な主体が移動サービスを支える仕組みの導入」という部分において、「新たに導入する移動サービス、目的地となる施設等からの協賛金（広告）などで運行を支える仕組みを検討する」という文言がありましたが、このことはまさに私が提案しているA I デマンドタクシーそのものであると思われました。

しかし、これまでの協議会議事録の概要を見ても、A I デマンドタクシーについて特に触れておることもなく、10月時点で地元タクシー会社からの委員にお尋ねしたところでもまだ聞いた

ことがないよという話もお伺いしたところでございます。

行政の立場から地域公共交通の中におけるA I デマンドタクシーの立ち位置を考えると、既存の公共交通機関との関係もありますので、むやみに拡大してはならないことは前提として理解しながらも、その利便性を考慮し、地域公共交通活性化協議会において積極的な事業展開を視野に入れた検討をするべきではないかと考えているところです。

また、志布志市において当初計画から3年で本格運行にたどり着いたというこの事実は、事務局・活性化協議会における丁寧な議論、それを踏まえた地域住民への丁寧な説明による共通理解の醸成もさることながら、市長のトップダウンによる実施意向もあってこそその施策であるとも言われているところです。

公共交通の在り方については、地域公共交通活性化協議会における協議を経て実施されることとされておりますが、協議会会長としての市長の意向は実施に向けた大きな原動力となり得ます。

そこで、現状のタクシー補助券給付に代わる当市の地域公共交通計画にも即したA I デマンドタクシーの導入について、市長の意向をお伺いします。

**○前田祝成市長** いわゆる交通弱者の移動手段を確保する上で、デマンド型乗合タクシーの有用性は、今後も検討・検証を続けていき、現在の福祉課で行っておりますタクシー補助券との併用、あるいは将来的なタクシー補助券の廃止なども視野に入れながら、実用化の可能性を探っていく必要があります。昨年度実施したデマンド型乗合タクシーの実証運行で得られた課題、現在、金山・道野地区で運行しているタクシーによる代替運行の評価や課題、さらにはやっぱりこの福祉タクシーの利用状況のデータ等をしっかりと検証するなどして、活性化協議会等での協議、議論も踏まえて、本市にとって最適な地域公共交通の絵を描いていく、デザインしていくことが求められると考えております。

その際、需要の実態を精査し、仕組みとしてA I を組み入れることが有効であると判断するならば、コストや利便性、将来性など総合的に判断した上で、その手段として、A I デマンドタクシーを導入していくことも、いずれかの段階であると考えております。

議員から御提案のありましたA I デマンドタクシーについては、大変精緻な報告も上がっていると伺っておりますので、他市の状況、そして、今A I デマンドタクシーが抱える課題等も十分吟味した上で、地域公共交通の活性化協議会の中でも議論してまいりたいと考えております。

**○11番橋口洋一議員** 市長のほうでも認識がおありで、そして、様々な問題に関しましてまだこれからも協議をされると認識しました。

これからもぜひ議論を進めていただいて、A I デマンドタクシーに限らず最適な公共交通というものを一刻も早く確立していただけるようお願いをしたいと思います。

私のほうで、すばらしい施策だという話はしますけれども、私も実際は、乗り合わせることがならなかったという、そういうケースもあるだろう。そして、乗り合わせっていう状況がなければ、結局、安価なタクシーになってしまうのではないかと、そういった懸念もあることはあります。

あわせて、A I デマンドタクシー、市外の手前のシステムを使うということになりますと、市外に市の資金が流れていってしまうと、そういう懸念とか、様々な問題というのはこの中には含まれていると思います。施策としては非常によいのですが、そのあたりの精査を十分に尽くしていただきたいと思っております。

今回は、問題に対し具体的に提案することで、庁内での議論を促す役割として、質問させていただいております。

現在、当局ほか地域公共交通活性化協議会において必要なことは、今回、提案させていただいたような施策のほかにも、情報収集し何が最適なのかという議論を早急に進めていただき、結論を出していただくこと、これに限ります。

令和4年6月に発表されました地域公共交通計画は、早くも当初計画から遅れているようにも見えます。当局において、これまでよりも積極的な検討を進めていただけますでしょうか。

**○前田祝成市長** 今、議員からございましたA I デマンドタクシーに限らず、やはりおっしゃられるように、この地域にとってどういう形がベストなのかっていうところを早急に協議してまいりたいと思います。

地域公共交通、非常に課題も多くありますし、いろんな選択肢もあると考えますので、ぜひ、我々も早急に、結果が導き出せるようなスピード感のある対応をしてまいりたいと思います。ありがとうございます。

**○11番橋口洋一議員** 市民はよりよい施策が実施されることを切に願っておるところだと思います。

議論、検討、そして決断につきまして、市長よろしくお願ひいたします。

続きまして、ふるさと納税についての質疑を上げておりますが、ちょっと時間が押してございますので、2番の中間管理業者が配置している鹿児島県担当者の活動状況についてお伺いします。

**○日渡輝明企画調整課長** ふるさと納税における中間管理業務である寄附情報の管理や返礼品の配送管理、返礼品協力事業者への対応、精算対応などの業務について、令和5年10月31日に大手ポータルサイトへ委託を行っております。

鹿児島県担当者として、自治体担当者2名、返礼品協力事業者担当者3名が配置されており、そのほか寄附者、返礼品協力事業者、自治体向けそれぞれ専門のサポート窓口が設けられております。

契約以後、どのような業務が行われてきているのか申し上げますと、各ポータルサイトを業務受託者が一括管理するための作業が進められてきております。10月31日以降、順次ポータルサイトを市の管理から委託事業者への管理へと段階的に切替えを行ってきており、切替えを行うための作業は、1つのポータルサイトを2週間ほど停止する必要がありました。

12月4日本日、運用を行っている6つのポータルサイトの全てが切り替わることになっており、寄附を受け入れる環境が整ってきたところでございます。

新たな制度への対応や、今後のふるさと納税返礼事業の進め方について、返礼品協力事業者へのサポートを進める中で、本市担当者と業務受託者の担当者が戸別訪問を行いながら、サポートと意見交換も行われてきておりますが、専門的見地から返礼品協力事業者へのアドバイスも定期的に行われるよう、市としましても働きかけを行ってまいります。

**○11番橋口洋一議員** 大手ポータルサイト運営会社に委託をされるようになって、事業者との接触が少なくなることが非常に危惧しているところでありますので、そのあたりを適切に対応いただくようプッシュしてもらって、よりよい方向に行ってもらうようお願いいたします。

続きまして、ふるさと納税の昨年、一昨年との状況の比較について、御説明をお願いします。

**○日渡輝明企画調整課長** 令和5年11月30日現在の寄附状況を申し上げますと、寄附件数2万7,341件、寄附額7億8,567万9,500円となっております。

令和3年度と比較しますと、寄附件数5万1,790件に対し52.8%、寄附額14億9,159万4,855円に対し52.7%となっております。

令和4年度との比較では、寄附件数3万9,294件に対し69.6%、寄附額9億2,976万3,000円に対し84.5%となっております。

**○11番橋口洋一議員** いろいろ本年度はここに至るまで紆余曲折等もありまして、寄附額もなかなか上向いていってないという状況が分かったところです。

引き続き、企画調整課におかれましては、全体を見たところで対応方お願いしたいと思います。一方、奮起を促す話を続けているところなんですけれども、一方では、ふるさと納税を担当さ



れる企画調整課って、あまりにも様々な事業、施策を持ち過ぎているのではないかというそういう懸念も持ち合わせているところです。

ふるさと納税には限らず、地域公共交通計画、移住交流計画、空き家対策、総合振興、地域エネルギー、男女共同参画等々、どれも重たい案件が、新しい施策がのってくると企画調整課に上がってくるということで、いろいろお話をしていると、施策を回すことにきゅうきゅうとしてしまって、なかなかそれを深く追求することが困難な状況にあるのではないかと思います。

これは一議員が言うことははばかれるのかもしれませんが、適切な配置等もお考えいただいて、対応して、よりよき施策が実行できるようにお願いしたいと思います。

これは私からの要望ということで御了承ください。

続きまして、最後の項目になります。

予算決算にみる当局の取組の姿勢についてというところでございます。

先般、決算特別委員会におきまして話を聞いたところからこの質問になったところでありますが、多くの市民が関心を持っている事項に、少子化対策にもつながる移住定住対策の一つとして、枕崎にもっと企業を、もっと働く場所を確保してほしいという声はよく聞かれる要望であると認識しております。

一方、先般の決算特別委員会において、昨年度の企業誘致費は15万円であって、活動内容は、県主催の企業立地懇話会において市のアピールをして、名刺交換等をして興味を持っていただいた企業から連絡を待つ、そういう答弁であったかと思います。

本年度の予算において、企業誘致費は旅費、需用費予算として昨年度と同様の予算額62万3,000円が計上されておりました。また、近くふりかけ工場でしたか企業が新規に進出する旨の話は聞き及んでおりますが、コロナが第5類へ変更になった本年度はどのような活動が行われているのかをお示してください。

**○田代勝義企画調整課参事** 本市の企業誘致についての取組について申し上げます。

企業誘致は、これまで市長のトップセールスにより進められてきております。

市長の前職で培った経験や人脈を最大限に生かしながら、様々な機会を捉えまして、本市に進出した企業や、本市とゆかりのある企業の経営者とも直接お会いしながら、業界等の情報収集に努めているところでございます。

質問者からも出ましたとおり、企業立地懇話会における会議の中におきましては、「わがまちの魅力紹介」というプログラムがございましたが、そこにおきましては、市長が多くの参加企業に対しまして、本市の立地環境や魅力を分かりやすく伝えるなど、本市のPRに積極的に取り組んでいるところでございます。

このような企業誘致に対する取組につきましては、決算のところでもございましたが、これらの経費は、予算の編成上、企業誘致費とは別の費目からも支出されているところでございます。

政策的な取組につきましては、関係する複数の課にまたがって予算が執行されているものもございまして、横断的に見ていただければと思っております。

来年度以降につきましても、企業の誘致活動につきましても、市長のトップセールスにより様々な機会等を活用しながら、そしてまた、県も誘致活動を行っておりますので、県とも連携をしながら、企業誘致を展開していきたいと考えているところです。

**○11番橋口洋一議員** 市長のトップセールスをとという話は今ございましたが、担当者としてどのような形で企業誘致に取り組まれるのかというところが、今もって不明確なところがあります。

市長は以前、酒造メーカーの営業担当として活躍されていたと聞いております。その中で営業の極意等もお持ちになられているところかと思いますが、それを市長1人任せにするのではなくて、組織としてやっていかないと企業誘致というものは進まないものかと思っております。

予算的にも非常に少ないなというのは正直なところの印象でございますので、担当者として令

和5年度、先ほどの企業立地懇話会に出席するという話はございましたが、そのほかの対応等しているところはございますか、お聞かせください。

○田代勝義企画調整課参事 先月も企業立地懇話会が今回も東京でございましたけれども、それから様々な企業とも御挨拶を兼ねながら、本市の課題等、そして誘致の支援等そういった話をしながらまた話を進めてきて、そういった企業とアポを取って、先月も企業立地懇話会の後、話を進めた経緯もございますので、今、進出してきている企業等、そういったところともまた綿密に話をして取組を進めていきたいと考えております。

○11番橋口洋一議員 今、お話を伺ったところでも、恐らく企業立地懇話会以外にはもう行かれていないんだろうなという印象を受けたところです。今の対応としては、市長のトップセールス頼みという、何かそういう状況が見てとれるような気がします。

この点につきましては、住民の願い、企業が一つでも多くあってほしいという願いとはかけ離れているものではないかと思うところでもあります。

来年度の予算につきましては、積極的に企業へアプローチするための予算づけ、そういったものと、並びに待ちの姿勢ではなくて、当局側から企業側へ不断の情報発信・継続的なコンタクトに係る費用をぜひ確保していただき、積極的な取組というものをを見せていただきたいと思っております。

○前田祝成市長 今、企業立地の御質問がございました。今、企画調整課から話がありました、私のトップセールスという話を中心になっているということだったんですが、農政課であったり、水産商工課であったり、日頃の業務の中でいろんな課題解決のために仕事をしているわけですが、その中で企業立地につながるような施策というのでも出てきつつあります。

下水道の汚泥の処理であるとか、あるいは今回の今進んでいる話についてもやはり本市で事業を営みされている事業者の方々のいろんな課題解決、あるいは取引先からの情報であるとか、そのあたりが最終的に企業立地につながっていくというそういう流れもございますので、企画調整課だけではなくて農政課であったりとか、水産商工課であったりとかそのほかの部署でもしっかりそういうアンテナを立てていって、そして企業立地につながるチャンスがあれば、そこを企画調整課と一緒に、あるいは私のトップセールスをつなぎながら獲得していく、それに努力はしていきたいと思っております。

ありがとうございます。

○永野慶一郎議長 時間となりましたので、橋口洋一議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時43分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、上迫正幸議員。

[上迫正幸議員 登壇]

○4番上迫正幸議員 しばらくの間、お付き合いをお願いいたします。

買物弱者、交通弱者という言葉に耳にします。皆様御存じのとおり、買物弱者とは、住んでいる地域の過疎化が進み、近くの商店等が廃業したり、足腰が弱くなって買物をしたり生活に必要なサービスを受けるのに困難を感じる人たちのことです。

また、交通弱者とは、公共交通機関の利用が困難な土地に住んでいる、また、自家用車両を所有していないなどの理由で交通手段に制約がある人の総称であるとの定義がなされております。

少子高齢化が進む中、買物弱者、交通弱者の方々は、これからますます増えていくと考えられます。

そこでまず初めに、地域公共交通の現状と問題点は何かについてお尋ねいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 令和4年6月に策定した枕崎市地域公共交通計画において、市内には郊外地域に加え、比較的人口が高密度に集積する市街地周辺にも公共交通サービスが提供されていない公共交通空白地域が見られ、総人口の約38%が公共交通空白地域に居住している状況となっており、計画策定時に実施した市民アンケート調査時点直近1か月の公共交通の利用者は5%程度にとどまるなど、車などと比べて移動手段の利便性が劣ることが分析されているところです。

また、地域公共交通が求められる役割を果たす上での課題も多く、労働力不足、運転手不足の問題は、若い世代の新規就労が少ない状況の中で、年齢層の高い世代が業界を支えている現状、これが深刻な課題となっているところです。

枕崎市地域公共交通計画では、本市の地域特性や公共交通の現状、公共交通に求められる役割などを踏まえ、目指すべき将来像の実現に向けて、地域公共交通の中で解決すべき課題として、1つ目に、市民生活に必要な移動手段を確保・維持していくこと。2つ目に、公共交通ネットワークの持続性を高めていくこと。そして3つ目に、周辺市町との連携をしながら一体的に取り組を進めていくことが必要であると整理しているところでございます。

これら解決すべき課題を踏まえて、本市の地域公共交通の4つの基本的な方針を定めており、多様な主体で支え合い、様々な移動サービスの重層的組合せにより持続性が高く、福祉や観光等の関連分野との連携による社会基盤として、近隣自治体と連携した市民をはじめとした来訪者等の移動を支える方針を踏まえた目標を達成するための施策を展開していく必要があると認識しております。

○4番上迫正幸議員 なかなか交通利用者が少なくなっていてバスの時刻表なども考えなきゃならないということですが、現在の枕崎からの路線バスの運行状況をお願いいたします。

○日渡輝明企画調整課長 現在の路線バスの運行状況について申し上げます。川辺・鹿児島方面、知覧方面、加世田・伊集院方面、南九州市頰娃方面、南さつま市坊津方面の5つの方面へ運行をされております。路線バスは、近隣の自治体間を結ぶ広域路線として重要な役割を担っており、5つの路線は地域公共交通計画においても維持することを目標とする路線となっております。

○4番上迫正幸議員 市の公共交通機関への財政負担額は幾らなのか、それから、これから増えることはないのかをお尋ねいたします。

○日渡輝明企画調整課長 路線バスに対する財政負担について、地方バス市内路線維持費補助及び地域間幹線系統補助金で申し上げますと、令和2年度234万5,000円、令和3年度240万5,000円、令和4年度364万7,000円となっております。

本年10月より川辺・鹿児島方面への普通便、知覧線、加世田・伊集院方面の3路線が廃止代替化されておりますので、来年度以降、この3路線の運行について、関係市含めて新たな負担が生じることになります。

○4番上迫正幸議員 次に、公共交通利用者の市民アンケートを実施したことがあるのかないのかをお伺いいたします。

○日渡輝明企画調整課長 先ほどの一般質問の中でもお答えをいたしました。令和3年度から取り組んできた地域公共交通計画を令和4年6月に策定をしております。計画を策定するに当たり市民アンケート、市民、高校生、民生委員へのアンケートを実施しております。その結果について地域公共交通計画の中でお示しをしております。計画策定の参考データとしたところでございます。

○4番上迫正幸議員 アンケートの中で公共交通に対する不満というものほどのようなものがあったか教えてください。

○日渡輝明企画調整課長 実施した市民アンケートの中では、これから高齢化になるにおいて、移動手段について不安を感じている、先ほどの一般質問の中でもお答えしましたがそのような意見があったところでございます。

○4番上迫正幸議員 はい、分かりました。

それでは次の質問に移りたいと思います。

路線バスの見直しにより、近隣の学校へ通う生徒の影響はどういったことがあると思われますか、お聞きいたします。

○森健一郎学校教育課長 中学生の進路選択に関する影響については、近隣市の公立高等学校の通学に利用されていたバス路線の運行見直しにより、関係の公立高校から、本市の中学校に対して、本市からの通学生の登下校に支障が出ないように、通学手段としての原動機付自転車利用の条件を緩和したり、校時の工夫を行ったりしていくことの説明が行われております。

現在、中学校では、三者面談を行い進路選択に向けて具体的な検討を始めたところです。進路選択の要因は、高校の専門性や特色、将来の職業など多岐にわたるため、バス路線の見直しが進路選択にどのような影響を与えるかは、現時点では把握できないところですが、市内中学校と連携を図りながら、今後の状況を見守ってまいります。

○4番上迫正幸議員 来年3月に加世田高校のスクールバスが廃止されると聞きますが、加世田高校に通う進路選択の影響はないのでしょうか。

○森健一郎学校教育課長 進路選択への影響についてですが、三者面談を現在行っております。その中で、様々な要因を含めて進路選択を行っていきますので、バス路線の廃止がどの程度影響を与えるかというところは、現在把握できていないところです。

○4番上迫正幸議員 分かりました。次の質問です。

高齢などの理由で、社会生活を営む上で支障を来す方々が増えてくるが、その対策をお尋ねいたします。

○福永賢一福祉課長 現在、策定を進めている第9期介護保険事業計画期間中に、いわゆる団塊世代が75歳以上となる2025年、令和7年を迎えることになり、質問者が言われるとおり、社会生活を営む上で支障を来す方々が増えてくると予想されており、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進していくことが求められております。

対策としましては、介護保険や総合事業など、ケアマネジャーのサポートによるサービスを利用することや、福祉給食や移動販売、生協を利用するなど、社会資源を活用することなどが考えられます。

また、地域における在宅福祉アドバイザーによる見守り活動など、その人に応じた自助・互助・公助・共助をバランスよく組み合わせることが必要であると感じています。

なお、高齢者の外出、買物、通院などの移動手段の確保策としては、タクシー運賃助成の交通弱者対策事業の充実も課題であると考えております。

○4番上迫正幸議員 この移動手段に、今使っているスクールバス、これを児童と一緒に利用できないのか、お尋ねします。

○日渡輝明企画調整課長 地域公共交通施策の検討としてスクールバスの活用についても事例が示されており、児童生徒の登下校時間帯以外の空き時間にコミュニティーバス化する場合や、登下校時に一緒に地域住民も乗車可能とし、あるいはコミュニティーバスなどとして乗合い化するものがあります。

このことは、地域住民の利便性向上と車両の効率的な運用、地域コミュニティーの活性化など様々な効果が期待されることから、交通手段の方策を検討する場合においては、検討の一つとして挙げられるものと考えております。

枕崎市地域公共交通計画における目標を達成するための施策として、方向性3の移動サービスの重層化と相互の連携強化、施策9に、スクールバスを活用した移動手段の確保として、輸送手段の総動員の観点から地域の移動手段として有効に活用することが挙げられています。

学校・保護者との合意形成や運賃の取扱いなど道路運送法に基づく手続も必要となり、検討・解決すべき課題もあり留意しなければなりません。

枕崎市地域公共交通計画に掲げる施策に取り組む中で、スクールバスの活用については、検討課題の一つでもあります。本市における公共交通の在り方については、どのような施策が有効なのか1つずつ検証を行いながら取組を進めていきたいと考えております。

**○4番上迫正幸議員** スクールバス利用というのは、ぜひ検討していただきまして、早期に実現するようにお願いし、要望しておきたいと思っております。

それでは次の質問に移ります。

現在行っているタクシー運賃の助成を知らないという市民の声を聞きますが、周知方法をお尋ねいたします。

**○福永賢一福祉課長** 令和元年10月から交通弱者対策事業を実施しておりますが、市民への周知につきましては、年度末、年度初めの広報紙、お知らせ版での周知のほか、市ホームページでの広報を行っております。また、令和2年度からは枕崎地区以外の地域の方を対象に、各地区公民館での出張受付も実施しており、防災無線での周知のほか、放送による住民への周知を該当公民館にお願いしております。

なお、手続が困難な方への対応につきまして、家族や担当ケアマネジャー等本人以外の申請も受け付けておりまして、そのような方による案内もしていただいているところでございます。

**○4番上迫正幸議員** 市報、ホームページにも載せているということですが、なかなか高齢者は市報とかホームページは見ません。

だから、先ほど課長もおっしゃいましたとおり、声です、防災無線とか、そういうことで周知をよろしくお願ひしたいと思っております。

この現在行われているタクシー助成、先ほど詳しい答弁がございましたが、これは利用者に大変喜ばれております。

財源を伴うことではありますが、ぜひ、運賃助成の拡充をお願いしたいと思うんですが、どうですか。

**○福永賢一福祉課長** 交通弱者対策事業につきましては、今後の地域交通体系の構築を見据えた望ましい制度の在り方を検討していきながら、予算の増額等についても検討していきたいと思っております。

**○4番上迫正幸議員** 検討するという答弁でしたが、一つお願いがあります。

市外と市内では、距離の違いがあるのでその辺のところも検討してくださるようお願いしたいと思っております。

次の質問に移ります。

買物弱者について、実態調査などを実施したことがあるのか、ないとすればこれから実施する計画はないのかをお聞きいたします。

**○福永賢一福祉課長** 3年ごとに老人福祉計画及び介護保険事業計画を策定しておりますが、策定年度の前年度に高齢者等実態調査を実施しており、要介護・要支援認定を受けていない65歳以上の高齢者を対象とした一般高齢者調査の設問の中で、外出に関することや移動手段に関すること、買物に関することがあります。

令和4年11月から12月にかけて調査した結果では、「自分で食品・日用品の買物をしていますか」との設問に対し、「できるし、している」と回答した方の割合が79.0%、「できるけどしていない」と回答した方が15.4%、「できない」と回答した方が4.1%でした。

3年前の調査と比較して、大きな差異はありませんでしたが、「できるし、している」と回答した方の割合が少し減り、「できない」と回答した方の割合が少し増えている状況です。

**○4番上迫正幸議員** そのできないと回答した方の、市外、市内の割合なんか分からないんです

か。

○福永賢一福祉課長 調査で買物できないと回答した方がどこに住んでいるかまでは、現在は把握できておりません。

○4番上迫正幸議員 高齢による運転免許証返納等で、食料品や日常の買物が困難な状況に置かれている方々を市として支援する施策は検討しないのかをお尋ねいたします。

○川野優治地域包括ケア推進課長 社会資源の買物支援につきましては、生協コープかごしまの食料品等の宅配やJA南さつまが行っております移動販売などがあります。

生協コープかごしまの宅配におきましては、現在1,400を超える方が利用されている状況と聞いております。

また、JA南さつまの移動販売におきましては、月曜日から金曜日に加世田・坊津・大浦・笠沙・川辺・知覧・枕崎を3台の販売車で運行しており、枕崎は月曜日と木曜日となっています。

枕崎での販売場所は、金山校区及び桜山校区と別府校区の一部となっており、今年度の利用状況は月平均250人となっております。

市としましては、JA南さつまの移動販売に係る車の燃料費の一部を助成しておりますが、高齢による運転免許証返納等により、これらの利用者は増えていくことが予想されることから、買物支援につきましては、枕崎市生活支援体制整備協議体で継続して協議していきたいと考えております。

○4番上迫正幸議員 私はこの移動販売が一番の解決の手段とだと思えます。JAが今やっているということで、利用されている方も250人以上いるということで、これをこれからも利用していただきたいと思えます。

次の質問に移ります。

地域おこし協力隊についてお尋ねします。まず、最初に制度の概要と目的についてお聞きいたします。

○日渡輝明企画調整課長 地域おこし協力隊は平成21年度に開始され、令和4年度においては全国で6,447名の隊員が1,116自治体で活動を行っておりますが、本市においては、平成28年度から取組が始まっており、現在、隊員3名を含めて8名の方が地域おこし協力隊として地域協力活動に取り組んできております。

地域おこし協力隊は、少子化等による人口減少や高齢化の状況が進む中、地域おこしに対して熱意のある都市地域からの人材を積極的に受け入れて、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PRなどの様々な活動を通じた地域協力活動に取り組んでいただき、地域振興と地域の持続可能性の維持・強化を図っていくことを目的とした制度となっております。

活動につきましては、おおむね1年以上3年以内となっておりますが、任期終了後は、本市への移住・定住により、地域振興や活性化に対し好影響を与える地域の担い手として活動されることを期待し、本市の求める活動ミッションに熱意と行動力を持つ人材を、面接により採用しているところでございます。

○4番上迫正幸議員 本市も制度を導入して8年ぐらいたつと思うんですが、その成果はどう捉えておりますか。

○日渡輝明企画調整課長 地域おこし協力隊については、一定期間、地域に居住して地域おこしの支援や地域協力活動を行いながら、地域に定住・定着を図る取組として導入されており、地域おこし協力隊、地域、自治体それぞれがメリットを享受できる効果が期待されます。

提供されるデータによりますと、全国では任期終了後も隊員の65%が引き続き同じ地域に定住し、定住した隊員の4割は自ら起業するなど、新しい視点で地域に活力を与え、地域で新しい仕事を創り出している導入効果が報告されております。

鹿児島県におきましては、任期を終えた269名の隊員のうち、活動地もしくは活動地の近隣地

へ定住した者が167名の62.1%となっており、平成31年4月1日から令和4年3月31日までに任期が終了した者の定住率は74.3%となっているようです。

先ほど本市にはこれまで8名の地域おこし協力隊が配属されていることを申し上げましたが、退任後の状況につきましては、退任された5名のうち、2名の隊員が就業、起業され本市に定住しているところであります。

地域おこし協力隊が活動を行っていく中で、本市への思いや期待など退任後の意向等も十分お伺いしながら、本市への定住のためにどのような支援等が必要なのかを日頃から意見交換を行いながら、地域おこし協力隊の目的に沿った取組が推進されるよう努めてまいりたいと考えております。

○4番上迫正幸議員 任期終了後のサポートはどうなっているのでしょうか。

○日渡輝明企画調整課長 任期終了後のサポートにつきましては、隊員として活動された方と意見交換も踏まえながら、起業等に対しましては、特別交付税措置においての支援もありますので、そういった事業等の活用についてもお話をさせていただいているところでございます。

○4番上迫正幸議員 資金面のサポートはないんですか、起業に対しての。

○日渡輝明企画調整課長 任期終了後の起業・事業化や定住に係る経費としまして、1人当たり100万円が上限として措置され、起業・事業継承に関する設備、備品、マーケティング、技術等に要する経費として支援制度がございます。

○4番上迫正幸議員 次の質問に移ります。

次に、内鍋清掃センターの中継施設についてお聞きいたします。

(仮称)南薩クリーンセンター建設に伴う内鍋清掃センターの中継施設設備の進捗状況をお願いいたします。

○立石秀和市民生活課参事 ごみ処理中継施設の整備につきましては、地域のごみ集積所に出すことができない粗大ごみ等の受入れや一時保管に対応するための廃棄物運搬中継施設の建屋新設と、資源ごみの中間処理、保管を行うマテリアルリサイクル推進施設は、既存の内鍋清掃センターのストックヤード及び設備を活用するとともに新たに缶類選別圧縮機の新規導入と建屋の建設を行います。

中継施設整備の進捗状況については、令和6年9月の中継施設開設に向けまして、昨年度、ごみ処理中継施設整備基本計画を策定し、本年5月にごみ処理中継施設整備設計業務委託を行い、缶類選別圧縮機の新設については、11月に契約を行い、令和6年7月までの工期で圧縮機の製作を進めているところです。

廃棄物運搬中継施設とマテリアルリサイクル推進施設の建屋建設については、現在、条件付一般競争入札の公告を行っているところであり、12月14日に入札を行いまして、その後、令和6年6月までの工期で工事に着手する予定となっているところです。

○4番上迫正幸議員 家庭系収集資源ごみ等は、今までと変わらず持込みができるんですか。

○立石秀和市民生活課参事 家庭系のごみにつきましては、地域のごみ集積所に出すことができない粗大ごみ、草木、木枝、そういったものの受入れを予定しているところです。

資源ごみについては、各構成市が単独で中間処理等を行っていくこととなりますので、受入れをする予定となっております。

○4番上迫正幸議員 現在、清掃センターへの粗大ごみの持込み量が膨大で、満杯の状態と聞きます。また、中継施設ができることは知らないという市民の声を聞きますが、その周知方法をお尋ねいたします。

○立石秀和市民生活課参事 令和6年9月から新たに運営を開始するごみ処理中継施設は、地域のごみ集積所に出すことができない粗大ごみ等の受入れや一時保管を行い、新クリーンセンター、新名称がなんさつECOの柱になりますが、こちらのほうへ搬出するための施設と資源ごみの中

間処理や保管を行い、売却を行っていく施設となります。

ごみ処理中継施設では、家庭系ごみで、地域のごみ集積所に出すことのできない粗大ごみ等の受入れを予定しているところですが、持ち込めるごみの品目や開設日時などごみ処理中継施設の運営体制について、低コストの環境行政を進められるよう市内の環境保全対策検討会で検討を行っているところであり、12月末までに方針を決定していくこととしております。

方針が決定しましたら、広報紙やホームページなどを中心に、より市民の皆様への周知が図られるような方法の検討を行い、市民の皆様にごみ処理中継施設に関する情報発信を行っていきたいと考えています。

また、ごみ処理中継施設の運営費については、新たな負担が生じることとなりますので、市民一人一人がごみ減量、資源ごみの分別の徹底を実践していただきたいと思っております。

特に御家庭でごみ減量や自家処理に取り組みやすい品目の生ごみについては、市が購入に要する経費を助成している電気式生ごみ処理機器や、衛生自治団体連合会があっせんしておりますコンポストの活用についての周知も併せて行っていきたいと考えているところです。

○4番上迫正幸議員 先ほど、タクシー運賃助成のところでも言ったんですが、年寄り広報紙もホームページも見ません。だからですね、先ほども申したように、地域の放送施設ですね、そういうのを利用することをお願いいたします。

次に、事業系一般廃棄物の持込みはどうなりますか。

○立石秀和市民生活課参事 ごみ処理中継施設につきましては、家庭系ごみの受入れを予定しており、事業所から生じる事業系一般廃棄物については、ごみ処理中継施設での受入れ対象外となる予定です。

事業系一般廃棄物の処分方法については、新クリーンセンター、なんさつECOの杜へ直接持ち込むか、一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を依頼していただくこととなります。

○4番上迫正幸議員 分かりました。

それでは最後の質問になります。

清掃センターの入り口から道路が大変荒れているように感じます。補修はしないのかを最後にお聞きいたします。

○立石秀和市民生活課参事 内鍋清掃センターにつきましては、南薩地区衛生管理組合が設置し、管理を行っている施設になります。

今、議員から御指摘のありました入り口の道路につきましては、段差ができるなど補修が必要な状況であることは確認しており、枕崎市としましても、補修が実施されるよう南薩地区衛生管理組合をお願いをしてくれているところです。

南薩地区衛生管理組合からは、内鍋清掃センターへの出入口の道路になることから、搬入車両が少なくなる2月頃をめどに補修工事を実施する予定であるということを知っているところです。

○4番上迫正幸議員 以上で一般質問を終わります。

○永野慶一郎議長 以上で、上迫正幸議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時22分 休憩

午後1時10分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、立石幸徳議員。

[立石幸徳議員 登壇]

○6番立石幸徳議員 通告に従い一般質問をいたします。

実りの秋の終わりには、1年の豊作・豊漁に感謝し、自然の恵みを喜ぶ産業まつりが各地で実施されます。本年は、私たちの周辺地域においては、幸いにして春先の寒波を除き甚大な災害も



なく、決定的な打撃を受けたということもなかったようで、それだけに数年ぶりの新酒まつり、農業祭、お魚まつりといったこういったイベントが晴天に恵まれ、盛大に行われたと思います。

そうしたお祭り会場を訪れるとき、我が市、我が地域の産業力はこれからも向上していくものなのか、このことを考えるのは当然のことであろうと思うところです。

産業のまちを標榜している枕崎市にとって、産業力の検証は、重要な作業になると考えます。検証の在り方として、まず、2015年度からスタートし、現在、第2期地方創生総合戦略の最終年度を控えておりますが、まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標は、第1番目に、地方に仕事をつくり、安心して働けるようにする、このことでもあります。

地方創生総合戦略の産業分野での現時点での検証はどうなっているのか。また、本市の水産・農業面でのこれまでの生産額、出荷額など、事業経営の実態を示す主要な指標は、どう推移してきているのか、併せてお尋ねをいたします。

[前田祝成市長 登壇]

**○前田祝成市長** 本市では、地方創生の取組として地場産業の振興と地域経済の循環により安定した雇用の創出を目指すことを政策分野の一つとして、平成27年度に枕崎市地方創生総合戦略を策定して取組を進めております。

現在、コロナ禍や国際情勢に起因するコストプッシュによる物価高騰などで、世界的にも厳しい経済状況が続く中ではありますが、本市においては雇用維持・事業継続を目的にした経済政策などを通じて、産業競争力は、そのような厳しい環境下でも維持・向上していると判断しています。

主要産業である水産業、水産加工業においては、H A C C P（ハサップ）等の積極的な設備投資に取り組む事業者も複数社あり、将来に向けた事業拡張への意欲も感じられるところです。

農業関係では、サツマイモ基腐病や茶の価格低迷、コロナ禍での葬儀等の縮小による菊の消費低迷など、マイナス要素もありますが、厳しい環境下でも新品種の導入や改植、新規就農による世代交代など前向きな取組も見られるところです。

飲食や観光においても経済支援策を効果的に活用しながら苦境を乗り越えているところです。

このような産業振興に関する施策を戦略的・効果的に実施していくため、毎年度、K P Iの数値を踏まえた事業の効果・検証を実施しておりますが、産業振興に関する政策分野の検証は企画調整課に、取組状況については水産商工課と農政課から答弁させます。

**○田代勝義企画調整課参事** 私からは総合戦略における産業振興に関する政策分野の検証について申し上げます。

本市の総合戦略につきましては、平成27年度から令和元年度までの期間を第1期、令和2年度から令和6年度までの期間を第2期として取り組んでおります。

まず、第1期の産業振興に関する政策分野の検証について、この目標指標につきましては、新規雇用の件数、新卒雇用の件数、起業件数、事業拡大・新分野進出件数のこの4つを設定いたしました。そのうち、拡大・新分野進出件数を除く3つが目標達成となっております。

第2期の地場産業に関する政策分野におきましては、製造品出荷額、農業生産額、1人当たりの所得額のこの3つを目標指標としており、そのうち1人当たりの所得額は達成をしております。他の2つの目標指標につきましては、計画最終年度であります令和6年度までの達成に向けて取組を進めているところです。

**○鮫島寿文水産商工課長** 水産商工課、私からは、本市の事業所総数、枕崎漁港の水揚げ実績、かつおぶしの生産状況について答弁いたします。

経済センサスによります本市の事業所総数は、平成28年が1,188件、従業者数9,254人、最新の公表数値で令和3年が事業所総数1,152件で従業員数は9,344人となっております。

枕崎漁港の水揚げ実績につきましては、令和元年が水揚げ量8万6,834トン、水揚げ金額が

143億2,172万円、令和2年が7万9,709トン、125億6,245万円、令和3年が6万7,296トン、114億2,932万円、令和4年、昨年ですが6万8,531トン、164億0,303万円となっております。

かつおぶしの生産状況につきましては、令和元年が1万3,691トン、令和2年が1万2,185トン、令和3年が1万2,182トン、令和4年が1万1,783トンとなっており、令和2年から新型コロナウイルス発生・拡大の影響を受けまして減産傾向にありましたが、令和5年に入りまして、生産は上向いている、コロナ前に戻りつつあると伺っております。

かつおぶしの加工原料となる冷凍カツオを含めた水揚げ増の取組として、特定第三種漁港である枕崎漁港の漁港機能を強化するとともに、受入れ態勢の充実に努めることで産業競争力の強化を図ってまいりました。具体的には、外港に水深マイナス9メートル岸壁を300メートル整備、高度衛生管理型荷捌所を新設し、令和2年に漁協の製氷施設、第3冷蔵庫が今春竣工するなど、海外まき網船やアジ、サバ等の青物の大中型まき網船など、外来船の受入れ態勢の充実に努めてきたところです。

今後も、枕崎漁港という特定第三種漁港の強み、大きな産業資産である漁港の機能充実に努めることで産業競争力の向上を図っていきたくと考えています。

また、加工面におきましては、HACCP（ハサップ）対応の食品加工の施設整備が進み、海外輸出を視野に事業展開を進めている事業所も増えてきています。先ほど申し上げました高度衛生管理型荷捌所で水揚げすることにより、品質保持や衛生面での優位性を発揮し、その水揚げされた加工原料をHACCP（ハサップ）対応施設で生産することで製品の付加価値が高まり、産業競争力の向上につながるものと考えています。

丁寧なものづくりとして、生産量と質の高さで日本一を誇る本市の代表的な地域産品である枕崎鯉節は、平成21年2月に本枯節が日本食品産業センターから本場本物の認定を受けるとともに、平成22年6月には、枕崎鯉節が地域団体商標に登録され、枕崎の食のまちづくりを牽引してきましたが、今後も引き続き、カツオやかつおぶしを活用した新製品の開発やPR活動を展開、効果的に情報発信していくことで、産業競争力を向上させるとともに、本市のブランド価値も高めていきたくと考えております。

**○沖園信也農政課長** 私から農業関係について申し上げます。

本市の農業生産実績につきましては、令和元年が約88億7,700万円、令和2年が約79億4,900万円、令和3年が約81億9,600万円、令和4年が約88億3,600万円となっております。

新型コロナやサツマイモ基腐病の影響を受けた令和2年度は10億円近く落ち込んでおりましたが、令和4年度は新型コロナ前の令和元年度の農業生産額に戻りつつあります。

農業におきましては、生産性や品質の向上等を図るため高性能茶機械施設等導入支援事業や認定農業者担い手育成対策事業、「枕崎の、茶・果樹。」チャレンジ改植支援事業、広報活動といったしまして枕崎さえみどりPR事業や「枕崎の、特産品。」発信事業、担い手育成としまして農業後継者育成対策事業などの支援を行い、産業競争力の向上に努めているところでございます。

**○6番立石幸徳議員** 本市の産業力の実態といたしまししょうか、本当の概要みたいなものをそれぞれの所管課から教えていただきましたが、私は地方創生の初代担当大臣に、直接、地方創生の取組をする際にお話を聞く機会がございました。

まち・ひと・しごと創生であるけれども、この中で最も大事なのはいしごとの創生なんですと、大臣自身が言われました。ですから私は、もちろんまち・ひとも大事なんですけども、この地方創生戦略の中で仕事をいかに盛んにするか、盛り上げるか、この点をずっと注視していきたいと思うんです。

市長の毎年度の施政方針の中にも、産業競争力、公約にもあったと思うんですけども、よく触れているんですけども、いまひとつ本市の産業競争力が、なかなか外に向かって、どうなっているっていうことが、ちょっとPRが少ないんじゃないかと。

毎年1月上旬に、実は全国漁港の水揚げ金額並びに水揚げ数量、この実績が業界紙で発表されますよ。我が市は必ずベストテンに入っているんですね、10位以内に入ります。数量は、10位を外れることもあっても金額でベストテンに入る。日本全国3,000近い漁港の中で10位以内に入る我が市のこの枕崎漁港、私はこういったものは市民にも本当にPRしていただきたい。

そうであれば、市民の皆さんも非常に我が漁港を誇りに思うし、また、これからの枕崎を一丸となってやっぱり盛り上げる、そういった意味もあるんじゃないかと思うんですよ。

そこで、もう少し枕崎の漁港、それから海を生かす、そういう面で、次の海業の展開による、今リニューアルをしておりますお魚センターなどの活性化、こういうことをお尋ねさせていただきます。

近年、この海業という言葉が非常に注目されるようになりました。漁業とか水産業というのは、もう昔からの産業なんですけど、ここ数年、これまでなかなかなじみのないこの海業というものを水産庁自体が打ち出してきたんですね。

基本的な言葉、海業の定義といいたしましょうか、こういったものもなかなか見つけるのも困難なんですけれども、実は昨年、令和4年3月に定められました水産基本法第11条に基づく国の最も新しい水産基本計画、この中で、海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業、これを海業と定義をされております。

そして、水産基本計画では、地域を支える漁村の活性化の推進として海業などの振興が打ち出され、地域の理解と協力の下、地域資源と既存の漁港施設を最大限に活用した海業などの取組を一層これから推進すると。この水産基本計画と併せて策定されました国の令和4年から令和8年までの漁港漁場整備長期計画ですね。この漁港漁場整備長期計画の重点課題の3つのうちの一つとして、海業の振興と多様な人材の活躍による魅力と所得向上を上げているんですね。

ここで、最初に海業を掘り下げる前に、この海業というものについて本市の水産行政ではどのように認識をされているのか、この点をお尋ねいたします。

**○鮫島寿文水産商工課長** 今、議員がおっしゃいましたとおり、新たな水産基本計画と、同じ時期の令和4年3月に漁港漁場整備長期計画におきまして、海業は、海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業と定義がされているところです。

この言葉につきましては、昭和60年に神奈川県三浦市の第9代の市長だと思えます久野隆作氏により提唱されたもので、海の資質、海の資源を最大限に利用していくということをコンセプトに、漁業や漁港を核として地域経済の活性化を目指すと言われていたものであると承知しております。

枕崎の漁港におきましても、このような国の水産基本計画及び漁港漁場整備長期計画におきまして、海業の振興というのが定義をされましたので、本市においても、これらの国の施策、予算等を見ながら、しっかりと枕崎漁港の港のにぎわいを創っていきたいと考えております。

**○6番立石幸徳議員** 昨年のさっき言った水産基本計画あるいは漁港漁場整備計画に出ている海業が、今年に入ってどういった動きをしているかというのは私自身が少しまとめさせてもらったんですが、まず、本年7月4日に水産庁の新長官に森健さんという方がなったんですね。この水産庁長官の新任の挨拶で海業の課題に触れております。

それからまた、本年8月下旬、これは毎年度国家予算の概算要求というものが各省庁から出されるんですが、実に概算要求の中でも、海業振興には本年23年度が24億円の予算でしたが、来年度の概算要求45億円、倍近い予算要求をしているんですね。

それから、一番新しい動きとしては、1か月ぐらい前の10月18日、東京で開催された第72回全国漁港漁場大会、これ年1回の恒例の大会ですけれども、この中で、水産庁の漁港漁場整備部長が、田中さんという方ですが、現在、この整備部の中に、部内に新しく海業推進課を設置するとコメントしております。

そしてまた水産庁はもう既に、これから5年間で、全国500件の海業振興に係るモデル地区を選定すると。もう既に全国12の地域がモデル地区に選定されております。

近くでは、九州の中では長崎県の対馬市あるいは熊本県の天草市、天草の牛深漁港ですね。牛深漁協の海業の取組として、例えば、オートキャンプ場やホテルなどの企業誘致、ヨットやプレジャーボートなどのマリーナスペース、海釣り公園、アワビやウニ類の増養殖、こういったものを併せて取り組むと、これが天草のモデル地区の事業ですよ。

そこで、本市に置き換えて、我が枕崎漁港、海業との展開の中でどういったことができるのか。現在もどういったことが海業と言われていることでなされているか、挙げたら本当に夢が広がるようなことがたくさん出ています。

例えば港町のあるホテルには、週末あるいはお休みの祭日のときは、スキューバダイビングを愛好する方々がもうたくさん押し寄せていますよ。それから枕崎漁港から離島への瀬渡し船、そして、市民の中でも枕崎漁港に海釣りの場は提供できないのかという声も聞いております。

さらには、今、漁業の中では陸上養殖、養殖業を何か導入できないか、そういった夢を持った市民もたくさんいるんですけれども、この海業を本市でどうやって展開していくか、そのことが質問にも通告したお魚センターなども併せてやっぱり相乗効果が出てくると思いますよ。そういった面についての本市の取組、この辺については具体的に何か検討をされているのかどうなのか、お尋ねをしておきます。

**○鮫島寿文水産商工課長** まず、水産庁関係の予算ですけれども、後の答弁にも関わりますので少し説明したいと思います。

令和6年度の水産庁の予算の概算要求が今年の8月に示されておりますが、そのこの主要項目の4番目に水産基盤の整備、漁港機能の再編集約化と強靱化の推進におきまして、海業関連としましては、漁港機能増進、海業の振興ということで、1つ目に漁港機能増進事業で12億円、令和5年の予算が6億円でありました。

そして、議員がおっしゃいました45億円というのは、浜の活力再生成長促進交付金が45億円、令和5年は24億円ということでありました。このような海業振興の予算要求を水産庁が行っております。

内容としましては、先ほど議員がおっしゃいました漁港での増養殖とか港のグリーン化、そういったものが、今私が申し上げました漁港機能増進事業と浜の活力再生成長促進交付金事業で実施をしていくということになっております。

海業の取組事例として、この中では本市はもう既にございますが、地場の水産物を提供する食堂、水産物の販売施設、それと漁業体験活動、釣り体験、議員がおっしゃったそういった釣り体験というのが取組の事例として掲げてあります。

また水産庁の組織体制におきましても、私も先ほど秋にありました全国の漁港漁場大会に出席をしたところですが、その中でも今、海業振興の体制構築に向けまして、水産庁で農林水産省ほか関係省庁と組織、人員等の調整をされているということでした。

現在、漁港漁場整備部の中に、主に計画課、整備課とありますが、計画課の名称を改称しまして、海業の推進の課をつくっていくということでお伺いしております。

それと、本市の取組、今後どういった取組かということですが、本市におきましては、枕崎お魚センターのにぎわい創出のための施設改修について、海業関連の事業を取り込めないか県と調整、協議を進めてきたところですが、最終的には内閣府のデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、太陽と鰹のまち『枕崎』ウオーターフロント拠点整備事業として整備を進めることになったところです。

現在改修の工事を進めております、枕崎お魚センターの西側の公園につきましては、老朽化対策及び港のにぎわい創出と、お魚センターの利便性向上の相乗効果を目的に、先ほど国の事業名

を申し上げましたが、漁港機能増進、海業の振興の視点で、水産庁の浜の活力再生・成長促進交付金を活用できないかということで、今、新たな駐車場整備、そういったものを県と調整しているところでございます。

国が推進します海業の振興につきましては、まずは本市の強みであります特定第三種漁港であります枕崎漁港の機能強化を進めていきたいと考えております。全国的な近年の海水温上昇等の海洋環境の変化で、獲れる魚が限られ、また変わってきております。漁獲に加えて、いかに生産性を高めて付加価値を高めていくかが課題でありまして、これらを解決するためにも海業を推進し、漁業者の所得向上及び雇用の創出を図っていきたいと考えております。

先ほど出ましたなまこにつきましても、先日も県の水産技術開発の水技センターとも漁業者の皆さんで勉強会等を開いております。なまこの増養殖について、港の有効活用が図られないかということで、以前から調査研究を進めておりますが、それらも踏まえて鹿児島県や漁協、漁業者の声を聞きながら、具体的な海業振興の事業を展開していきたいと考えております。

**○6番立石幸徳議員** 最後は、要望も強力にお願いしておきますが、いずれにしても、我が港、本当に南九州最大の流通漁港と言われるわけですね。そういった漁港を本当にフルに活用するためにどうしなければならないか、本当に総力を挙げていろんな意味で活用策を海業の展開として検討していただきたいと思っております。

もう一方、農業面では、この畜産の関係で質問をいたします。

私は全然畜産っていうのは、もう本当のど素人でよく分からない分野なんですけど、ただ枕崎市はこの畜産に関しては、非常に秘められた底力を持っていると考えています。なぜかといいますと、鹿籠黒豚、この発祥の地ですね。

我が市の黒豚発祥のこの伝統といましようか、これはすごい力が残されていると思うんです。

実態としても農業分野でもこの畜産の生産額っていうのも非常に大きいものがあります。さらに、近年では、なぜ畜産が大事かという、いわゆるふるさと納税における返礼品ですよ。このふるさと納税の返礼品の重要な位置を占めるのが肉類なんですね。

本市としては、畜産を盛り上げることがいろんな意味で私は大事になってきていると考えますのでね。まずこの今、非常に脅威となっている豚熱、この点の対策がどうなっているのか、簡潔にお尋ねしますが、2018年に日本では、岐阜県で最初発生したこの豚熱、それがあつという間に日本全国18県に拡大。2020年には、もう豚熱の清浄国、汚染されていない国は、それまでは日本は清浄国ステータスっていうものを持っていたんですけども、汚染国になって、そのステータスを失ってしまった、なくなった。そしてさらに今年8月30日に、なんと九州にこの豚熱が伝染してきた。

佐賀県において、豚熱事案が発生して、そして農水省は9月1日付で、もう九州全県の7県を豚熱の予防ワクチン接種の対象地域に指定してきたわけです。特にこの鹿児島県は、日本全国で全国一の養豚数を抱えている鹿児島県なんですね。鹿児島県内には、統計では約530の農場に115万頭の豚がいるということになっております。そして本市も、県内の状況もさることながら、この養豚の面では非常にいろんな意味で頑張っている方はたくさんおられるんです。

この豚熱の予防ワクチン、まず本市の状況はどうなっているのか。それから、本市の防疫体制、この点はどうのように取り組んでいるのか、お尋ねをいたします。

**○沖園信也農政課長** ただいま質問者からありました質問内容と若干かぶる部分もございまして、豚熱は、豚熱ウイルスにより豚、イノシシに感染するもので、感染すると高い率で死に至るものでございます。日本では、平成30年に26年ぶりに発生が確認され、先ほど質問者からもありましたが、今年の8月には、佐賀県において豚熱の感染事例が確認されたところです。

九州は、一大養豚地域であり、豚熱対策が急務となったために、国の特定家畜伝染病防疫指針に基づき、九州全県がワクチン接種推奨地域に指定されたところでございます。

このことから、本市では、9月12日に養豚経営者やその従業員を対象に、登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種のための研修を南薩家畜保健衛生所が開催をいたしております。また、本市養豚農場へのワクチン配付は、今年10月下旬から11月下旬にかけて行われておりますので、接種が必要な農場での接種は済んでいると思います。

防疫対策につきましては、先ほど説明いたしました南薩家畜保健衛生所の説明会で中身と養豚経営者等への説明をしているところでございます。

○6番立石幸徳議員 今の答弁の中で、本市の対象農場、対象となる豚の頭数、この点についてはどういうふうに把握しているんですか。

○沖園信也農政課長 農場数につきましては、10農場が対象となり、その農場に対しまして、県からワクチンが配付をなされております。

頭数につきましては、県が配付する際に調査をかけて行っておりますが、こちらで把握しておりますのは、令和5年1月1日現在で2万4,959頭、これがワクチン接種の頭数とイコールではございませんが、大体これぐらいの頭数が、本市の養豚農家では飼われていると思っております。

○6番立石幸徳議員 それから、ワクチン接種はコロナの人に対する接種もそうでしたが、1回で終わるんじゃないなくて、数回やらないといけないというようなことや、一体、誰が豚にワクチンを打つのか、そういう人手の問題、いろんな問題がありますが、もう細かいことは時間の関係でいいですけども、今、取り組んでいる態勢で安心できるのか。というのが今日も、これは鶏の関係で、家畜の場合は、一旦そのウイルスとかそういう伝染病にかかると殺処分なんですよね。人間は隔離をしたり、病気が治るまでということでありまして、かわいそうにといひましようか、家畜はもう直ちに殺しますよ。ですから、これ対策としてはね、完璧を期さないといけないと私は思うんですよ。その辺のところは安心できるんですか。この点、最後に聞いておきます。

○沖園信也農政課長 家畜伝染病院につきましては、日頃から、全ての牛、鶏も含めまして、各農家は非常にその衛生態勢という部分につきましてシビアになっており、万全の態勢を取っているものと思っております。

今回の豚熱の関係につきましては、佐賀県での感染が確認をされておりますが、その原因がなかなか分かっていない状況でございます。

イノシシによる感染ではないかということで報道されておりますが、その関係もございまして、現在、イノシシの捕獲につきまして、イノシシの尻尾を家畜保健衛生所に届け出て、本市内での野生のイノシシの感染がないか、そういったものも調査をしているところでございます。

○6番立石幸徳議員 これ畜産の関係でもう一点ですね。これまでの本市の予算にも度々支援策が出てまいりましたけれども、畜産におけるこの飼料、餌ですね、非常に高騰していると。外国から配合飼料を輸入すると、為替の円安の関係もあってあわせて高い餌を買わざるを得ない。そういったことで、畜産経営が非常に厳しい。

そこで、今日の業界紙、農業新聞の1面トップも、これからの外国の飼料は高止まり、もう安くなることはちょっと考えられませんかと農林水産省が発表しているんですよ。そこで、対応策として、この餌の需給対策、国内で自分たちが餌を作ったらどうかということが当然考えられるわけです。そのためのいろんな県あたりの支援策もあると思うんですが、この点の取組はどうなっているんですか。

○沖園信也農政課長 畜産の飼料自給率につきましては、国では、粗飼料においては、草地の生産性向上、飼料生産組織の運営強化等を中心に、濃厚飼料においては、エコフィードや飼料用米の利用拡大等により向上を図り、飼料全体で令和12年度目標値を34%としているところでございます。

飼料作物の本市における実績につきましては、令和3年で作付面積71.7ヘクタール、生産量3,862トン、令和4年では作付面積89.8ヘクタール、生産量4,668トンとなっており、いずれも伸びている状況でございます。

畜産農家が直接栽培するトウモロコシやイタリアンなどの作物もございますが、稲作農家による水田活用の直接支払交付金による飼料用米や、WCS、ホールクroppサイレージ用の稲の栽培が多くなっていることが伸びた要因でございます。

令和3年以降の配合飼料の価格高騰を受け、畜産農家が苦しい状況でございます。また、農家戸数の減少に伴い遊休農地の増加も懸念されますので、市といたしましても飼料作物の推進を図っていきたくと考えているところでございます。

**○6番立石幸徳議員** 最後になりましたけどね、耕作放棄地、遊休地がいっぱい、いっぱいと言っとって、使い道はあるのに、そんな遊休地があつて困っているんですっていう話じゃ何かおかしいような気がするんですね。この辺もスピードアップして取り組んでいただきたいと思ひます。

時間も少なくなっていますので、地域おこし協力隊について、2項目出しましたけど、もうまとめて質問をさせていただきます。

午前中にもこの点の地域おこし協力隊の概要については答弁もございました。

私は今度、この地域おこし協力隊を質問項目に出したのは、我々市議会総務文教委員会で、1か月ぐらい前、岡山県の西栗倉村というところを行政視察いたしました。1,400人ぐらいの村ですよ、人口が。そこに何と地域おこし協力隊が55名いるんです。全国的には、北海道に62名いる。私全国の資料も取り寄せましたので。西栗倉村は、全国3位の協力隊。でも人口割からいくとすごいなど。

その地域おこし協力隊が何をしているかという問題、ありますね。鹿児島県では、一番地域おこし協力隊が存在しているのは、南のなんと離島、十島村ですね、25名いるんですよ。

この地域おこし協力隊が活躍している、そして国も数年後には、今6,400人ぐらいの地域おこし協力隊を1万人にするんだという目標が出されております。これから増えることは間違いありません。

ただ、地域おこし協力隊で頑張ろうという、特に若い人が、どこを希望するか、希望地、これは全国いろいろ募集をかけた地域で魅力のある地域ですね。そこにしか行かないわけですよ。だから先ほど言いました西栗倉村がいかに魅力のある、若者にとって、ここで頑張ってみようと思うか。その部分を私は枕崎市の取組としてどうなっているんだと。

これまで午前中にありましたけど、8人の方々にどういった業務、どういった課題を与えて来ていただいたのか、その課題をきちっとこれまでの方々はちゃんと頑張っていたのか、その辺の実績の問題。それから今後、この地域おこし協力隊を本市でもいろんな形で取り組んでいただきたいと思うんですが、今後の見込みとして、その辺の対応をどう考えているのか、2点お尋ねをしておきます。

**○日渡輝明企画調整課長** 地域おこし協力隊のこれまでの活動内容としましては、過疎地域支援のための取組を目的に、遊休農地活用による営農、地域行事等への参画、環境保全活動等の地域コミュニティの支援など地域活性化のための活動、観光振興の分野で枕崎市の魅力発掘と発信、スポーツを通じたまちの活性化の分野でスポーツ合宿の誘致などの取組のほか、移住交流推進及び関係人口創出拡大に向けた取組に従事していただいております。それぞれに課された役割を、従事された隊員のこれまでの経験やアイデアを生かしながら、本市の地域づくりに貢献いただいております。

市としましても、地域おこし協力隊員の活動がよりよい方向で取り組んでいけるように、地域の課題や地域づくりについて情報を共有しながら支援に努めているところでございます。

また、地域おこし協力隊の導入についての考え方でございますが、地域おこし協力隊については、本市が導入をする際に、より適性の高い隊員を確保したいということで、その募集に係る経費として、毎年度2次選考の大都市圏での面接に係る経費を予算化しております。

募集に際しては、毎年度、自治公民館や庁内各課が所管する地域団体等に対し、地域おこし協力隊の導入についての意向調査を行っており、地域振興や地域課題の解決に向け、導入時期等を検討いただいているところでございます。御質問者からの御指摘のとおり、産業振興の分野での活用も図っていくために、また関係課と検討を深め、地域の活力につなげていく必要があると認識をしております。

あらゆる分野で地域おこし協力隊のスキルを生かしていただく場を創出しながら、取組を前に進めていきたいと考えております。

**○6番立石幸徳議員** 午前中にも課長から、その手続的な説明の中で、応募してきた若者と面接をするんですと。要するに、枕崎市から望む業務について応募をされた方がどの程度、やはり認識されているか、いろんなチェックの仕方あるかと思うんですけどね。いずれにしても、先ほどの西栗倉村、ベンチャー企業の認定事業者という制度をつくってございましたけど、いろんな、特に若い人を中心に移住定住で頑張ってもらおうということに、その面接の中で試験というところちょっとおかしくなりますが、テストする場合に、基準はございませんと。何を一番大事にしているかという、応募をされた方の情熱が、どの程度情熱を持たれているか、そこを見るだけですよという説明をいただきました。

私どももやっぱり、地域おこし協力隊に頑張ってもらって、そういう中で本当にその情熱を持っているかどうかということを見極めて、本当に我が市に、役立つ協力隊員をこれからもどんどん活性化のために入れていっていただきたいと思っております。

残り時間で介護保険の部分について質問をいたします。

まず、全国的なこの介護保険制度、あるいはいろんな制度の改正といいたいでしょうか、そういうものが来年からの第9期の介護保険事業計画を控えて出されてきております。

その前に、今の日本の社会保障の中で介護分野の費用というのが物すごい費用になっているわけですね。2000年にこの介護保険制度をスタートして、23年経過しているわけですがけれども、当初、日本全体の介護費用3.3兆円から、現在13.5兆円の4倍ぐらいになっている。これがまだまだ増えていきます。

しかし、医療の分野は何倍どころか6割あるいは年金、これも5割ぐらいしか社会保障の中では増えていないんです。介護分野が突出して、経費が上がっていくもんですから、いろんな制度改正が予定されているみたいです。

まず、介護事業所が初めて赤字を出してきていると。例えば特別養護老人ホームでは、制度始まって以来のマイナス1.0赤字ですね。老人保健施設も赤字を出した。社会保障に関わる施設が赤字経営になるというのは、私は非常に大きな出来事になると思います。本市の介護事業所の経営実態、これはどういうふうになっていると担当課ではつかんでいるんですかね、お尋ねします。

**○福永賢一福祉課長** 厚生労働省が本年5月に実施した令和4年度決算を対象とした介護事業経営実態調査結果の概要によりますと、質問者がおっしゃられるように、施設サービスについては、介護老人福祉施設、つまり特別養護老人ホームのことですが、これら3業態全て、居宅サービスについては訪問看護など4業態、地域密着型サービスについては、小規模多機能型居宅介護など4業態と、全22業態のうち11業態で利益率が悪化しており、理由としては、物価高で光熱費や食材費などが増加したことなどが主な要因となっているような報道がなされております。

これを受けまして、本市の介護保険サービス事業所がどのような状況であるかについても把握する必要があるとして、現在、各事業所に調査をしておりますが、これまでに把握している状況としましては、本市における介護事業所においても、国の調査結果と同様に、物価高騰により光



熱水費・食材費・消耗品費の負担増により経営が悪化している事業所や、職員の高齢化や若い世代の職員数の減少もあり、サービス提供体制に支障を来し、さらに人材確保が難しいことにより、利用定員数を引き下げて対応している事業所もあるようです。

また、介護報酬改定の大幅な単価増がないと経営を維持するのが厳しいという事業所もありました。

**○6番立石幸徳議員** そういう厳しい介護事業所の状況の中で、来年度からの3か年の第9期の介護保険事業計画を本市もつくらんといけない。その前に、既に国から来年度からのこの介護保険制度での変更部分、これはまだ決定にはなっていませんけど、既に示されているものが幾つかあるんですね。

特に、最後の項目に挙げました、これまで介護保険料を9つの段階で段階的に徴収していたんですけど、これを13の区分に拡大といいたいまいしょうか、広げると。この影響額、増額に該当する人が140万人とされています。

あるいはほかにも、介護保険の改正では利用者の1割負担を2割にしますと、あるいは要介護1、2の訪問介護とデイサービスを介護保険から外すと。これはもう市町村でやってくださいって言うんですね、国の財政が厳しいと。それから前もあったんですが、ケアプラン作成料もお金を徴収しますと。それから要支援の人の福祉用具は、もう貸与せずに自分で購入してくださいとこういうものも出てきているんですね。

そういう変化要因の中で、来年度からの介護保険事業計画をつくらんといかんですけれども、保険料を本市はどういうふうに見通しているのか。変化要因もございましてね。その点を含めた介護保険事業計画、これをどういう形で整備していくのか、最後にお尋ねをいたします。

**○福永賢一福祉課長** 来年度以降、改定の予定が今のところされている介護保険料の区分の部分につきましては、まだ最終的な結論が出ておりませんので、そこを踏まえた形で、出た段階で、また区分の変更等も含めてそれに合わせた形で介護保険計画を策定する方向でございまして、どのようになっていくか、もしそれがそのとおりになって、13段階に保険料の区分が変わった部分につきましては、税務課で計算しておりますので、税務課長に答弁していただきます。

**○鮫島眞一税務課長** ただいま福祉課長から発言がありました保険料の、現在9段階の区分が13段階となった場合の影響額について申し上げます。

現在、国において介護保険料所得段階基準の見直しが議論されており、年末までに結論を出すこととしております。

仮に、現在9段階の区分が国の見直し例の13段階になったとしまして、国から示された乗率の例を用いて、現時点での人数を充て、保険料を算定し直した場合、多段階化による高所得者の197名が引上げの対象となり、乗率の引上げによる影響としまして、増額となる保険料負担総額を341万8,000円と算定しております。

一方、低所得者に対するさらなる軽減による引下げにつきましては、第1段階から第3段階の3,901名が引下げの対象となり、乗率の引下げによる影響としまして、減額となる保険料総額を312万6,000円になると現時点では算定しております。

**○永野慶一郎議長** 時間となりましたので、立石幸徳議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時13分 休憩

午後2時21分 再開

**○永野慶一郎議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、禰占通男議員。

[禰占通男議員 登壇]

**○9番禰占通男議員** 枕崎小学校の創立150周年記念事業も終わり、枕崎市は1889年、明治22年

4月市町村制施行「東南方村」から134年が過ぎようとしております。

この間の文化財と名のつくものはと考えるに、現在、市指定文化財は17点ということだそうです。私としては寂しい限りです。

文化財を観光資源として利用、また住民の啓発事業と利活用する自治体は多いところでは。

令和2年国勢調査結果では、高齢化率を見ると鹿児島県32.5%、全国16位です。枕崎市41.0%、県内12位です。メディアでは、毎日のように高齢者のドライバーの事故報道が報告されております。実際は、若年者の事故が多いとのことではありますが、考えさせられるところでもあります。また、移動手段の確保は重要な課題と捉えています。

コロナ感染症からの影響も薄れ、日常活動も戻りつつありますが、物価高については予想を超える思いの毎日です。本市の今年度の賃上げと税収も気になるところです。

質問いたします。文化財について、枕崎市指定文化財の展示の現況はどのようになっているのか、お願いいたします。

[前田祝成市長 登壇]

**○前田祝成市長** 文化財は、私たちにとって大変大切な、そして、後世に伝えていかなければならない貴重な市の財産だと認識しております。

市が指定した市指定文化財、市が指定していないもので文化財として市にとって文化的・歴史的価値のある古文書や有形の寺社、墓地、また各遺跡から出土した埋蔵文化財は、古代の土器、石器、鉄器、装飾品などは適正に管理し、所有者が市でないものについては、所有者に対し適正な管理をお願いしております。

また、市が管理する文化財等の展示場所や保管場所について、どのような方法が一番良いか検討しているところです。

具体的な内容につきましては、担当課長が答弁いたします。

**○木浦勝美生涯学習課長** 文化財等を市民の目に触れる展示としましては、現在、市民会館のホワイエに松ノ尾貝製腕輪や松ノ尾遺跡から発掘された遺物を展示しております。

文化財の常設展示が望ましいとは考えますが、展示場所の確保も難しいことから、展示期間の制約はありますが、スポーツ・文化振興課と協議し、南浜館で定期的に企画展を実施し、市民の皆様にご覧いただき、文化財に関心を持っていただけるよう努力してまいりたいと思います。

また、枕崎市史跡処という市指定文化財や歴史的価値の高い史跡等をまとめたパンフレットを作成し、配付することで啓発を行っております。

郷土民芸などは、地域行事や豊年祭、市文化祭等において披露しており、来年度は、5年ごとの市制記念郷土民俗芸能大会を開催し披露していただく予定です。

文化財の保存については、市指定文化財のうち絵画、書籍・典籍、工芸品といった5件9点、その他の文化財52件57点の合計57件66点については南浜館の収蔵庫に保管管理しており、遺跡から出土した埋蔵文化財2,343点、一般文化財28件183点のうち、埋蔵文化財40点及び市指定文化財1点については、市民会館のホワイエに展示し、その他の遺物についても適正に保管管理しております。有形民俗文化財や史跡については、生涯学習課で点検や見回りをを行い、表示板の点検、周囲の清掃などを行っております。

**○9番禰占通男議員** 概要からちょっと言いますけど、令和3年の第7回定例会で、ほかの議員が質問して、それからずっと様子を見ていたんですけど、それから私にとっては何も変わらない状況で今日まで来ていると思います。そして、今、担当課からもありました市民会館のホワイエ、そこにも実際あります。私も初日にちょっと用事がありまして市民会館に行き改めて見るところでした。

何で私がこう言うかっていうと、今度、11月だったですかね、私の同級生が担当ということで市民会館で文化財について講座を開きましたので、私も何年かぶりに聞きました。その帰り

に皆さんの先輩でもある元課長の方とも会いまして、何か観光に生かせないのかねってそういう話もしてまいりました。

ほかのところではいろいろ施設を持っております。けれど、今から箱物を造るのもこれまた考えものだと思っておりますが、現在ある施設で観光、また地元で育った子供たちにその文化財なるものに触れてもらいたいなど私はつくづく思っております。それについて思ったところを質問してまいります。

今、課長からもいろいろ説明もありました。民芸品とかもろもろそのときに地場センターにあったものは、漁具類に関したものは水産高校へお願いしてあると。あとまた今課長からもありましたように、市民のものは市民に引き取ってもらったり、いろいろそういうのも報告がありました。

そこでですね、今市長からもちょっとあったんですけど、寺社、仏閣、宗教と関係してくるんですが、それとか石器、目につくものもあると思いますけど、後でこの市指定の登録とかそこら辺でもまたお伺いしますけど、やはり文化財として、実際考えるともう宗教と切り離せない部分が多いと思うんですよね、保存するということについて。そこら辺もどこか頭に置いて質問に触れてもらいたいと思います。

ほとんどが南溟館に収蔵されているということで。それとあと、ある人から聞いたことだけど、今金山の学校にもちょっとそういうものも保管されておるということでした。

うちは芸術の街といってアートストリートをつくったんですよね、前の市長が補助金を使って5,000万円かけて。それが高かったか安かったかは、今後、分かると思いますけど、そういったことの上、いつも皆さんもだと思うんですけど、自分たちがお付き合いの中から枕崎に遊びに来て、まず連れていくところはどこかという、ほとんどないですよね。

一番思い浮かぶのは、先ほど午前中の質問者でありましたように、港に連れていくか、南溟館で現代アート絵画展をやっているからそこしか何かこう思いつくところがない。そして、ほかのところもやっぱり考古学的なところは博物館、資料館があればそこに行くでしょう。やはりそういった観光面でも利活用できるところが欲しいなということも思っております。

鹿児島県でも指定文化財は93件あるということなんですけど、これまで所在不明になったものはないというんですけど、この枕崎のそういったものをなるべくなら早く指定して確保してもらえたらなあと、それも思っております。

それと一番聞きたいのは、複製品ですよ、レプリカ。こういったものを作ろうという意見とかは出ないんですか。なんでかという、今、市民会館にもあるけどガラス1枚で保護されている。損失するとか、そういった場合に対しての保存についてはどのような考えを持っているんですか、今現在あるものについて。

**○木浦勝美生涯学習課長** 御質問いただきました指定を早くしてほしいというところですけども、こちらについては市文化財保護審議会に諮問した後、保護審議会において調査・研究し、その後、教育委員会へ答申し、所有者の同意を得た後、教育委員会で指定を決定、公示し、市指定文化財となるところです。これまでもこのような形で指定をしているところでございます。

複製品についてですけども、市民会館のガラスケースの外に1点だけ手で触れられるような土器を置いてあります。複製品となりますと、やはり金額的なものとかありますので、今のところ1点ですけども、実物を触っていただくような展示方法は取っているところです。

**○9番禰占通男議員** 今のこの展示の方法ですよ、これについて、今後、ほかのところでも1か所で展示する方法、する予定とかそういうのはないんですか。今、南溟館でもそういう文化財についての展示も予定していたり、過去にもあったということなんですけど、結局いつでも見られるスペースというのは考えていないんですか。

**○木浦勝美生涯学習課長** 先ほども申しましたけれども、どこでもいつでも見られるという環境

は確かに設置したいと考えておりますけれども、どうしてもスペース的な問題が出てくると思います。今のところは市民会館のホワイエでもほんのごく一部ですけれども展示を行っているところになっております。

○9 番禰占通男議員 もうあとはあれでしょうね、研修室と事務所の横の部屋が2つある、ある程度ちょこっと広い、あそこちゅうのはいつも使うんですか、2つとも一緒に。1つしか使わないとかそういうのはないんですかね。西側の部屋です。

○木浦勝美生涯学習課長 すみません、管理棟のことと思ってよろしいのでしょうか。（「研修室とか何とかという名前だったかな」と言う者あり）

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 議員のおっしゃるのは南浜館の施設利用ということでございますね。研修室と創作室という部屋がございますけれども、そこについては、特別企画展、企画展においてそれぞれ利用される施設となっておりますので、常設施設としての利用は今のところ考えておりません。

○9 番禰占通男議員 次の質問になります。

この市指定の登録と評価はどのようになっているのかについてお伺いいたします。

○木浦勝美生涯学習課長 先ほど申しましたけれども、市の指定文化財については専門家から意見をもらって、教育委員会から市文化財保護審議会へ諮問し、保護審議会において調査・研究した後、教育委員会へ答申し、所有者の同意を得た後、教育委員会で指定を決定、公示し、市指定文化財になるところでございます。

先般の話の中で、市内の家庭に眠っている文化財を集められないかというところもお伺いしたところでございますけれども、今後、広報紙等で周知発掘していきたいと考えております。募集する際には、市にとって民俗文化財として価値のあるものかどうか、あるいは市民の生活の推移の理解のために欠くことのできないものであるかどうかを調査した上で収集しなければならないと考えております。

また、教育委員会が収集する場合、関係者の所有権や財産権がありますので、これらのことにも配慮し、文化財の保護とほかの公益との調整に留意していく必要があると考えております。

○9 番禰占通男議員 文化財について、市民からの提案とか、こういうものがあるんだけどとか、そういう贈与、寄附したいとかそういうものについては、申出とかそういう件数なんかないんですかね、どうなんでしょうか。

○木浦勝美生涯学習課長 私が参りましてからは、そのような御相談とかはいただいているところになっております。

○9 番禰占通男議員 産業遺構とかについての見解ですよ、これは文化的に価値があるんじゃないかという、は学芸員とかもろもろの会合ではそういう話が出ないんですか。

○木浦勝美生涯学習課長 会議の中でもそのような話を伺ったところではないんですけれども、文化財保護審議会の会議を開いております。その際、登録できるものがないかという意見をいただいたりはしているところですけど、今のところはございません。

○9 番禰占通男議員 今、その関係でお伺いしますが、道野樟脳製造所とえばいいのか、遺構ですよ。これって、一番新しい市文化財ということで指定されているんですけど、これはもともとどういいうきさつで市指定になったんですか。きっかけでいいです。

○木浦勝美生涯学習課長 道野樟脳製造所遺構の登録に至った経緯というのは存じておりません。申し訳ございません。

○9 番禰占通男議員 私はあっちで親戚から特別なもんだって、珍しいもんだというのは聞いていたんですけど。そしてまた近年、なったということで、場所は大体検討はついていて見にも行ったんですけど、確かによく壊さないで残っていたもんだと思いました。

あとそれと私が一番残念に思っているのは、落川がありますよね、花渡川に道野のほうから流

れているあの川、あそこに堰がありましたよね。橋の上の二、三十メートルのところには花渡川のコンクリートで造った井堰が。そして、西の護岸のところにはちゃんと大きな升があって、そこには昔から高い鉄塔も両方ついて、たしかワイヤーも張ってあったと思うんですけど。結局、金山の金鉱を精錬するのに水が必要だったということで、それに使った遺構だったと思うんですけど、それがコロナ前に、川の水の増水か何かでちょっとその升が護岸が斜めになって撤去になったんですけど、私はこれは本当にいい文化遺構になるんじゃないかと本当に思っていました。

今河川の改修いろいろでもう撤去になってありませんけど、やはりそういった失われたら、もう2度とは戻らないのが遺構文化財ですよ。やはりそれは、枕崎市として損失であり、そういったものもやはり大切に点検じゃないけど、やはり知恵を絞って発見して、保存すべきじゃないかとは思っています。

ただ、令和3年度の頃から、担当の方は何かまだ1人だったですかね。その文化財に対しての専門知識を持った方っていうのは、令和3年も1人だったというんですけど、今も1人で担当しているのでしょうか、どうなんですか。

**○木浦勝美生涯学習課長** 現在、市民会館の公民館係に学芸員として1名の職員を配置しております。

**○9番禰占通男議員** 文化財というのはすぐお金になるもんでもないし、興味がないとこれもまた人に押しつけるわけもいかないし、できればある程度の、最後に予算も伺いますけど、取り組んでもらいたい。

それでもう一つ、担当課長にはお願いというか過去のいきさつも話しました。私の友人のお父さんが学校の先生をやっていたんですけど、亡くなったらこれは図書館に持って行って、その人が亡くなったから図書館に持っていったら受け取れませんと。もうなんか即答だったみたいで、私から見たら、台湾か中国から手に入れたものだろうと。戦争に行っていますから、そのとき興味があって住民から贈られたのか、興味があって買ったのか分かりませんが、やっぱそういったものが枕崎市にはいっぱいあると思うんですよ。

質問はしないで私の意見ばかりずって言うておりますけど、何でかという、私も仕事にあっちこっち行っております。そうすると私がまだ20代の頃は防空壕なるものがいっぱいありました。そして、お茶を飲みながら聞くと、空襲が来るときはそこにたんすもろもろを全部避難させてそういうことをやっていたと。ただし、家財を避難させるのはいいが、家にいなくなると盗人に遭うと。家の中と違うものだから、勝手に持って行かれたとか、そういう話もう結構私も伺いました。その中にもまだ残っているとも思うので、鑑定団じゃないけど、どうですか、市報とかに寄贈できるものは受け取りますとか何かそこら辺の活動も必要ではないかと思うんですけど、どうなんでしょう。

**○木浦勝美生涯学習課長** やはり現状、課題とか難しい部分もあると思います。ただ、今後そのような形で進めていくことは考慮していきたいと思います。

**○9番禰占通男議員** 次の質問ですが、この文化財を教育への活用、啓発活動はどうなっているんですか。どうしてかという、教育基本法やら教育振興基本計画などには教育目標として、伝統文化を尊重し云々とあるんですけど、どうなんでしょう。

**○木浦勝美生涯学習課長** 教育への啓発活動ということです。文化財や郷土の歴史について、子供たち向けの教育についてですが、社会科の時間に、教育委員会等が編集・作成した「わたしたちの枕崎市」、あるいは枕崎市郷土読み物資料集「枕想子」を使って、郷土の伝統・文化と先人たちについて学習したり、地区内の史跡を巡ったりする授業を行っております。

また、立神小学校3年生においては、地域の方などから寄贈のあった昔の生活や習俗、産業の道具を郷土資料室に保管し、実物を見ての学習や地域の高齢者と一緒にその道具、センバコギ、トウミ等ですけれども、実際使ったの体験学習を行っております。郷土民芸についても、郷土民

芸を保存する団体・地域と学校が連携し、児童生徒が実際、郷土民芸を体験学習し、継承活動に取り組んでいる学校もあります。

地域における啓発活動については、地区公民館の青少年講座では、枕崎市史跡めぐりや戦争体験談、昔の道具を使おうなどといった講座を開設し、さらに市民大学講座でも、市内の史跡や文化財に関する講座を文化財保護審議会委員の協力を得て令和3年度から開設しております。

○9番 禰占通男議員 啓発活動というか、令和4年4月1日に改正文化財保護法なるものが出ておりますけど、観光・経済面への活性化を目指す。本市の無形文化財とかそういった面についての支援というのはどうなっているんですか。啓発というかそういう面で。

○木浦勝美生涯学習課長 文化財保護法が令和4年4月1日に改正された点だと思いますけれども、この改正は、無形文化財及び無形民俗文化財の登録制度並びに地方公共団体における文化財の登録制度の新設等を内容とする文化財保護法の一部が改正されたものです。今後、調査を行い指定できないか検討を行ってまいりたいと思っております。

○9番 禰占通男議員 無形文化財ももう本当に後継者もちょっと限られてきますので、本当に皆さん地域で、私なんかから見るとほとんど内容があまり変わらないで似たようなものかなと思うけどやはり、道具がちょっと違ってそれで名前が違ってということで1年に1回か2回しか見る機会もないんですけど、できれば保存に対しては、助成なりいろいろ要望してもらいたいなどお願いしておきます。

それで、文化財に対するこの予算というのは、4年度決算にも載っているんですけど、これで十分やっていけるのかという私の質問なんですよ、どうなんでしょうか。

○木浦勝美生涯学習課長 令和5年度における文化財に係る関連経費につきましては、年度によって違いはありますが、今年度は、文化財保護審議会報酬3万9,450円、報償金としましては、史跡巡り講座講師謝金5,200円、学校伝統文化継承事業12万円、市民大学「ふるさと再発見講座」講師謝金12万円、郷土民芸保存会補助金として24万5,000円、合計42万4,650円となっております。

ただ、予算が多いか少ないかというところは、やっぱり他市と比較しても参考にできない点もやはり規模の違いもあつたりするので、多いか少ないかというところはちょっと分からないところです。

○9番 禰占通男議員 私に言わせるとですよ、4年度の決算ですよ。アートミュージアム拠点に1,100万円出ているんですよ。そして、今課長が5年度予算で言いましたけど、これ積立基金が180万円ぐらいあって、文化協会の運営補助が18万5,000円、共同民芸保存会補助金が24万5,000円、これ先ほど補助金をお願いしますと。

こういった9団体、11種目でこれ割るとただ二、三万円にしかならないんですけど、市長、どうですかこれ。

もっと予算を獲得できないんですか。文化関係の予算ですよ。アートミュージアムは1,100万円あるんですけど、ほかっていったらもう本当寂しいものですよ。

先ほど言った枕崎市の眠っている文化財を掘り起こすことも必要であるし、また掘り起こせば掘り起こしたでまた保存にお金がかかる。

何で私はこれを言うかという、今、空き家条例で古い家の解体補助金が出ます。そしたら枕崎市にいない方はもう処分してくれと、連絡だけで処分してもらおう例も多く聞きますよね。そういった部分は、持ち主が家に残っている物の価値とかそこらを認識しない部分が相当あるのではないか。今、町なかもそういった本当にありがたい空き家条例の補助金でどんどん解体しております。それで、古いものか、いいものかどうかも分からない人もいると思う。興味がある人はそれはぱっと分かるんだから、一目で。

そういったことに対しての、やっぱり今言った学芸員の目利きの人をもうちょっと増やすとか、

そういう部分に使う予算の確保というのは必要じゃないですか、どうなんでしょう。

**○前田祝成市長** 今、議員からいろいろ質問をいただきましたが、まず予算については、いずれにしても、活動であるとか事業の実態に沿った形での予算措置ということになるかと思えます。現段階で増やす増やさないというのはなかなか申し上げにくいところがございますので、そのあたりは内容をしっかり精査した上で予算編成に当たりたいと思えます。

それと、先ほどから例えば空き家に何か貴重なものが残っているのではないかと、様々、議員からありましたが、そのあたりについても、先ほど生涯学習課長からの答弁にもありましたが、できる形で何かそういうのを集められるすべがないか、そのあたりについては検討していければと思えます。

**○9番 禰占通男議員** 文化財としては、いい展示場所を見つけてというか、一応、本市のある施設を使って、いつでも見られる、また人を連れていけるような場所で展示してもらいたいなと思っています。

ただ、私が冒頭言いましたように、もう東南方村から130年も過ぎて、原先生の分も大体100年たちます。それで、私が一番文化財ということで感心したのは、東南方村の郷土市史です。

私はそれを新聞で読んで、一応、図書館で複製を借りて見て納得した部分が幾つもありました。もうそういったものも、文化財と名前がつく年齢がきているんじゃないかと。結局130年過ぎたわけですから。原耕先生の部分も100年過ぎるわけですから、本当にいい貴重なものだと思っております。よろしくお願いたします。

次に、地域交通についてですけど、午前中、お二方から質問がありましたので、金山・道野地区と枕崎市街地を結ぶバス路線の廃止による実証運行の状況はどうなっているのか、その中で、お二方が質問された中の一部で、バスを利用するのに300円使っているんですけど、片道3,000円ぐらい、往復すると6,000円ぐらいかかるということで、その補填として補填財源を122万円活性化協議会の部分で補填するとなっておりますけど、これについて今2か月たちました。2か月で補填部分というのは幾らになっているんでしょうか、その部分からお伺いたします。

**○日渡輝明企画調整課長** 金山・道野地区における予約型乗合タクシーの実証運行につきましては、午前中の質問者に答弁を行ったとおり、枕崎市地域公共交通活性化協議会が行っており、事業費122万円としているところでございます。

金山・道野地区における予約型乗合タクシーの実績につきましては、10月は8名の方が延べ22回の利用、11月は8名の方が延べ25回の利用、2か月の実績は、10名の方が47回利用されているところです。

事前登録者につきましては、11月末現在、31名となっておりますので、予約型乗合タクシーの予約の方法にも慣れて、時間、ルート、乗合のイメージが理解されてくると、認知度も上がりまして実績も上がってくることを期待しているところでございます。

10月、11月の運行実績としましては、運行予定104回に対しまして、運行34回で利用率が32.7%となっております。運行が行われていないものについては、経費が発生しないこと、また、1回当たり300円の運賃が47回利用されておりますので、1万4,100円を利用者に負担をしていただいております。その1万4,100円を差し引いたものが請求をされることになります。

現在、予算計上している事業費122万円の範囲内で執行可能と考えているところでございます。

**○9番 禰占通男議員** もう本当に単刀直入に聞きますけど、今の状態で3月まで運行できるっちゃうことですか。運行に助成できるっちゃうことですか。

**○日渡輝明企画調整課長** 今、答弁を行いましたとおり、まず運行が行われないものについては経費が発生をいたしません。それと、1回当たり300円の運賃につきましては、その部分を差し引いたものが請求をされることになりますので、予算計上している事業費122万円の範囲内で執行可能と考えております。

○9番 禰占通男議員 そうすると、300円で乗れるということなんだけど、これが朝もありましたように、もうぱっぱと使う方、まだある程度残す方、こういった場合、タクシー券助成がなくてももう6年、神園市長時代からの引き継いだんだけど、それからいくと一つも増えない。

そうした場合、今後、このタクシー利用券の額を上げるとか、総体的にその枚数を上げて1人当たりの補助率を上げるとか、それについては、何かまだ話合いとかそういうのは至ってないんですか。

○福永賢一福祉課長 質問者が、今質問された件は、交通弱者対策事業のタクシーチケット割引券のことだと思われませんが、午前中も答弁させていただきましたけれども、今後の地域交通体系の構築を見据えた望ましい制度の在り方を検討していきながら、来年度予算での増額についても、検討していく予定としております。

○9番 禰占通男議員 あと午前中もありましたけど、公共交通空白地帯の対策はどうなるのかということなんですけど、朝も出ましたスクールバスの活用について、これについて朝答弁した部分はいいです。

何でスクールバスを活用できないのかということなんですけど、今、実証運行をやっているのは目的地がぱっとあって行くわけでしょう。

そしたら通学バスを登下校に使った後に市内のある程度、午前1便とか、午後1便とか周遊する関係には使えないのかということなんですけど、これどうなんでしょう、そういう考えは。

○日渡輝明企画調整課長 今、質問者からございましたスクールバスを活用した市内の周遊ということですが、まずは、新しい公共交通の仕組みをつくっていくということが課題でありまして、地域内を循環する従来型のコミュニティーバスの運行については考えていないところでございます。

公共交通の利便性向上と、公共交通全体の活性化を図っていく必要があります、その上で既存の公共交通機関との共存を図りながら、公共交通全体の利便性向上に努めていきたいと考えております。

本市における地域公共交通に求められる役割や、解決すべき課題もありまして、地域公共交通計画における計画期間中の着実な施策展開と計画の実現化が図れるよう取組を推進していきたいと考えております。

○9番 禰占通男議員 本市としては、コミュニティーバスもない。デマンドバスも運行していません。ほかのところは、コミュニティーバスが今でも走っております。そうすると、1回乗車するのに100円です。うちはタクシー乗るのに300円。これはもうタクシー券を持っていたときだけの話ですけど、この運行している市町村の担当課の方というのは、結局高齢者になるべくどこそこ出かけていってもらいたいと。何でかということ、健康寿命を延ばしてもらいたいと。

先ほど介護保険もろもろの質問もありましたけど、健康寿命を延ばすことってというのはやっぱり必要じゃないかと思っているんですよね。できれば、タクシー、今、実証しているやつも100円で乗って行って、もうあとを補助するとか、実証ですから。だから、そこら辺も私は考えてもらいたいなと思っております。要望しておきます、これ。

あともう時間が差し迫ってきましたので、次の自家用有償旅客運送についても午前中ありました。それについて運送会社が空白地帯に運送できない場合ということで担当課長は言いましたけど、これについて、いろいろ自治会で運営するとか、NPOで運営するとかとなると、簡単に言えば過疎地ならオーケー、許可も要らない。

ただ、有償というかそれはもうガソリン代程度ということで項目になっているんですけど、これについての検討はなされたことはないんですかね。

○日渡輝明企画調整課長 午前中の質問者への答弁と重複をいたしますが、自家用有償旅客運送とは、既存のバス、タクシー事業者による輸送サービスの提供が困難な場合に、道路運送法の登



録を受け、必要な安全上の措置が講じられた上で、市町村やNPO法人などによって運営される交通手段と位置づけられております。

自家用有償旅客運送の導入は、緑ナンバーによるサービス提供が困難であることが前提でありまして、本市においては、全域がタクシーの営業区域に含まれると確認をしておりますので、自家用有償旅客運送の導入を検討する段階にはありませんが、自治会、NPOが手を挙げた際の支援の在り方等につきましては、今後、公共交通施策を進める中での検討課題として、整理をしておきたいと思っております。

**○9番 禰占通男議員** 一応、今の部分はちょっとまだ最後の部分にも関連してきますので、一応置いて、この最後の地域交通についての質問ですけど、この障害者の輸送サービスについては、当局はどのように考えているのかということなんですけど。

朝もありました、結局、介護施設もろもろの施設への送迎はその施設側の送迎があるということと、それに関してそういう施設を利用しない場合の障害者の輸送サービスということなんですけど。

障害者がどこそこ行って、いろんな催しに参加するとか、やはりどこそこに行って楽しみたいとかそういうときのためのものですね、買物に行くだろうし、そういったことについての部分というのは、本市としてはどのように考えているのかお伺いいたします。

**○福永賢一福祉課長** 質問者がおっしゃられるように、障害のある方が障害福祉サービスを利用する際の移動手段としましては、利用する方の状態に応じて、相談支援専門員が作成する障害福祉サービス計画に基づいた通所サービス事業所による送迎や、同行援護事業所による移送の支援を利用させていただいておりますが、日常生活における個人的な移動につきましては、本市の場合、交通弱者対策事業として、タクシー利用に係る運賃の一部助成を実施しております。

対象者は、本市に住民登録があり、自動車等運転免許証を持っていない方で、身体、知的または精神の障害者、難病患者、小児慢性特定疾病の患者となっております。

各年度利用状況がございませうけれども、利用状況としては、高齢者と比べて低い状況にございませう。

市民への周知を努めながら、また、制度の充実も検討していきたいと考えております。

**○9番 禰占通男議員** 今、担当課から説明をもらいました。それでこの有償旅客運送が、結局、タクシー会社を利用できないところ、一つの状況というか、それがあるのであればですよ、皆さんにも紹介したいんですけど。横浜市に福祉運送という事例があります。私も調べたとき北海道からずーっと国土交通省の実証例ということで載っていたので、横浜が一番いいだろうということで、人口は374万人。そして、取り組んだのが平成23年です。そして、料金が100円1キロです。何でこれ上げるかということ、結局、有償タクシーが会社があったり何だかんだするところは使えないってなるとこれだったらもう制約ないですよ。それで条件が、60代から90代の高齢者が利用していると。だから、その目的地が病院、診療所、福祉施設、スーパー、店舗、公共施設、各駅ですよ、停留所、金融機関と。

簡単に言えば、名前が違っただけで、結局、タクシー会社があろうがなかろうが、バス路線があろうがなかろうがやはり利用できるものがあるということです。本当に驚きですよ。

ただ、過疎地域だからどうのこうのって日本全国見て回っているんだろうけど、実際、大都会でも福祉輸送バスなるものがあります。バスではなくて運送なるものがあります。枕崎でもタクシー会社を潰すわけにはいきませうから。そこら辺との関連でですね。

一番困るのは、バス路線が廃止になりました。それで今お願いしているんだけど、やはり、あるものがなくなると困る。そういうことで、両方ともいい感じにウィン・ウィンになるように運行の検討などをお願いしたいと思います。

地域交通については、もう本当にあれも1つ伝えとってください。この前、市民と市議会との

意見交換会で、たまたま私のテーブルに来てくれました。それで、タクシー利用券というのは、全部皆さん使っていないですよ。向こうもこんだけしか乗ってくれないのかなと本当疑心暗鬼だっと思います。だったらやはり、高齢者の方にももらったものはなるべく使えるようお願いしてください。

それと、できれば、市長には答弁は要らんですけど、余ったタクシー券は何かポイントでも商品券にでも換える制度でもつなげていてもらいたいなど、これはお願いしておきます。

それで最後の質問です。令和5年度の税収見込みはどのようになるのかということを質問いたしますけど、本当に去年の今頃からですかね、物価はどんどん上がって行って、それでどうなるのかなと思ったら、今ちょっと落ちつきつつあるような感じなんですけど、その中で5年度の税収見込みをお願いいたします。

**○鮫島眞一税務課長** 令和4年10月に、岸田政権発足後2度目となる経済対策が閣議決定され、物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策が取り組まれてきています。

この経済対策における物価高騰、賃上げへの取組について、現在の物価上昇に対する処方箋として、物価上昇を十分にカバーする継続的な賃上げを実現することや、厳しい状況にあっても、賃上げに踏み出す中小企業への支援策が国の政策において強化されました。

このことを踏まえまして本市の市民税収入であります個人市民税と法人市民税の現状について答弁いたします。

個人市民税においては、課税額で令和3年度7億1,129万5,000円、令和4年度7億0,103万3,000円、令和5年度7億0,270万6,000円となり、納税義務者の減少等から減少傾向となっています。1人当たりの課税額の推移は、令和3年度を100として、令和4年度99.90、令和5年度101.69となり増加しています。また、所得区分における給与所得の1件当たりの所得金額の推移は、令和3年度を100として、令和4年度100.07、令和5年度100.50となっており、僅かながらの増加となっています。

令和4年度と令和5年度の地域別最低賃金の引上げの影響は、パート、アルバイトなどの短時間労働者の給与所得額において、制度上、表面化しにくいところもありますが、給与収入額は増加しているものと推察しています。

国の経済対策の柱の一つである物価高騰、賃上げへの取組等による地域別最低賃金の引上げや、民間企業労働組合による労働条件の改善を目的とした春季労使交渉による結果が、令和5年分賃金に波及し、令和6年度個人住民税にどのように現れてくるのか注視していきたいと考えております。

次に、法人市民税におきましては、課税額で令和3年度1億3,187万9,000円、令和4年度1億0,127万2,000円、令和5年度は10月末時点で6,741万3,000円となっています。令和3年度を100として、令和4年度は76.8となっており、令和5年度は、令和3年度同月比で83.5水準となっています。

国内において、円安の恩恵を受け、輸出好調な企業業績の法人もあるようですが、本市の法人市民税課税額においては、底打ちの兆しがあるものの、労働市場の変化や円安、原油価格・物価高騰をはじめとする様々な不安要因が本市事業所に大きく影響し、依然として厳しい企業環境下に置かれている事業所が多い状況であると考えております。

**○9番禰占通男議員** ありがとうございます。

本当に私が気になるところは、この賃上げ状況なんですよ。日本全国の平均が9,000円の賃上げがあったと、9,000円以上の。8月の鹿児島県内を見ても、鹿児島県内での賃金の上昇は3.6%ぐらいとなっているんですけど、本当にこの枕崎の実質の賃金ちゅうのは分からないんですか、これ。大体どのぐらい上がったとか指針を求めるということは無理なんじゃないかな。どうなんだろう。

○**鮫島寿文水産商工課長** 市内の労働者の賃金の上昇ということですが、以前議会でも答弁したと思うんですが、やはり労働力確保、人材確保の面からも、どうしても賃金アップしなければ人材獲得できないということで、昨年ですかね、物価上昇分の物価手当を年末に支給したりとか、また、令和5年度から賃金を上げたりとかそういったことで労働力確保を進める中で、賃金も上昇していると承知しているところです。

今、議員がおっしゃいましたとおり、全国の労働力の調査とか、鹿児島県の調査等があり、そしてまた県内の中小企業の団体がたしか100社ぐらいの調査をしまして、今議員がおっしゃいましたような賃金上昇が見られているということを把握しておりますが、市内の事業者も入っている中小企業団体中央会というのがございますが、そちらの調査も出ているところなんです、枕崎市の分が幾ら上がったとか、そういった細かい情報の公表はないところでございます。

○**永野慶一郎議長** 時間となりましたので、禰占通男議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後3時22分 休憩

午後3時31分 再開

○**永野慶一郎議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、下竹芳郎議員。

[下竹芳郎議員 登壇]

○**2番下竹芳郎議員** 本日最後の質問になりました。よろしくお願いいたします。

日本本土の南端、本市枕崎は全国でも指折りの景観を持つ海岸線を有しています。このすばらしい観光資源を生かした関係交流人口の創出をどのように考えているのか、また、今後の取組があれば教えてください。よろしくお願いいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○**前田祝成市長** 観光資源を生かした交流人口創出のこれまでの取組につきましては、本土最南端の始発・終着駅であるJR指宿枕崎線の枕崎駅や、お魚センターのある枕崎漁港周辺、火之神公園、風の芸術展及び国際芸術賞展の関係作品を展示した町なかにある青空美術館などの各観光資源の周遊性を高めるスタンプラリーの実施や、枕崎鯉船人めしなどの枕崎の食や各イベントを通じ、本市への誘客を推進してきました。

お尋ねの海岸線に関する観光資源を生かした関係交流人口の創出につきましては、海の近くにある本市の観光拠点施設、そして一番の集客力を有する枕崎お魚センターを核として、市内への誘客を図ってきているところです。

同施設は今年度改修工事を行い、機能充実を図り、来年度リニューアルオープンし、さらなる誘客を図ることで交流人口の増に大きく寄与するものと考えております。

また、坊野間県立自然公園の東の入り口に位置する火之神公園につきましては、近年、園路整備や駐車場を増設し、来園者の利便性向上に努めてきたところですが、風光明媚な景観を目当てに訪れる行楽客やキャンプ客などで、1年を通じてにぎわいを見せているところです。

本市の有する海岸線、海が、交流人口を増やすための大切な観光資源であること、海からの恩恵で本市の基幹産業である漁業、水産加工業、飲食サービス業を含めた観光産業も成り立っていると認識しているところです。

今後の取組につきましては、これまでと同様に、本市の魅力ある観光資源を市のホームページ等で周知・紹介していくとともに、各種観光情報誌やメディア、SNS等を活用した効果的な情報発信に努め、観光のランドマークである枕崎お魚センターを核とし、火之神公園や枕崎駅、南浜館、その他の民間施設も含めた観光資源の周遊性を高める施策を展開する。そして、きばらん海や芸術賞展など各種イベントを開催し、推進して交流人口の拡大を図っていきたいと考えているところです。

○2番下竹芳郎議員 先ほど港のにぎわい活性化のお話がありましたが、今回は火之神公園一帯と、令和3年4月16日に薩南海岸県立自然公園の指定を受け脚光を浴びている白沢海岸一帯の2か所に絞って質問してまいります。

今までは交通アクセスがよくなかったため地元の人しか知らないような仁田浦海岸を含む白沢海岸一帯を、本市では観光資源としてどのように捉えていますか。

○鮫島寿文水産商工課長 薩南海岸県立自然公園につきましては、鹿児島県が平成26年3月に策定した生物多様性鹿児島県戦略の取組の一つとして実施してきた県立自然公園の総点検における既存の保護地域や各種重要地域の分布などの科学的データを踏まえ、保護地域に指定されていない地域を抽出した結果、新たに本市の赤崩鼻から南九州市頰娃町郡までの海岸線約20キロメートルと、その海域や大野岳など計4,920ヘクタールが指定されたところです。

市としましては、この自然公園の指定を受けたことは、本市地域を含めた薩南海岸県立自然公園の区域が県内における優れた風景地として改めて認められたことに感謝するとともに、この風景地を後世にも残していくべき大切な財産であると認識しています。

自然環境の保全に努め景観に最大限配慮しながら、適正な利用が図られるよう努めるとともに、今後の活用策につきましては、県や近隣自治体と連携し、地域間の周遊を促進し交流人口の増、観光の振興にもつなげられますよう、取組を推進していきたいと考えております。また、薩南海岸県立自然公園を訪れる方や地域住民に愛される自然公園となることを目指してまいりたいと思います。

○2番下竹芳郎議員 本当にすばらしい癒やしの場所、違う意味では秘境であります。

白沢海岸一帯には、双子浜、白浜の洞門、犬の白浜、勾玉浜など幾つかのスポットが点在します。その中で、漫画に出てくるスヌーピーのような犬が伏せているかのような形の岩がある犬の白浜といわれる入江は一番の見どころではないかと思われまます。その場所は水尻公園の駐車場からは近いですが、鬱蒼とした獣道のような所を通り抜け、そこから海岸に下りるにも、大変足元の悪い状態になっています。私が行ったときも2組の人たちとすれ違いました。簡単に行けるようになると、いろんなたくさんの人たちが訪れて、すてきな入江を見物してもらえます。県立公園なんですけど、今後そこを整備するようなことはないんですか。

○鮫島寿文水産商工課長 今お尋ねの薩南海岸県立自然公園内に位置する犬の白浜につきましては、水尻公園から見て西側の海岸にありまして、鹿児島県の魅力ある観光地づくり事業を活用し、水尻公園西側駐車場に休憩所・サイクルステーションを設置し、議員がおっしゃいました、これまで海に下りるところが非常に足元が悪いところもありましたが、この海岸までのアプローチ空間の整備についても進めてまいりたいと考えております。

当該事業は、本市の犬の白浜、南九州市の瀬平公園及び番所鼻自然公園の3か所を合同で、薩南海岸トリップラインとして整備を進めるもので、本年度に実施設計を行い、各地域、令和6年度から令和7年度にかけて順次着工していく予定です。事業主体は鹿児島県が実施主体ということで、県で事業を実施してまいります。

繰り返しの答弁となりますが、県や近隣自治体と連携し、自然環境の保全に努め、景観に最大限配慮しながら、整備についても進めてまいりたいと考えております。

○2番下竹芳郎議員 令和7年に完成予定ということなんですか。（「はい」と言う者あり）完成前、完成後も県と協力して一大プロモーション活動をしてもらい、市内外に宣伝・周知してもらえれば、たくさんの観光客が来てくださいます。また、維持管理も大事になってきますし、周辺住民への理解も重要になってきますので、よろしく願いいたします。

完成後、人の流れはどのように変わるとお考えですか。

○鮫島寿文水産商工課長 新たな観光資源として、犬の白浜も加わるということになりますが、先ほどの答弁と重なるかもしれませんが、市内への誘導を含めて、また市内のほかの観光資源と

の周遊性を高めるような取組を進めてまいりたいと。また、近隣の自治体とも地域間の周遊も高めるような取組を進めてまいりたいと考えております。

○2番下竹芳郎議員 完成後、この白沢海岸一帯、犬の白浜、現在とはまた違う風景を見せてくれると思います。ここからが始まりですね。大いに期待しております。

次に、火之神公園についてであります。

令和4年度に駐車場を増設して利便性が増しました。11月の3連休中日に火之神公園をのぞいてまいりました。最高の秋晴れでレジャー日和でした。午前中だったんですが、キャンプ場には22張りのテント、駐車場に20台以上の車があり、その半数以上が県外ナンバーでした。本当に高い人気を誇る絶景の海の見えるキャンプ場となりました。これからどのように展開していくのか、よろしく願いいたします。

○鮫島寿文水産商工課長 近年、コロナ禍もありましたが、キャンプの新たなスタイルや楽しみ方、ソロキャンプ等も含めまして、第2次のキャンプブームと言われております。火之神公園におきましても、夏に限らず1年を通じてキャンプ客が訪れております。先月11月も暖かい気候でありましたので、キャンプに訪れる方、またピクニックといひますか、散策に訪れる方も多かったような状況がありました。

近場で観光を楽しむといわれますマイクロツーリズムの一つとして、キャンプによる近隣を含めた県内からのキャンプ客も増えてきており、またリピーターも多く、先日、土曜日・日曜日も天候がよかった関係もありますが、近隣の方がキャンプを楽しまれておりました。

そういったこともありまして、引き続きこのような状況は一定期間続くと思っておりますので、雄大な自然景観、借景になりますが、秀麗な開聞岳の景色も薩摩富士といわれるトロコニーデの形状を非常に美しいという県外からのお客様の声も聞いております。

そういったことも含めて、先ほどの薩南海岸県立自然公園と重なりますが、やはり自然環境保全に努めるとともに、景観に配慮しながら、整備については進めてまいりたいと、また情報発信に努めてまいりたいと考えております。

○2番下竹芳郎議員 今、課長もおっしゃったんですが、コロナ禍が終わりキャンプブームも陰りが見えたと言われていたんですが、先日、行政視察で三重県いなべ市に行かせていただきました。山林に囲まれた町ですが、近くに人口集積地があります。そこは、趣向の違う3か所のキャンプ場を市で整備して指定管理施設として運営しています。

そこでも同じキャンプブームに陰りが見えたねっていう質問を投げかけたところ、コロナ禍がきっかけでビギナーから始めた人もいらっしゃるし、マニアはリピートして何度でも来るという答えでした。

火之神公園なんですけど、ゴールデンウイークの前と後ではキャンプに来ている人の傾向はどんな感じなんですか。

○鮫島寿文水産商工課長 ゴールデンウイーク、5月の連休と現状ということでしょうか。（「はい」と言う者あり）ゴールデンウイークにつきましては、期間も長うございますので、連泊して、遠くから、県外から九州を超えて本州からの車も止まっておりました。先ほど申しあげました11月も、九州管内から福岡とか宮崎、熊本の車もございましたが、先日は、やはり先ほど申しあげましたとおり、近隣の自治体の方がお見えになっておりました。リピーターということで何人か知っている方もいらっしゃったのですが、春と夏としますと、現在はやはりソロキャンプというような形で使われる方が多いのかなと。先月、そしてまた先日の土日はそういうような利用の状況であったらうかと思っております。

また、市内のスーパー等でも、炭に加えてキャンプ用品でまきも準備していただいております。今、ソロキャンプということで、特に昨日、おとといは天気がよかったのですが、朝晩が非常に冷え込んだということで、皆さん、まきを購入してソロキャンプされている方が多かったと思

ます。やはり、夏と春と現在の利用については、若干違ってきているのかなと感じているところ  
です。

**○2番下竹芳郎議員** 今までの委員会等なんかでも、管理はしないということだったんですが、  
平成25年頃までは管理してテント等を貸出しをしたんですよね。管理するとなると、いろんな  
手続、もちろん人件費もかかってきます。もちろん初期投資も必要になってきます。

テントを持ち込む方に料金を設定して、ちゃんと区画整理をした場所でテントを設置してもら  
い、ビギナーの方にもテントや用具を貸し出して、手ぶらでも手軽にキャンプを楽しんでもらう。  
そのためには、ちゃんとリサーチしてマーケティングしないと中途半端ではもちろん始められな  
いんですが、そこはどう考えていらっしゃるんですか。

**○鮫島寿文水産商工課長** 先ほど近隣からの利用客、キャンプ利用とか、あとリピーターの方も  
多いと申し上げましたが、そういった方の声として、やはり無料というのが大きなポイントにな  
っていると伺っております。そして、需要はあるかもしれませんが、テントを貸し出しするとか、  
またキャンプ用具を貸出しして料金を取る、そういった昔ながらのキャンプスタイルではなくて、  
高級なグランピングというのがありますが、それにつきましても、本市ではまだ火之神公園でと  
いうことは考えていないところです。

料金徴収につきましては、議員がおっしゃいましたとおり、火之神公園の設置及び管理に関す  
る条例を改正して、平成26年4月より、駐車場にある施設内の温水シャワー施設を除き、キャ  
ンプ施設に関する料金徴収はせずに、テント持込みも無料としているのが現状でございます。

こうした管理を続けておりますが、キャンプを含めた利用客が増えてきている中で、現在、管  
理人を常駐させておりませんが、公園利用において利用者間でのトラブルもなく、管理上の大き  
な問題点も発生していないところでございます。

仮に有料化、料金を徴収するようになりますと、料金徴収の人件費等の経費がかかることなどから、  
以前料金徴収を廃止した状況を鑑みましても、現在のままで無料で御利用いただき、他の観光施  
設へも誘導、周遊を促していくことで地域経済への波及、交流人口の増につなげてまいりたいと  
考えているところです。

**○2番下竹芳郎議員** いろんな考え方はあると思いますけど、検討をよろしく願いいたします。

本市で土地取得した火之神地区の跡地利用の検討は、9月議会以降どこまで進んでいますか。

**○田代勝義企画調整課参事** 景観及び環境の保全を図ることを目的に取得しました火之神地区の  
当該土地につきましては、建物の解体作業が進むにつれ、これまで建物が与える視覚的な圧迫感  
等も低減されまして、良好な環境へと近づきつつあります。

この当該土地につきましては、有効的に活用することで、地域の活性化や関係人口の創出など、  
様々な地域課題の解決につながる可能性があるとして、市職員と市民による土地利用のワー  
クショップや、現在行われている市長と語る会においても、市民の皆様から広く御意見を伺  
っているところです。

先日行いました庁内の検討会におきましては、土地の利活用の基本構想やその後の具体的な計  
画の策定に当たっては、より広いアイデアや意見の収集の必要があるとして、コンサルタントの  
活用やサウンディング調査等の実施による民間事業等が持つ様々なノウハウや提案等も収集しな  
がら、本市にとって有益な活用方法を見いだすための検討を進めていきたいと考えているところ  
です。

**○2番下竹芳郎議員** この次の検討会とか取組等とか、はっきりしたものはまだ決まってい  
ないんですかね。

**○田代勝義企画調整課参事** 具体的な検討の次回の開催というものは決まっておりますが、ま  
ずは今ありましたとおり、情報収集をしていかないといけないということで、取りあえず民間事  
業が持つ、そういう提案等の収集を図っていくための手法というものも検討する。そして、どの

ように進めていくかということ視察等も行いながら調査をして、持ち帰りながら検討していきたいと考えているところです。

**○2番下竹芳郎議員** 先ほど御紹介した三重県いなべ市は、市内に一般社団法人を設立して職員を数名出向させ、いなべ市をプロモーションして、いなべ市のすてきを売り込み、先ほどあったキャンプ場など数々の成功例があります。こういうふうに、そこまでこだわった戦略で取り組めば、成功が見えて、おのずと職員のモチベーションも上がります。本市とは、財政規模、置かれている状況は違いますが、市長の得意とすることンリサーチしてマーケティング、ブランディングを行い、その跡地がどういうものになるのか、何年かかるか分かりませんが、市民が納得できるものをお願いします。期待しています。

市長、これについてお願いします。

**○前田祝成市長** 今、企画調整課参事から話がありました。

市内でも先日協議をしたところなんですけれども、どういった活用が最適かというところについては、コンサルも交えて、まさに議員がおっしゃられたマーケティング、そのあたりも含めて考えているところです。なかなか自治体だけで広い土地を管理するというのは難しいと考えてございますので、民間資本も活用しながらの活用というのが、ゆくゆくは関係人口であるとか、流動人口の増加につながっていくのだらうと考えてございますので、そのあたりの民間の力というのは活用して、計画を立てていきたいと、そのように考えているところでございます。

**○2番下竹芳郎議員** 民間の力を活用してもらって、観光面、人の流れも変わってきます。本当に地域課題の解決につながる大きなポテンシャルを秘めた場所と確信しますので、本市の未来をつくる活用法をお願いいたします。

次に、子ども・子育て支援についてですが、令和2年度から実施している第2期枕崎市子ども・子育て支援事業計画が残り1年余りとなりましたが、実施状況はどうなっているでしょうか。

**○福永賢一福祉課長** 子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や業務の円滑な実施に関する計画として、市町村が定めるものとなっております。本市の計画では、子ども・子育て会議を策定委員会と位置づけて、成果についても同会議で年度ごとの点検・評価を行い、施設利用定員の見直しなど、施策の改善に努めることとしております。

現在推進している第2期計画において、5年間の見込量を定めた地域子ども・子育て支援事業での主な実施状況を説明いたしますと、地域子育て支援拠点事業、いわゆる本市で言うキッズや、子育て援助活動支援事業、いわゆるファミリー・サポート・センター、放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブについては、見込量に近い利用実績や見込量を上回る利用実績の年度がありますが、サービス提供体制は確保できているところです。

また、健康センターで実施している乳児家庭全戸訪問事業は、全ての対象者に実施しておりますが、出生数が減少しているため、実績は見込量を下回る結果となっております。

**○2番下竹芳郎議員** 本当に多岐にわたる切れ目のない支援策ですが、令和2年から6年までの事業計画です。最初の3年間はコロナ禍で経済支援はありましたが、思ったように取り組めなかった事業もあったのではないかと推測するんですが、問題点とかはなかったですか。

**○福永賢一福祉課長** この地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法第59条により市町村が行うこととされている、いわゆる法定事業でありますので、コロナ禍の影響で実施できなかった事業というのはありませんが、例えば、病児・病後児保育事業では、市立病院で実施しているカンガルーのポッケにおいて、令和2年度に利用が減っております。このことはコロナ禍の影響を受けているのではないかと分析しているところです。

**○2番下竹芳郎議員** コロナ禍の影響があまりなかったということなんです。広報まくらざきの11月号に掲載されていた健康センター内に設置している子育て世代包括支援センターの仕組

み、利用状況はどのようになっているのでしょうか。

○西村祐一健康課長 本市の子育て世代包括支援センターは、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を、ワンストップで提供することを目的として、平成27年度に設置いたしました。保育士・保健師・助産師・看護師等を配置しまして、妊産婦等からの相談に応じ、母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供できるよう、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定などを行いまして、市民が安心して子育てできる地域づくりを目指しております。

現在、健康課健康促進係におきまして、妊娠届出に基づく母子健康手帳交付に際して、妊娠期、出産・育児についての保健指導と支援プランの作成を行っております。また、歯科を含みます妊婦健診、経済的支援を一体とした伴走型相談支援、産婦健診、産後ケア事業、乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健診、育児相談、各種親子教室、発達相談、ふれあい・子育てサロン等の事業を実施するなど、対象となる子育て世帯に利用していただいております。

○2番下竹芳郎議員 広報まくらざきの11月の特集でもあった、この4項目の子育て支援事業の取組についてもちょっと詳しく教えてください。

○西村祐一健康課長 広報まくらざき11月号に掲載しております4項目につきましては、まず1つ目、産後ケア事業ですが、産後ケア事業は生後1年未満の親子を対象に、医療機関等で宿泊型、デイケア型及び訪問型によりまして、産後の乳房ケアや育児の指導等を受けることができます。次に、2つ目の育児相談につきましては、月に2回の午前9時から11時30分に健康センターで実施しております、子供の身体測定や育児の相談を受けられます。3つ目の子育て支援センターキッズは、市内の認定こども園に委託しております、お母さん同士でおしゃべりしたり、子供同士で遊んだりするなど、情報交換や様々な体験ができるものとなっております。最後に、4つ目の子育てサロンにつきましては、毎月第3木曜日の午前10時から11時30分に健康センターで実施しております、未就園児とその保護者を対象に、わらべうた遊びや親子遊び、季節の行事や簡単なおもちゃづくり等を行っております。

○2番下竹芳郎議員 相談なんかは、親身に聞いてあげるだけで解決の糸口になるのではないかと思います。さらなる支援活動をよろしくお願いします。

子ども・子育て支援に関する、さっき言われた保育士・保健師・助産師・看護師などの専門職は、市民の要望に応える体制になっているのでしょうか。

○西村祐一健康課長 子育て支援に関する専門職は、ただいま議員からもありましたとおり、保健師・助産師・保育士・看護師が正規職員や会計年度任用職員としまして、健康課に配置されております。そのほか、要支援児童及び要保護児童等への支援業務を行う保健師が福祉課に配置されております。

この両課の専門職の情報共有及び連携や、市内などの保健師、看護師、保育士等へ健診等補助の依頼を行うことによりまして、現在、本市が実施しております子ども・子育てに関する支援策につきましては、ようやく対応ができてきている状況でございます。

政府は、子供を誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔といたしまして、こども家庭庁を創設し、既に実施されております妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施をはじめといたしました子ども・子育て支援に関する施策をさらに強化してくるものと考えております。

これら国が示します支援策を的確に実施し、市民への要望に応じていくためには、専門職を集約するなど庁内の体制づくりや、協力いただける専門職の確保が今後重要になってくるものと考えております。

○2番下竹芳郎議員 行政視察で、愛知県常滑市で子育て支援について視察させていただきました。その子育て総合支援センターは、新しくはない地区公民館の中に設置してあって、同じ敷地内にシルバー人材センターがあります。シルバー世代の元学校の先生や保育士がいて、子育て



支援センターとうまく連携が取れて、人材不足解消にも一役買っているそうなんですよ。本市もそういった取組はあるんですか。

○福永賢一福祉課長 本市のそういったシルバーに登録されている保育士や学校の先生をされていた方が資格等を生かして、市の業務等にお手伝いいただいているものとしたしましては、4月以降、片平山児童センターの管理についてシルバー人材センターにお願いしておりますが、そこでそういった資格を生かして登録していただいている方に管理をお願いしているところです。

○2番下竹芳郎議員 本市でもやっているんですね。

子ども・子育て支援は、単にハード面とか、もちろん経済的支援も大事です。やはりソフト面、担当課の職員、専門職の方々、そして地域の人たちが子ども・子育て世代と信頼関係を築き、寄り添い、触れ合い、切れ目のないきめ細やかなケアが大切だと思います。そこはもうマンパワーでしかできません。よろしくお願いします。

これで私の一般質問を終わります。

○永野慶一郎議長 以上で、下竹芳郎議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時9分 散会

# 本 会 議 第 3 日

(令和5年12月5日)

令和5年枕崎市議会第5回定例会

議事日程（第3号）

令和5年12月5日 午前9時30分開議

日程 番号	件	名
1	一般質問	豊留 榮子 議員（65ページ～71ページ）
		辻本 貴志 議員（71ページ～75ページ）
		平田 るり子 議員（76ページ～85ページ）
		水野 正子 議員（85ページ～93ページ）
		眞茅 弘美 議員（94ページ～103ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第3号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 永 野 慶一郎 議員  
3 番 辻 本 貴 志 議員  
5 番 水 野 正 子 議員  
7 番 豊 留 榮 子 議員  
9 番 禰 占 通 男 議員  
11 番 橋 口 洋 一 議員

2 番 下 竹 芳 郎 議員  
4 番 上 迫 正 幸 議員  
6 番 立 石 幸 徳 議員  
8 番 眞 茅 弘 美 議員  
10 番 平 田 るり子 議員  
12 番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長  
宮 下 和 也 書記  
山 口 美津哉 書記

鷲 山 美津代 書記  
川 瀬 裕 也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長  
山 口 太 総務課長  
鮫 島 寿 文 水産商工課長  
籠 原 正 二 財政課長  
中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長  
沖 園 信 也 農政課長  
鮫 島 眞 一 税務課長  
上 園 秀 人 水道課長  
平 塚 孝 三 市立病院事務長  
水 流 敏 幸 監査委員  
森 智 賀 健康課参事  
桑 原 英 樹 水産商工課参事  
板 敷 勝 利 会計管理者兼会計課長  
田 代 勝 義 企画調整課参事  
木之下 浩 一 教育長  
森 健一郎 学校教育課長  
永 江 靖 博 農委事務局長兼農業振興係長  
中 原 勝 一 消防総務課長兼消防団係長  
中 山 俊 吾 総務課行政係長

本 田 親 行 副市長  
日 渡 輝 明 企画調整課長  
松 田 勇 一 市民生活課長  
福 永 賢 一 福祉課長  
松 田 誠 建設課長  
西 村 祐 一 健康課長  
川 野 優 治 地域包括ケア推進課長  
今給黎 仁 水道課参事  
橋 口 和 洋 監査委員事務局長  
天 達 純 子 地域包括ケア推進課参事  
中 村 俊 彦 農政課参事  
立 石 秀 和 市民生活課参事  
大工園 昭 則 建設課参事  
平 田 寿 一 総務課参事  
高 山 京 彦 教育総務課長兼給食センター所長  
木 浦 勝 美 生涯学習課長  
木口屋 和 彦 選管事務局長  
中 原 広 次 警防課長兼消防署長

午前9時30分 開議

○永野慶一郎議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

まず、豊留榮子議員。

[豊留榮子議員 登壇]

○7番豊留榮子議員 コロナ禍も収まりつつあり、何とか穏やかな年明けを迎えることができるかと思っていた矢先、米軍横田基地に所属する米軍機の特殊作戦機C V22オスプレイが29日、屋久島の沖に墜落しました。捜索が続いていますが、乗組員8人のうち1人の死亡が確認されているところです。複数の目撃証言によると、事故機は両翼にある2つのエンジンのうち1つから火が噴出して墜落していることから、機械的な不具合が原因である可能性があるといえます。このような危険な事故を繰り返すオスプレイは、日本の国内から全て撤去すべきではないでしょうか。

では、質問に入ります。

まず、介護保険制度についてですが、介護保険利用料の2割負担の対象者拡大などが社会保障審議会で審議されているところですが、9月議会でも取り上げたんですが、介護保険制度に対する市長の見解をお示してください。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 平成12年4月に介護保険法が施行されてから、介護サービス利用時の自己負担については介護報酬総額の1割負担とされてきましたが、平成26年及び平成29年に法改正がなされ、現在では被保険者の所得状況により、1割から3割の自己負担割合となっております。

現在、国において介護保険制度改正について議論がなされ、年末に結論が出されるとされております。

本市としましては、国の動向を注視しながら、本市の介護保険財政が安定して持続可能なものになるよう努めてまいりたいと考えております。

○7番豊留榮子議員 9月議会からあまり発展はないということですよ。市長の見解も変わらないということですが、今の利用状況ですね、皆さんの利用状況とその利用者や家族の方からの要望など、今度値上がりするわけですから、要望などありましたらぜひお聞かせください。

○福永賢一福祉課長 現在、第8期介護保険事業計画を推進しておりますが、各サービスにおけるこれまでの利用状況を見ますと、推計した見込量に対し、利用実績が下回ったサービスは、居宅サービスにおいては、訪問介護や通所介護などあります。また、施設介護サービスにおいては、介護老人保健施設などありますが、利用人数は上回ったものの利用回数は下回ったサービスもあり、見込量を推計することの難しさを感じているところです。

給付費においても、高額介護サービス費や高額医療合算介護サービス費などが見込量を上回る実績となっておりますが、給付費全体としましては、見込量の範囲で運営ができています。

サービス利用に関する利用者や家族からの要望については、担当ケアマネージャーがケアプランを作成または見直しをする際に対応しており、市が直接お受けすることはほとんどありませんが、ごくまれにケアマネージャーとの関係性が悪化し、保険者として相談を受け対応したケースがございます。

○7番豊留榮子議員 あまり利用状況は変わってないようなんですけれども、幾つかその利用状況が下回ったというお話がありましたけれども、それはどのような理由で下回ったんでしょうか。

○福永賢一福祉課長 計画を策定する際には、過去の利用実績等を踏まえて今後3年間の見込量を推計するわけなんですけれども、推計した利用者数に対して、実績として、事業所等の規模の縮小

であったり、利用者そのものが少なくなったりといういろいろな理由で利用者が減っているという実態がございます。

○7番豊留榮子議員 例えそういう事情はありますよね、施設がなくなってしまうたりというのもありましたが、全国的には特別養護老人ホームでは利用料を滞納して出ていかなければならなくなったり、また個室の室料を滞納する方も出てきているということなんです、介護保険制度が始まって以来のことだということです。コロナ禍や物価の高騰で暮らしが圧迫されて、家族への負担も計り知れなくなってくると言われています。本市においてのこのような状況を、もう少し詳しく教えていただければと思います。

○福永賢一福祉課長 介護保険施設に入所した場合、施設サービスの費用として利用者が負担するものには、サービス費用の自己負担1割から3割のほか、施設と利用者間で契約により決められる衛生用具などの日常生活費、食費、居住費がありますが、食費と居住費については基準費用額が定められており、低所得の人の施設利用が困難とならないよう、申請により、所得に応じた負担限度額まで負担していただいて、残りの基準費用額との差額は特定入所者介護サービス費として、施設に保険給付されることとなります。

本市における特別養護老人ホームにおいて、市に対して費用負担額の滞納に関する施設や利用者からの相談等はこれまでございません。

また、施設の入退所に関しましては、施設ごとに開催される入所判定委員会に福祉課職員が委員として出席しており、退所理由等の把握をしているところですが、これまで、個室しかない施設から多床室のある施設へ移ったケースはあるものの、利用料等の滞納を理由とした退所の実績はないところです。

○7番豊留榮子議員 分かりました。市も支援できるところは、今言われたような方法でぜひ努めていってほしいと思います。

もう一点、政府は今、要介護度によって、軽度者は保険の給付から外して自治体の総合事業に移すようにと言われていますが、本市の対応はどのようになっているのでしょうか、お聞きします。

○福永賢一福祉課長 質問者が言われるのは、要介護1・2の方に係る訪問介護の生活支援サービスの地域支援事業への移行についてのことだと思いますが、この件は、厚生労働省社会保障審議会介護保険部会において昨年末に取りまとめられた意見として、ケアプランの有料化同様、3年後の第10期計画期間の開始までに結論を得るとして結論は先送りされる見込みとなっていると市では理解しております。

今後とも、国の動向等には注視して、年末に出るとされている社会保障審議会の結論、そしてまた社会保障制度改正の内容等を十分把握して、対応してまいりたいと考えております。

○7番豊留榮子議員 3年度のあれは先送りということになっておりますけれども、今、福祉課長がおっしゃられたように、ぜひ利用者の方々、これから高齢者も増え、介護が必要になってくる方も増えてくるかと思っておりますので、ぜひ市もそれに対応できるような支援策を立てていってほしいと要望しておきます。

次に、市営住宅についてお尋ねしていきます。

本市における市営住宅の管理状況ですね、これがどのようになっているのかお尋ねいたします。

○大工園昭則建設課参事 住宅の外部点検は臨戸訪問時に随時行い、団地内公園遊具等の点検は年4回定期的に実施しています。その他団地内共用部の保安灯などについては、入居者からの情報提供により、修繕を行っています。

住宅の内部については、入居者からの修繕の申込みにより職員が現地調査を行い、簡易な修繕は職員で対応し、職員で対応が不可能な修繕は業者に依頼をしております。

○7番豊留榮子議員 分かりました。今、枕崎市内にあるこの市営住宅っていうのはどのくらい

あるものなんですか。何か所ほど市営住宅があるのか、もし分かったら教えてください。

○大工園昭則建設課参事 市営住宅につきましては16団地、そして特公賃住宅につきましては3団地あります。

○7番豊留榮子議員 16団地まだ健在で、新しく造り替えたり、改修されたりしている団地も多々見受けられるんですけども、そこは全室埋まっているんでしょうか。

○大工園昭則建設課参事 現在管理している戸数につきましては、市営住宅が350戸に対しまして入居戸数は273戸になります。政策空き家49戸もありまして、政策空き家を除きましての入居率としましては90.7%になります。

○7番豊留榮子議員 それは建物が古くなったりして、もう入居が不可能だとかそういう空室49室についてはそういう状況なんでしょうか。

○大工園昭則建設課参事 政策空き家としている49戸につきましては、築年数も古く、老朽化が激しいために入居が不可能ということで、政策的に空き家としているものです。

○7番豊留榮子議員 次の質問に入ります。

この火之神団地の件なんですが、火之神団地は、今後どのように変わっていくのか教えてください。

○大工園昭則建設課参事 火之神団地の管理戸数は、11月1日現在、10棟51戸でその10棟の中に点在して22世帯が入居しています。火之神団地長寿命化計画では、最も古い建物が昭和43年建築で55年が経過し、老朽化が進み、耐震性も確認できない建物が存在することから、安全性を考慮して、政策空き家として入居制限をしており、全戸空き家となった建物から解体し用途廃止をする計画となっております。なお、これまでに4棟21戸を解体したところです。

令和4年度から5年度にかけて、比較的新しい昭和53年建築で耐震性のある5棟のうち3棟11戸を長寿命化事業により改修工事を行い、3月末には、火之神団地内で住み替えを希望される方を集約して満室となる予定です。

○7番豊留榮子議員 分かりました。例えば10棟のうち、活用されている棟と住居者の状況は、今おっしゃられましたけれども、住み慣れた住居、ここを離れることがつらいんだと思うんですが、老朽化が進む棟が気になるところです。また、移転する住居者の負担がどのようになるのか教えてください。

○大工園昭則建設課参事 長寿命化計画では、長寿命化工事を行った3棟11戸以外の建物で、耐震性のない建物は、令和6年度から7年度に解体し、耐震性のある建物は、令和14年度から15年度に解体する計画となっております。

今回、住み替えを希望されなかった方につきましては、他の団地への住み替えをお願いしていくこととなりますが、この場所から離れたくないという方につきましては、先ほど申し上げました令和14年度から解体を予定している耐震性のある建物への住み替えを検討していきたいと思っております。

通常、市営住宅を退去するときには、畳の表替えやふすまの張り替えを入居者負担としていますが、今回、市の政策として解体する計画の住宅から住み替えをする場合は、入居者負担はございません。

○7番豊留榮子議員 分かりました。解体することが決まっているところは、網戸ですか畳とかふすまなどの取替えの負担はないということですのでよろしいんですね。

例えばこの場所から離れたくないという方もいらっしゃるようですが、高齢化が進むと引っ越しの作業も本当に大変かと思えます。住居者の要望を聞きつつ、取り残すことのできる棟があるのなら、希望される方は同じ場所で部屋を移すということで少し気持ちも軽くなるのかなと思えますし、ここを離れたくないという方は何人ぐらいいらっしゃるんでしょうか。

○大工園昭則建設課参事 令和5年2月に火之神団地のアンケート調査をした結果、離れたくない

い、引っ越しをしたくないという方につきましては8名いらっしゃいました。その中で、団地内での引っ越しをされている方が6名です。

○7番豊留榮子議員　すると、あと2名の方がまだ決まってないということなんですね。残っているそこに入りたくないという方なんでしょうか。もうよそに行くのは無理だけれども、この同じ団地の中なら移ってもいいということにはならないんですか。

○大工園昭則建設課参事　同じ団地でも他の棟には移りたくないという方は2名いらっしゃいますので、今後、移転等につきましては、入居者の意向等をよく聞いて対応していきたいと思えます。

○7番豊留榮子議員　なかなか高齢化が進んで、多分その方たちも高齢者かなと感じるところなんですけど、私も1人の方から相談を受けて、お部屋など見せてもらったんですけども、とてもきれいに整理整頓されて、もうきちっとしたお部屋でしたね。ここから離れたくない。同じ側に棟がたくさんあって、残る棟の中に移ったらどうですかと言っても、やっぱりここを動きたくないんだって言われるんですね。

あと1年か2年したらその老朽化で壊さなきゃならなくなると思うんですけども、これをどのように考えますか。お2人いらっしゃるということなんですか。

○松田誠建設課長　ただいま参事から報告がありましたけれども、耐震性がないということが一番重要なことでありまして、本人の意向は十分承知しておりますが、耐震性がないということで、もう建設課としましては、いち早く退去もしくは住み替えをしてもらいたいというお願いをこれからもしていくこととなります。

○7番豊留榮子議員　おひとり暮らしでありますけれども、親族の方もいらっしゃるかと思うんですね。そういう方たちにも、市から御相談をされているんでしょうか。

○大工園昭則建設課参事　親族の方とは相談をしておりません。

○7番豊留榮子議員　なかなか難しいですね。分かりました。何とか親族の方ともつながって、本人がね、決断できれば一番いいことだと思うんですけども、よろしく願いいたします。

次に、市道の管理についてお尋ねしていきます。

市道の管理、点検などはどのように行っているのか、お示してください。

○松田誠建設課長　まず、市道の道路区分と現況について説明いたします。

建設課が所管する道路は、都市計画決定された街路のほか50戸以上の主要集落とほかの主要集落とを連絡する道路として認定された1級市道が38路線・約41キロメートル、30戸以上の集落とほかの集落とを連絡する道路として認定された2級市道が19路線・約29キロメートル、その他の一般市道が1,051路線・約413キロメートルで、計1,108路線・約483キロメートルとなります。

1,000路線を超える市道の管理・点検につきましては、年間を通じて職員や道路作業員で実施している道路パトロールや市道伐採時の点検が基本となります。しかしながら、道路パトロールなどでは、全線を把握することが困難であることから、年間100件を超える市民からの情報提供により、修繕箇所や危険箇所などの現状を把握しているところです。

○7番豊留榮子議員　枕崎も結構長い市ですからね、市道の点検もそれこそ大変かと思いますが、よろしく願いいたします。

次の質問に入りますが、市道の深浦岩崎線なんですけど、車で通るとマンホールの蓋がガタガタと大きな音を立てているところがありました。今は改善され安心して走ることができるようになりましたが、このマンホール自体の改善というのはできないんでしょうか、お尋ねします。

○松田誠建設課長　市営球場西側にあります市道深浦岩崎線については、これまでも地盤沈下により路面に段差などが生じております。交通安全上支障があることから、幾度かの修繕工事を実施してきました。



本路線の路盤沈下の原因としましては、道路の地下約5メートルに位置する下水道管の埋設工事により、掘削した範囲の地盤が安定していないことにあると考えています。

市内各所でも地下埋設物の工事が原因と思われる地盤沈下がありますが、本路線の指摘箇所においては、満潮により花渡川の水位が上昇することで地下水位も地表面から1メートル程度まで上昇します。

その後、花渡川の水位が下がることで、当該箇所の地下水も一緒に下がることとなり、その過程において、地下の土の粒子などが吸い出されるため、地盤が安定せず地盤沈下を引き起こし、路面の段差が生じていると推測しています。

マンホールの蓋がガタガタと大きな音を立てているとの御指摘がありましたが、マンホールの蓋のがたつきではなく、周辺の地盤沈下が原因で段差が生じていることから、周辺路面の舗装修繕により解消しているところです。

**○7番豊留榮子議員** この通りに関しては、もう前から要望を出していたところなんですけど、やっぱりもう何度か補修はされていると思うんですけどもね。毎回そうやっていくのは本当に大変かなと思うんですけども、やっぱりこのマンホール自体の改善というのが必要かなあと思うんですね。蓋に車が乗ってもガタガタと音がしないようなこの頑丈な蓋ができないのか。また、道路の補修をされても今までのように何年後かには再び道路がへこんでマンホールの蓋が浮き出たようになります。特に、通勤通学でバイクや自転車を利用されている方には、怖い思いをされているということもあるようです。どうぞマンホールの構造そのものを検討していただきたいと思うんですけども、どうでしょうか。

**○松田誠建設課長** 御指摘のとおり、マンホールの蓋自体にがたつきがある箇所もあります。そのような箇所は、大型車両の通行が多い路線でマンホール蓋のねじれにより蓋枠とかみ合わせが悪くなったときに発生し、特にマンホール蓋が改良された平成20年以前に設置したマンホール蓋に多いようです。

建設課では、そのようなマンホール蓋のがたつきにより危険性を確認した場合は、水道課へ連絡し、下水道事業の長寿命化事業により下水道マンホール蓋の取替工事を実施してもらっているところです。

なお、マンホール蓋の構造については、蓋のがたつきよる事故を未然に防ぐため、改良が繰り返されていると聞いています。

**○7番豊留榮子議員** マンホールそのものが丸型だから、地面がへこんでも、何となく怖くはないんですけども、四角いマンホールというのもありますよね。あれが飛び出たり、別府の交差点のところがそうだったんですけども、飛び出て、ちょっと怖いね、角が道路に飛び出てくると怖いんですよね。タイヤが乗ったらタイヤがどうかなるんじゃないかなみたいな。

ただ、丸いマンホールだからまだいいような感じがするんですけども、ぜひこの点検といいますか、よろしく願いいたします。

次の質問ですけど、市民の方からも多くの要望があるかと思うんですけども、現地確認をした後、これをお知らせしてくれた方に再度、こんなふうになりましたという連絡などはされているんでしょうか、お尋ねします。

**○松田誠建設課長** 市道などに関連する市民や公民館長からの情報提供や要望は、年間100件を超えており、情報提供を基に現地を調査し、緊急性・公共性を検討した上で、修繕工事などを実施する必要がある場合は、工法や優先順位を決定しているところです。

なお、集落単位で緊急性は低いですが、要望箇所が多い集落では、公民館長などに優先順位を決めてもらう場合もあります。

現地調査後において、情報提供者に結果を報告することを基本としていますが、雨などの自然条件を考慮しなければならない現場など、経過を観察した上で工法などを決定することから、報

告が遅れることや情報相手の記載漏れや匿名情報により報告ができなかった場合もあります。

しかしながら、情報提供者本人としましては、結果報告を待ち望んでいると推測されますことから、早急に対応しない場合や保留となった案件については、結果の報告を特に徹底していきたいと考えています。

○7番豊留榮子議員 例えば市民が気づいたことなど、この側溝の蓋に限らず、市役所にお知らせしたいときは一体どこに連絡をしたらいいのか、それを市民に公表されていましたっけ。こんな相談はここについていうふうな。お尋ねします。

○松田誠建設課長 市役所に情報提供を総合的に受け付けている部署がありません。そのようなことから、市役所代表電話で連絡していただければ、電話交換士が担当部署へつなげるようになっております。

○7番豊留榮子議員 はい、直接につながらないんですね、分かりました。直接にそういう相談所みたいなのを設けるっていう予定はないのでしょうか。まだ年間100件程度ですか、どうでしょうか。

○松田誠建設課長 現在、建設課への問合せとか情報提供、要望等につきましては、全部建設課の土木係で取りまとめているところです。あと、建築係につきましては建築係が取りまとめるということで、総合的な市の取扱い部署としましては、今のところないところです。

○7番豊留榮子議員 次の質問に入ります。

また市道で蓋がされていない側溝、ここに雑草が生い茂って側溝が見えないというようなところもありまして危険を感じる、そのような場所など市は把握されているのかお尋ねします。

○松田誠建設課長 御指摘のとおり、道路パトロールなどでは、市道全線を把握することは困難であることから、雑草が伸びて側溝が見えていない箇所もあると考えています。

特に本年度は、台風第6号の倒木処理などに時間を要したことや、天気がよく雑草の成長が早いため、市道伐採の対応が遅れているところです。

そのような中、市民からの情報提供により、市道の雑草などで交差点の見通しが悪く、交通事故につながるおそれのある箇所などについては、早急に対応しているところです。

今後においても、市民からの情報提供に迅速に対応して、利用者が安心安全に通行できるように市道管理していきます。

○7番豊留榮子議員 本当に建設課の仕事はたくさんいろいろあって、本当に大変かと思うんですけども、私も白沢のところで、畑の中に1軒あるお家だったんですけども、そこからの要望で側溝に蓋がないので蓋をしてほしいということで要望に行ったんですね。その蓋は新しいのじゃなくてもいいと、古いものでもいいので、あったら即蓋をしてほしいということで、その蓋をすぐしてくださったんです。

そのときに反対側を見たら、ただ草が茂っているだけだから草だねと思って、私は左のほうに寄ったんですけども、ふと見たら側溝だったんですね。側溝があって草が生い茂っていて、あらあと思ったら、そのことを言おうと思いましたが、市が即、側溝の蓋をつけてくださって、そのときに草払いもしてくださって側溝がちゃんと見えるようになっていたんですね。

だからこういう緊急作業がぱっとできる、依頼された側溝に蓋をしてほしいという方もすごく大変喜んでいました。

こんなに早くしてもらえとは思わなかったということで大変喜んでおりましたので、市の仕事も本当に大変かと思うんですけども、住民の安全性を守っていただいて、事故のないような生活ができる枕崎市をつくっていきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

次に、交通の利便性についてなんですけれども、この件につきましては、もう3人ほどの方が私のお尋ねしたいことをお尋ねしてくださっていますので、これはもう皆さんの答弁を参考にしていきたいと思いますので、私の質問はこれで終わりいたします。ありがとうございました。

○永野慶一郎議長 以上で、豊留榮子議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時8分 休憩

午前10時17分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、辻本貴志議員。

[辻本貴志議員 登壇]

○3番辻本貴志議員 本日は、朝からあいにくの雨でした。散歩を日課にしている私ですが、あいにくの雨で8時過ぎに少し雨の上がった合間を見て散歩に出かけました。そしたら、聞こえてきました。ちょうど東寄りの風でした。南九州市の選挙カーの選挙戦の声が聞こえてきて、私も今年の4月の頃にこういったお話をした、皆さんに伝えたっていうことを振り返った次第でした。今後とも、この場に立ち続けることができますよう邁進してまいりますので、よろしく願いいたします。

質問に入ります。以前、市長は、今年の5月の頃でした。鹿児島倫理法人会の経営者モーニングセミナーにおいて、「日々の仕事、日々の暮らし」という演題で講話をされていました。その中で福岡のベッドタウンにいる方の話をされていて、その福岡市のベッドタウンにいる方が、その周辺は人口が増えている、住んでいる人はいるが暮らしている人はいない、暮らしてはなく、ただ住んでいるだけだとおっしゃっていた話をされていました。

市長はその方の話を非常に印象深く覚えているとおっしゃっていました。暮らしが成り立たないと幸せにならないのではないかと、枕崎に住んでいる方の暮らしをしっかりとつっていきたい。暮らしをつくり出す。市役所から情報発信をして暮らしをしっかりとつっていく必要があると続けて話をしていました。

その話を聞いて、私も大変共感しました。住んでいるだけではなく暮らしているんだ。私もこの枕崎での暮らしを楽しみたいと思って県外から帰ってきた1人であります。長く県外で過ごしている中で、枕崎で暮らしたい、暮らしをつっていきたい。自分やその家族、同級生、職場の仲間、地域の方々と暮らしを楽しんでいきたい、そう思って戻ってきたことを思い出しました。

そこで、先日の行政視察で三重県いなべ市に行かせていただきました。いなべ市に住まう人々の暮らしぶりや息づかい、そこで「いなべ、暮らしを旅する」こちらの冊子に出会いました。いなべ市に住まう人々の暮らしぶりや息づかい、店を営む店主の思いが綴られ、いなべ市を周遊するきっかけとなる冊子「いなべ、暮らしを旅する」を製作したことを知りました。いなべ市では、市民とともに制作したこの冊子は、思わず他人に自慢したくなる一冊と評価され、市民自らが営業マンとなり配付するという異例のヒット作となったそうです。この本の中の一文を紹介すると、この本で紹介するのは、いなべという自然豊かな街を舞台に自分らしく生きる人たちの暮らしとまなざし。そう書かれていました。開いてみると、いなべの暮らし方、いなべに行くところんな暮らしがあるってというイメージをさせるような大変すばらしいものでした。

枕崎に戻り、枕崎の暮らしをイメージするようなものを探しましたが、あまり目を引くようなものは見つかりませんでした。私も市長の言う枕崎の暮らしをつくる、大変すばらしいことだと思っています。枕崎の暮らしのイメージ、市民がそのイメージできるものがあるでしょうか。枕崎にはたくさんの自然が残っており、海、川、山、畑もあります。近くに新鮮な食材も豊富であります。見て分かるような枕崎にしかない暮らしをイメージできるものをつくって移住・定住のPRをしたらどうかと提案いたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 先日、私が卓話の中で住むことと暮らすことの私なりの考え方といいますか、捉え方、その違いのようなものをお話しさせていただいたところです。暮らしには、そこに根を

下ろした、あるいは風土に根差したというようなそういう生活、非常に土着的なイメージを実は持っております。議員から御紹介いただきたいなべ市のいなべ暮らしを旅するという冊子についても、そのような、そこに根を下ろした風土に根差した暮らしが表現された非常にすばらしい冊子だと思っています。

本市では、「丁寧、本物」の産業、あるいは食を表現して高い評価をいただきました枕JAZZの動画や、2020年に制作いたしました市勢要覧などの中に、本市の丁寧な、あるいは地域に根差した暮らしを表現したのがあります、御紹介いただきたいなべ市の冊子のようなものを作れるそういう素材、あるいは素地は本市の暮らしの中にも十分にあると思っておりますので、今後、広報、情報発信の方法をぜひ検討して、そのようなすばらしいものの発信ができるように努力してまいりたいと思います。

**○3番辻本貴志議員** 暮らし、私も枕崎の暮らしにこだわってまいりたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

次の質問に入ります。不登校対策の現状について伺います。

文部科学省の公表した不登校やいじめなどの実態を調査した令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査結果によると、小中学校における不登校児童生徒数は、前年度比22%増の29万9,048人となり、過去最多を記録しています。不登校児童生徒の38.2%に当たる11万4,217人は、相談・指導を受けていないことが判明しています。

文部科学省では、2023年3月に発表した誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策、COCOLOプランを踏まえた令和6年度概算要求を行って、不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整えること、心の小さなSOSを見逃さず、チーム学校で支援すること、学校の風土の見える化を通して、学校をみんなが安心して学べる場所にすることを着実に推進する方針であるそうです。

そこで、本市の不登校の児童生徒の現状について、最近の5年間の不登校数をお尋ねします。

**○森健一郎学校教育課長** 不登校とは、文部科学省の調査では、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたものと定義されております。

コロナ禍前において、全国の不登校児童生徒数の増加については、年間1万人前後であったものが、コロナ禍の令和3年度から年間5万人を超える増加となりました。令和4年度の不登校児童生徒数は、小中高合わせて過去最多の約30万人に達しており、鹿児島県においても、前年度よりも819人増えて約4,500人となっております。本市においても国や県の傾向と同様、コロナ禍以降増加の傾向にあります。

本市における令和元年度から令和5年10月末までの不登校数についてお答えいたします。令和元年度が小学校3人、中学校11人の計14人。令和2年度が小学校3人、中学校17人の計20人。令和3年度が小学校5人、中学校17人の計22人。令和4年度が小学校12人、中学校12人の計24人。令和5年度については、10月末までの時点で小学校が7人、中学校が15人の計22人となっております。

**○3番辻本貴志議員** 本市に教育支援センター、以前の表現では適応指導教室という表現なんです、その役割を持つ機関はありますか。

**○森健一郎学校教育課長** 本年3月に文部科学省から、誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策についての通知文が発出され、個々の状況に応じた多様な教育機会を確保することが求められております。

現在、本市においては、不登校傾向の児童生徒については、保健室登校などの別室登校や相談機関へのつなぎなど個に応じた対応を行ってきたため、教育支援センターの役割を持つ機関につ

いては設置されておりませんが、今後、本市としても、不登校児童生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう適切な支援や働きかけを行う場の設置が必要であると考えております。

また、不登校の子供たちの居場所づくりだけではなく、不登校の児童生徒の保護者が悩みを抱えて孤立せず、適切な情報や支援を得られるようにすることも重要であるため、保護者が気軽に相談できる機能を持たせた教育支援センターの設置に向け、近隣市の設置状況等を基に、設置場所や支援内容等について検討を進めているところです。

○3番辻本貴志議員 では、不登校児童生徒が学びたいと思ったときに、学ぶ環境をどのように準備しているか、先ほどの答弁の中にも少し入っていましたが、よろしくお願ひします。

○森健一郎学校教育課長 現在、各学校において、不登校児童生徒に対しては、保健室やその他別室において、学級担任や教科担任が教科指導に当たったり、養護教諭や生徒指導担当者が教育相談や家庭訪問を行ったりしながら、子供たちやその保護者の思いに寄り添った柔軟な支援を行っております。

また、希望する児童生徒には、タブレット端末を活用して、授業をリモートで視聴する取組や導入されている学習アプリに取り組むことができるような環境を整えております。

今後は、不登校の児童生徒の個々の状況に合わせて、短時間登校を勧めたり、学校行事や部活動の参加の呼びかけを行ったりするなど多様な選択肢の中から自らの意思と判断で主体的に学校生活に参加できる環境を整備していきたいと考えております。

○3番辻本貴志議員 いろいろ学ぶ環境を準備しているということなんですけれども、それを、今ちょっと思ったんですけど、どのように提示、見えるようにしているのか、学校ごとの違いっていうのはあるのか。今おっしゃった話は、枕崎市の学校どこでも通用するもので、保護者にはどんな形で今、周知しているのかということをお伺ひいたします。

○森健一郎学校教育課長 不登校の児童生徒、保護者に対しての支援についての御質問ですが、それぞれの学校が子供たち個々の生徒、児童、保護者と話し合いをしながら、その子が望んでいる支援であったりとか、そういったものについて、学校と協議しながら個々に対応を行うように指導しているところです。

○3番辻本貴志議員 それではもう個々の児童と保護者が学校に相談に行って、個別に進めるという理解でよろしいですね。（「はい」と言う者あり）はい、分かりました。

では、COCOLOプランの目指す姿にある学校の風土の見える化を通して、学校をみんなが安心して学べる場所にするについて、本市の取組について伺ひます。

○森健一郎学校教育課長 学校風土の見える化とは、学校評価の仕組みを活用して、児童生徒の授業への満足度や教職員への信頼感、学校生活への安心感などの学校風土の雰囲気把握し、関係者が共通認識を持って取り組むことにより、安心して学べる学校づくりを進めていくこととなります。

これまでも本市の小中学校では、学期ごとに児童生徒、保護者、教職員を対象に学校評価を行っております。この評価結果から、授業改善の取組や不登校の未然防止等の取組を進め、子供たちが安心して楽しく通うことのできる魅力ある学校づくりにも取り組んでいるところです。学校評価の結果については、学校だよりやホームページ等で公開しております。今後、評価項目の見直しや改善を図りながら、各学校の特色を生かした地域や社会に開かれた学校づくりを目指した取組を推進してまいります。

○3番辻本貴志議員 本市で評価をしているということなんですけれども、アンケートも実際見ました。アンケートの項目は市で統一しているものなのか、学校独自のものなのか、教えていただきたいと思ひます。

○森健一郎学校教育課長 アンケートの項目についての御質問ですが、アンケートの項目については、基本的に学校の地域性であったりとか、規模、そういったものが違いますので学校が独自

に設定したものにになります。基本的には、大きなくくりで言えば各学校共通したものになっていきますが、細かいところについては各学校が独自で設定しております。

**○3番辻本貴志議員** 文部科学省の学校風土の把握についていろいろ検索していくと、評価ツールとかも出てきて、これは今の話だと、アンケートの項目は各学校でっていうことなんですけど、それを枕崎市の中で共有するときの話になると思うんですけど、市外の方と学校の風土、枕崎市の別府中学校はこんな風土ですよっていう話をするときに、独自のアンケートの項目で話が展開していったりするのかな、どうなのかなといったことを少し今考えたところでした。なので、ほかの学校、ほかの市町村とかと風土のやり取りをするときに、その同じようなツールというものが必要なのかなと思いますので、ぜひ、御検討していただきたいと思います。

5番目ですね、COCOLOプランでは、様々な学びの場、居場所の確保が大きな柱であると考えています。不登校対策への市長の考え方をお聞きしたいと思います。

**○前田祝成市長** 不登校児童生徒への支援につきましては、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律などに基づき、教育委員会と学校が連携しながら児童生徒の実情に合わせ、社会的自立に向けた支援が行われてきていると認識しております。

現在、不登校児童生徒数につきましては、先ほど課長からも答弁がございましたが、本市も含め、全国的に増加傾向にあるという状況です。文部科学省から本年3月に示されました先ほどから出ておりますCOCOLOプラン、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策、これを踏まえた不登校対策の一層の充実に取り組むよう、これは教育委員会へ指示、教育委員会と共有しているところでございます。

私としましては、枕崎の子供たちが学校へ行きづらい状況になった場合にでも、先ほど居場所という話がありましたが、やはり学びたいと思ったときに多様な学びができて、社会の中で自己実現していけるようなそういう居場所であるとか、児童生徒や保護者に必要な支援、それができるような体制というのは必要であると考えてございます。そのあたりについてはしっかりと取り組んでいかなければならないということで、来年度、実現に向けて努力していこうと思っているところです。

冒頭、議員からありましたその暮らしっていうところにもやっぱり通じてくるんだと思います。学校の中での暮らしであったりとか、地域での暮らしであったりとかというのは、子供たちにとって住みやすいというか、安心できるという部分をつくっていくっていうのは、地域であったり、学校であったり、保護者であったり、やはり我々大人の役割だと思いますので、そのあたりはしっかりと取り組んでいけるよう努力したいと思います。

**○3番辻本貴志議員** しっかりと取り組んでいただけるということで、よろしくお願いします。

令和5年度の10月20日発行の鹿児島県のPTA新聞によりますが、児童生徒の質問紙では、「将来の夢や目標を持っている」と回答した子供の割合が全国よりも高い結果になった一方で、「自分には良いところがあると思う」とか、「課題の解決に向けて自分で考え、自分から取り組んでいる」と回答した子供の割合が低い結果となったそうです。こうした自己肯定感や挑戦心などの非認知能力と言われる資質・能力は、学びに向かう力の土台となる重要な学力の側面であり、この課題は、本県として依然、継続していくと認識しているとの記事がありました。こういった学力結果だけではない側面が子供の成長に大きく影響していることも考えますので、我々大人がしっかりと支える環境をつくっていくことが大切だと思います。

では続きまして、中学校の部活動の地域移行について伺います。

中学校の卓球部が11月からモデル事業が土日のみ始まりましたが、現状はどうでしょうか。

**○森健一郎学校教育課長** 本市では、令和8年度からの休日の部活動の地域移行を目指し、国が定めた令和5年度から令和7年度までの改革推進期間の中で、部活動の地域移行に向けた取組を進めております。その一つとして、本年度の11月から枕崎卓球クラブが、本市における部活動

地域移行の実施モデルとして活動を始めております。

枕崎卓球クラブの現在の活動状況について御説明いたします。

枕崎卓球クラブの活動を始めるに当たっては、実施モデルの期間や内容、実施する上での検討事項等について、各学校の管理職及び顧問、卓球部の保護者への説明会を実施し、事前に共通理解を図りました。また、指導者とも詳細な事項について連携を図り、実施前には生徒への適切な指導に関する研修の機会を設けました。

活動は、土曜日に枕崎市総合体育館の卓球場で行っており、クラブへの参加者は15人で、枕崎中学校、桜山中学校、別府中学校の卓球部に所属している生徒が参加しております。枕崎市在住の地域指導者が生徒の指導に当たっております。参加者は、徒歩や自転車、保護者による送迎により練習場所に集まり、指導者により専門的な指導を受け、他校の生徒と関わりを持ちながら、効率的・効果的な練習に取り組んでおります。

本市としましては、実施モデルとなる枕崎卓球クラブの活動を通して、部活動の地域移行における指導者や活動場所の確保、活動費等の負担の在り方など課題を整理し、課題等については、推進協議会や関係機関と連携・協議しながら、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる環境を整えていきたいと考えております。

**○3番辻本貴志議員** 枕崎卓球クラブで始まったということで、生徒は、徒歩とか自転車、保護者からの送迎でその場所に行くとなっているんですけども、私の周りでは、保護者から送迎はできないよって、もう仕事と一緒に頑張ってなかなか難しいんですけどっていう話を聞くことが多いです。市はどのように送迎について考えているか、お尋ねします。

**○森健一郎学校教育課長** 部活動の地域移行時における課題の一つに、活動場所までの送迎に関する課題が考えられます。学校部活動の地域移行によって整備される地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育の一環として捉えることになり、既存のスポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブと同様の対応になると考えております。そのため、現在、実施モデルとして活動を行っている枕崎卓球クラブについては、活動場所までの移動については、徒歩または自転車、保護者による送迎となっております。

部活動の地域移行に伴う送迎については、今後の検討課題として、他市の取組や対応等を参考にしながら地域部活動推進協議会等での協議を行うなど調査研究を進めてまいりたいと考えております。

**○3番辻本貴志議員** 送迎がちょっと難しいといった話なんですけれども、これから地域移行というのがどんどん進んでいきます。そのことを想定すると、実際の各学校での部活動でやっていた時期よりも、集まって送迎をしてもらって行くってなると、どうしても参加者が減るような印象を持っています。今、全生徒数に対する部活動の人数のデータとかがって持っていたりしますか、お願いします。

**○森健一郎学校教育課長** 部活動の参加生徒数についてなんですが、各学校の状況を把握しておりますが、すみません、今ここにデータは持ち合わせておりません。

**○3番辻本貴志議員** 各学校のデータを持っているということで、地域移行する前と地域移行した後がどうなのかっていう比較がやっぱり大事だと思いますので、今後ともそういったデータを取っていただきたいと思います。

昨日の一般質問の中でもありましたA I デマンドタクシーですね、この中に教育的な側面、子供の送迎の課題、部活動の送迎といった、こういったことにも使えるといったことを検討していただけないでしょうか。

そのことを要望して、私の一般質問を終わりたいと思います。

**○永野慶一郎議長** 以上で、辻本貴志議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午後1時10分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、平田るり子議員。

[平田るり子議員 登壇]

○10番平田るり子議員 地域政党薩摩黒潮会、平田るり子です。

通告に従いまして質問させていただきます。

イスラエル・ハマス紛争の陰に隠れてしまった終わりの見えないロシア・ウクライナ侵攻、テレビ、SNSも多くのご工作も流されています。

私たちが学ばなければならないことは、自分の目で見ていないことは、全ては信じない。感情に流されず、自分の頭で考え、調べ、捉える。災害でも同じことです。自分の子供、孫と重なり心が張り裂けそうになります。それでも、どの国も自国を守るために、それぞれの国が正義の元で戦っているんです。そして、戦争はいけないこととは誰でも分かっています。しかし、戦争はルールの下で合法であるということも知らなければなりません。それぞれの国の民を守る宗教、伝統・文化が異なる限り、世界は一つになどなり得ません。日本と世界は違うのだということを、日本国民はしっかり認識しなければ、国は簡単に奪われます。国、国民、子供たちを守れるのは、それぞれの国の大人たちです。私たちが、日本の大人たちが守らなくてはならないのは、日本の子供たちの未来。安心して日本国民が暮らせる家、国を守ることです。生殺与奪の権利を他国に握らせてはいけません。

これから起こり得る中国による台湾侵攻、侵攻してくる国というのは核保有国、攻められる国は抑止力を持たない国。ウクライナを見れば分かります。

今、アメリカは二正面作戦。軍事力はマンパワーではありません。そして、中国による台湾侵攻、この三正面作戦でアメリカは日本、台湾、韓国のこの3か国をどこまで守れるのかは分かりません。生き死には、決してほかに預けてはいけません。

私は、我が子を守るために政治活動をしてきました。その一人一人の、私がという思いが自分の家族が安心して暮らせる家、国を守りたい。その時代の大人たちの心がつないできたのが日本という国です。

私の政治活動は、市議になり今も志は変わっていません。国と地方は同じです。間違っただけではありません。私は、市議会議員という枕崎市民と市政のために奮闘するお役目を賜りました。それを決断、形にするのは市長、市長のお役目です。その決断と形を市職員が実現してくれます。

莫大な財政赤字を建て直した上杉鷹山の言葉に、「為せば成る 為さねば成らぬ 何事も 成らぬは 人の為さぬなりけり」強い意志を持ち実行すれば必ず実現する。結果が得られないのは、成し遂げる意志を持ち行動しないからだという意味です。

今回は、前田市政について質問させていただきます。

前田市長が就任1期目を尽力され、2期目、来年1月で6年、市民の皆様は、市長のこれからを知りたがっています。市長自身が掲げている公約の中で、特に成果を上げている取組は何か。また、思ったように進んでいない取組で特に重要だと思うことをお示してください。

先に質問するに当たりまして、細かい数字や制度というのはいたしません。市民の皆様に分かりやすい言葉で、市長の思いも伝える時間にしていただければと思います。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 産業競争力の向上、子育て支援、コミュニティーの再構築の3つを主要な公約として掲げて仕事をしてまいりました。

まず、産業競争力の向上については、本市の持つ産業力という武器、この本市の資産・リソースともいえる産業力を磨くことで財政的にも強くなっていくことが必要と考えていますが、特に



この6年間、ふるさと納税で総額100億円を超す寄附を頂き、財政強化にもつながったことは成果と捉えています。また、設備投資が水産業を中心に積極的に行われていることは、産業競争力の向上につながるものと考えています。産業競争力向上への取組の一つとして市が行った施策で、本市産業の「丁寧・本物」を広くメッセージするためのPR動画が各方面から高い評価をいただけていることは成果であり、「丁寧・本物」というキャッチコピーは、今回の城山ホテル鹿兒島での枕崎フェアでも活用しましたが、今後も本市の産業価値を表現するフレーズとして、さらに浸透を図ってまいりたいと考えております。

子育て支援に関しましては、特に学校教育における四小四中の強みを生かした小中連携教育と、地域力を生かした子育て支援に取り組んでおり、各学校区の現場では、PTA活動等も積極的に取り組んでいただいていると感じているところです。しかしながら、コロナ禍の影響等もあり活動の制約があったことなどから、子育て環境の地域力向上には、今後さらなる努力が必要であると感じております。

そのような中で、本市の子育て支援の拠点として計画していた子ども家庭センターを具体化できておりませんので、今後、専門職の集約化や体制の整備、その機能を最大限発揮できるような子供の居場所づくりを既存施設の利活用を視野に、早急に取り組んでいかなければならないと考えております。また、全国的な少子化を解決していくための国の施策、これらの確実な実施、子供を産み育てられる社会・経済環境づくりに取り組んでいきたいと考えます。

コミュニティー再構築という点で成果を申し上げますと、人口減少が進む中、関係人口づくりへの取組において、市営野球場の整備により野球の合宿誘致が進んだ点、さらには野球教室や野球以外のイベントでも野球場改修の効果が発揮されていると考えております。また南浜館の改修を経て、毎年企画展に多くの来場者を集めている点は成果と考えております。

観光施策については、お魚センターのリニューアル等による集客のさらなる増加、火之神地区の開発による観光需要の掘り起こしなどが今後の課題であると考えております。

また、少子高齢化、人口減少の加速化により、問題がより深刻化しております地域公共交通の体系整備も喫緊の課題であると考えます。

市長の仕事は、以前コラムにも書いたことがあります。未来をつくる仕事と捉えており、この枕崎市の将来像、未来像を構想して形にしていくことだと考えておりますので、今後も将来を見通す力をしっかりと鍛えて仕事に取り組んでまいります。

**○10番平田るり子議員** いただきました答弁を基に議論を進めさせていただきます。

前田市政1期目を踏まえ、2期・3期目どのようなまちづくりを展開していかれるのかをお聞きいたします。

令和5年度予算編成方針、第6次総合振興計画、この基本方針の活力ある地場産業に支えられ、人間味溢れる安らぎと潤いのある枕崎市の実現とありますが、安らぎと潤いのある枕崎市の実現のためには、活力ある地場産業に頼る、寄りかかるばかりではいけません。市として、産業にそれ相応の予算とアイデアを注ぐ必要があると思います。そうして、枕崎市の安らぎと潤いが本当に現実のものとなり、盤石な枕崎の未来が築けるのであれば、国策事業も企業誘致もいりません。安らぎと潤いのある枕崎を実現するためには、市長は、市として地場産業にどれぐらいの力を注げばいいと、必要だと思っておりますか。

**○前田祝成市長** 今、質問者からございました地場産業にどれぐらいの力を注げばいいかということですが、それはもうまさに私が就任当初から申し上げております産業力の向上ということについて、第一の優先事項として取り組んでいるということは、常々言っております。

今、企業誘致は必要ないというお話もありましたが、決してそういうことはなくて、企業誘致もやはり必要です。やはり、仕事をつくるということも非常に重要であると思います。

昨日の答弁でも申し上げましたが、やはり仕事をつくる、特に今課題になっている少子化を解

決するためには、若い、まさにこれから子供を産み育てようとする人たちが、ここ枕崎で仕事を持ち、しっかりとした所得を得られるというような産業をつくっていかねばいけないと考えてございますので、今ある、我々が持ち得るといいますか、枕崎市にあるこの産業をしっかりと育てるといこともそうですし、新たな産業を生み育てるといことも重要であると思います。

**○10番平田るり子議員** ただ、やはりこの産業を持ってくるというのに少し弱い感じがしましたので、ここはもう産業を持ってくる気はないのかと思っていました。でも、この産業は持っていきたいということで、私が取りあえず聞きたいのは、この基本方針というのは抽象的な言い方になってはしまいますが、私の公約であるNUMO（ニューモ）誘致で市長が御答弁された農林水産業や水産加工業をはじめとした製造業、それらの産業力を背景とした税収等による財源確保を図ることで、市政運営を進めます。未来におきましても、本市の強みとして磨いていく必要があります。

市長がおっしゃられておられますこの産業競争力、私が知りたいのは、方法・手だてである目的を達成するための計画、手法、やり方、やる気を市民も私も聞きたいのです。産業競争力の目的を達成するためのこの計画、手法、手だて、ビジョンなどはありますか。

**○前田祝成市長** 何度も申し上げておりますが、産業競争力というのは、今、本当に枕崎が今持っているリソースですね、産業力というものを伸ばしていくということだと思います。我々が応援できる部分、そして、実際、産業に携わっている事業者であるとか、経営者であるとか、そこで働くそれぞれの社員であるとか、その法人なり事業者なり、その経営者なりが、やはり力をつけていくという部分も必要だと思います。ですから、行政だけで何かやっていくということではなくて、いろんな業界を含めて、水産加工業、水産業、そして農業、それらの業界と一緒に我々はやっていかないとはいけません。

具体的な策というのは、それは特に地方創生総合戦略の中に掲げさせていただいておりますので、そこをしっかりとKPIを追いかけながら、我々としては取り組んでいくということが重要と考えております。

**○10番平田るり子議員** 産業競争力、要するに市長が言われるのは、企業側が力をつける、企業が力をつけていきなさいということで私は今受け取ったんですが、市として大きく産業を伸ばすために、どれだけの財政、アイデアなどを注ごうと思っているのかっていうのを知りたかったところだったんですが。

産業競争力とおっしゃいますけれども、産業競争力というのは、新陳代謝を促進するための措置を講じること、その一環として産業再生の円滑化を図ることの法律のようなものなので、どうやって市が円滑にしていくのか。新陳代謝を促進するための措置を講ずるのかというところを聞きたかったんですが、また次の機会に質問いたします。

本市の財源は、自主財源が38.7%、依存財源が61.3%と半分以上依存財源が占めています。本市はこの依存財源確保に努めなくては厳しい、またこれから新クリーンセンターの多額な借入れ、産院の分娩取扱いや終末処理場など、自市でできない、しない、ほかをお願いするということは、拠出をしなければならないということです。そこに人口減少も加わり、本市の財源はかなり厳しい状況と想像できます。

枕崎の一般会計予算の歳入のところを見てみると、依存財源が61.3%、半分以上が依存財源になっています。あとの残りの38.7%が自主財源、自主財源の中の3分の1の市税、人口がこれ減っていきますのでこれはどんどん減っていきます。そしてあと3分の1が繰越金、財政収入となっています。そして、残りの大体3分の1が寄附金になっております。残りの3分の1である寄附金を大きく占めるのが、ふるさと納税。唯一、自主財源として伸ばしていける重要な貴重な財源です。

私、以前も申しました。このふるさと納税というのは不安定性があります。まだ不確かな情報

ではございますが、また中国の不安な情報もあります。観光や政権の政策・補助金は、頼り切らず上手に財源につなげていかなければなりません。

ふるさと納税のことは、本当に多くの方からよく聞かれます。ふるさと納税をお魚センターと一緒にできないのか。ふるさと納税の納税額が激減した原因の責任は、一体誰にあるのか、市長の責任についてと聞きたいところですが、私は常にこれからのことを考えましようと言っています。市長は、これからのふるさと納税のことをどのように考えておられますでしょうか。

**○前田祝成市長** ふるさと納税の質問については通告になかったわけですが、ふるさと納税に関しましては、やはりそれを生かすためには、地域にそれだけのふるさと納税の返礼品としての魅力のあるものがないといけないということがございますので、そのあたりについては全庁をあげてしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

どうやって伸ばしていくかということに関しましては、やはり仕組みの問題もありますし、我々のPRの問題もありますので、そのあたりについては、今、企画調整課を中心に取り組んでございますので、そこをしっかりと粛々と進めてまいりたいと考えます。

**○10番平田るり子議員** 通告になかったということだったんですが、これも全般的に市のことなので、もう少しお聞きいたします。ふるさと納税を今の体制でいかれるのか。もしこの数字が伸びなかったときは、また体制を変えることなどありますでしょうか。

**○前田祝成市長** 昨日のふるさと納税の体制についての答弁もございましたが、今の体制で続けてまいります。

**○10番平田るり子議員** これから、このふるさと納税をお魚センターでという考えはないでしょうか。

**○前田祝成市長** 今の体制で続けてまいりますということですので、お魚センターでという話はございません。

**○10番平田るり子議員** 貴重なこのふるさと納税を獲得して、市の財政にしていくためには、何としてもこのふるさと納税に力を入れていかなければならないと思いますが、これからこのまま数字が伸びなければですね、やはりこのお魚センターも赤字経営なので、お魚センターでという考えもあればいいかなと個人的に思います。

市の財政が厳しい中、市職員には、このように求められています。職員一人一人が本市の厳しい財政状況を十分に認識する中、前例にとらわれない柔軟な発想やコスト意識を持ち、創意工夫による行財政改革の取組を推進するものとする。市民サービスの質の向上を図っていきなさい。これ家庭なら、これだけの給料が下がったら給料の範囲で暮らしましょうとなるものですが、財源のない市の職員は大変です。

市職員が大変といえば、10月に視察に行かせていただきました。ありがとうございます。

視察先は、日本の経済を支える自動車メーカーを都会に持つ愛知県近隣3市。これらの市は、都会である名古屋、愛知、大阪の恩恵を受け、ベッドタウンであったり、子育て支援、癒やし、アウトドア遊びを提供し、都会の恩恵が十分にあっても、市の特色、取組で交流人口・関係人口を定住人口につなげ、日本の少子化、人口減少問題などみじんも感じさせないような市ばかりでした。自主財源と補助金をうまく使い、明るい機能的な森に囲まれた新庁舎、公共施設が集約され、山林を生かし質の高い行財政運営ができていることで、どの市も市職員がアイデアに満ちあふれ、生き生きしていました。

市長がお詳しいこのトヨタ自動車ですが、トヨタ自動車を軸に工業関連企業が多く、たくさんの雇用があり、日本人の人口も増えてはいるのですが、外国人労働者が多く、外国人問題も抱えています。枕崎も外国人問題はこれから増えていきますので、良い関係でいていただくためにも、本市の防犯対策のためにも、防犯カメラの設置は急ぐ必要があると思います。

ここは、インターチェンジがこれから開通のために、都会と近隣市が50分つながり、山林

が多い田舎の市町村も恩恵があり、理想的だと思いますが、市長、この立地条件など比較して、本市と何が違い、何が足りないと思いますか。

○永野慶一郎議長 暫時休憩いたします。

午後1時35分 休憩

午後1時37分 再開

○永野慶一郎議長 再開いたします。

○前田祝成市長 議員からあったのは視察に行かれた愛知県の都市と枕崎の違いということですか。（「はい」と言う者あり）

そこについては、その愛知県の都市の状況がよく分かりませんが、工業団地が多くあり、トヨタ自動車の傘下の地域だと、豊田市の周りの地域だと思うんですけども、環境としては全く枕崎とは違って、枕崎はやはり独自の、こういう第三種漁港の港の力っていうのがあると思いますし、やはり農業あるいは水産業、その都市との違いっていうのを言うと、やはり枕崎独自で産業を強くしていかないといけない。その状況の違いっていうのはあるんじゃないかなと思います。

○10番平田るり子議員 お尋ねしたのがですね、この愛知県豊田市は、市長も前に挙げられていました5S、ありましたよね、トヨタの。ですから、市長はお詳しいとお聞きいたしました。

この豊田市と違うところが、実はふるさと納税額は本市のほうが勝っています。返礼品をするという意味では返礼品があるということは産業が多いということです。産業が多い枕崎、返礼品があるという意味ではこのふるさと納税、本市が勝っていました。

そして、どう考えてもこの大きな都市と枕崎と比べ物にならないと思いがちですが、枕崎も無理ではないんです。ふるさと納税や国策事業というのは、国の政策を活用し、それぞれの地方で財政を立て直しなさいという国の政策でございます。

本市の場合、枕崎から近隣市や鹿児島に買物に行くことが多くて、鹿児島からの恩恵というのは弱いと言えます。恩恵を待つのではなく、枕崎市からこのNUMO（ニューモ）の交付金で鹿児島や近隣市へ恩恵が行き、鹿児島や近隣市からまた恩恵が返ってくる。交付金で子供を増やす取組、そして企業、産業への投資、この3つの大きな柱は、全て将来大きな利益となります。実はこの事業、交付金以外の恩恵のほうがかなり大きい事業と考えます。私がやろうとしているのはこういうことです。

議会に反対派と賛成派がいる限り、市長は専門家の話を聞くべきですし、定期的に専門家が説明に参りますので、日本の産業を大きく飛躍させた原子力発電の日本のエネルギーサイクルですね。市長も議会も勉強することが大事かと思えます。

次に、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進があります。マイナンバーカードの交付サービスですが、本市はサービスの提供市ではありませんとなっています。またまた、この南さつま市は、全てのサービスが使えます。南九州市は、一部がコンビニで住民票などが交付できます。市民サービスの質の向上というのであれば、市役所内のキャッシュレスも含め、南さつま市よりも早くしてください。

市民と語る会でも、いまだに多くの市民の方から、南さつま市、南さつま市と言われます。このように言われる原因というのは、市長は何だと思われませんか。

○前田祝成市長 今、市長と語る会の話になって、近隣市の名前が出てきたわけですけども、市長と語る会の中で、やはり近隣市とのいろんな違いっていうのは当然、市民の皆さんからお声を聞きます。それについては、内容によってそれぞれ違います。

DXの件だったり、子育て支援の件だったり、それぞれありますが、それはそれとして事実として受け止めて、本市として、今後どのような形ができるのか、どういうことをすべきかということについては、そういう語る会の内容も参考にしながら、今後進めていくということになるろう

かと思えます。

**○10番平田るり子議員** この私の一般質問の中でも、転出もあるが転入もあるというお答えをいただきましたので、出ていく人ばかりではなく入ってくる人もいるとお答えをいただきました。

確かに、補助金の使い方に改善の必要があるとは考えますが、補助金に少し自主財源をプラスすることができたら、近隣市との金額の差というのもなくなくなるのかなと思います。

このプレミアム商品券の展開の仕方も南さつま市は市独自の方法をプラスして、自市に入っているようになっていきます。枕崎市はたしかこの5,000円が6,000円という商品券でしたかね。南さつま市は、1,000円で1万円の商品券、もうこれ言葉を失います。南さつま市はというこの言葉は止まりそうにありません。

市議になり、半年奮闘し、多くの市民の方々からの声をいただくことで、できることが少しずつ形になってまいりました。多くの声をいただき、ますますやる気が出てきました。市民と語る会や市民の方からの声です。

若い世代の子育てに係る負担が大きいと考える。南さつま市も南九州市も給食費を無償化している。南九州市が今年度給食費を無償化したのは、川辺地区の若い人たちが加世田地区に移転しているという状況を少しでも変えるために無償化に踏み切ったと話を聞いた。枕崎の給食費は現状のままであるが、総合的に枕崎の少子化をどのように考え推進していくのか、という声。

ほかの市も潤沢に財源があるとは思いますが、近隣市ができて、本市がなぜできないのか。市長の子育て支援の中に、これからも給食費無償化はないということでお変わりないでしょうか。

**○前田祝成市長** 今の質問については変わりはありません。

少子化について申し上げますが、少子化の一番の課題というのは、先ほども申し上げましたが、やはり子供を産み育てる世代の、若い層の所得であるとか雇用、こちらに課題があると。その世代が将来にわたって生活ができると、しっかりと所得が確保できるという状況があって初めて子供を産み育てたいという環境が整うんだと思います。

私が公約の中で申し上げております産業競争力の向上、この町のこの枕崎市の中の産業を活性化することによって、そういう若い人たちの声を生むということが重要だというふうに捉えているのは、やはりそれはひいてはやっぱり少子化対策にもつながるものだと認識してございます。少子化に対する考え方としては、私はそのような考えを持っているところです。

**○10番平田るり子議員** それではこの無償化は考えておられないということですね。

私は自分の子供の給食費、私も自分の子供の給食費は親が払うべきと思っています。年間ごとに必ず給食費の金額に先生のお言葉を添えて、〇〇さんの給食費、これだけ払ってくれたのよと感謝を教える。これが教育ではないでしょうか。

町のインフラも、公共施設で使うものも、学校のトイレトペーパーも不便がないようにというのはありがたいことですが、その当たり前が行き過ぎてしまっているような気がします。便利であることに感謝を伝えることが大事だと思います。無償化というのは、ただではありません。日本国民が支え合うための税金です。

11月11日から17日の毎年の税を考える週間や高校3年生の卒業時にですね、金額を示し、これだけの金額でみんなに支えられているのですよと教える。大人たちで子供を支え、次はあなたたちが次の世代を支えることを子供たちに教える。そこが欠落すると、子供たちはいつまでも政治に興味を持ちません。政治に興味を持たないということは、日本の将来、命に関わります。とはいえ私は、給食費の無償化はしませんが、給食費同様の補填をします。何でもほかの市の後追いはナンセンスです。できないのであれば、なぜほかの市にできて枕崎にできないのか。

私が皆様からいただく声の中で、南さつま市がという声と同じくらい給食費無償化は尋ねられます。市民の方々には納得する説明が欲しいんだと思います。この時間を使っていただき、納得の

できる説明があればお話してください。

○前田祝成市長 給食費に関する考え方っていうのは、6月議会の水野議員の質問に対して答弁をさせていただきますので、そこを参考にしていただければと思います。

また、今日の後半のこの後の議員の質問の中にも、通告として給食費っていうことがございますので、そこでしっかり答えたいと思います。

○10番平田るり子議員 私の今回の質問は、市長の2期6年間、そして次の3期につなげていく気持ちを聞いている通告になっているつもりなんですけど、一応、そういう形で質問させていただきます。今回の私の一般質問は、市長のやる気を確認するためのものがございます。

次の市民の不安の声です。

出生数の目標である実績が目標値を下回っている。婚姻数が少ないのに加え、森産婦人科が分娩を取り扱わなくなってさらに枕崎の出生数が減っていくのではないかと思う。産院は何としてもこれは残すべきだったと私も思います。

中学校の人数が、現状、1学年160人から170人ぐらいであるが、今の1年生が110人となっており、すごく減っている。今後もっと減っていく予測がされる。地元の生徒がいなくなると、高校の存続が厳しくなると危惧している。市の取組は予算が伴うことなので見守っていきたい。予算のないことも気づかっただきとてもありがたい方です。ありがとうございます。

これ誰も言わないので私申し上げます。このままでは枕崎高校はなくなります。本市の出生数、生まれてくる子供も少ない、生徒数が少ない中、倍率が定員割れなら、少しでも偏差値の高い学校へ、また、大学・専門学校は、鹿児島により近い条件のよいところへ、ここも近隣市を選ぶ理由となります。

市長は就任時、少子化は簡単に止められるものではない。人口減少のスピードを遅らせ、いかに市民一人一人の生活を充実させるかが大事であると述べられております。人口は平均で、1年間に大体平均で400人減ってっております。出生数、生まれてくる子供の数は、令和2年77人、3年92人、4年で74人とスピードは確実に加速しています。2万人の幸せなまち、どこに行ったのでしょうか。涙が出てきます。本当に心配です。人口予測は、もしかしたらという数字ではありません。目の前に確実に迫ってくる、この数字です。

次の声です。

希望的観測を持つべきではない。現実的に本市は大変な状況に陥っている。それを打ち破るにはこれまでの旧態依然たる取組では難しいと考える。希望的観測、根拠や理にかなった理由もなく昔のままの状態で少しの変化もない。旧態依然これまでの取組では何も変わらない。全く進歩が見られない。

市長、この厳しい意見をどう思われますでしょうか。

○前田祝成市長 今、議員からございました意見は、総合戦略の政策分野3若者とまちをつなぐ、これに関して、外部有識者からの意見として挙げられたものです。

若者とまちをつなぐ政策分野3につきまして、出生数の目標、婚姻数、さらには近隣自治体の給食費の無償化への取組に対する意見等が述べられているところです。特に少子化が加速度的に進んでいる状況への有識者からの意見、また、市長と語る会などでも少子化についての市民の声は、当然、私としては重く受け止めているところです。

少子化が加速化している一つの要因として、やはり、これは全国的な部分なんですけれども、コロナ禍の影響というのも当然あるんだと思います。

語る会でも、子育て支援について、先ほどからありますように、近隣自治体との施策の差に関する御意見をいただくこともありますが、現在の少子化の状況下では、子育て支援の施策における自治体間の差、これは、人口の奪い合いの要因になっていると考えられ、抜本的な少子化対策につながっているとは判断しにくいと考えます。

私としましては、繰り返しになりますが、本市に住む若い世代の方々の雇用と所得に焦点を絞った産業力向上、産業活性化の施策が、最も重要な少子化対策と考えており、政策分野1のひとと産業（仕事）をつなぐや、政策分野2の市外のひと・まちをつなぐに掲げられている施策にも力を注いでいかなければならないと考えております。

今、るるあります政策分野3についての有識者からの意見もございませし、政策分野3の「若者とまちをつなぐ」の政策分野についても当然、引き続き施策の確実な実施、充実を図ってまいりたいと、そのように考えております。

**○10番平田るり子議員** 地方はどこも厳しく、まして端っこの町になればなおのこと。今、一番厳しく難しい時代の地方市政の立て直しを市長は担っておられます。それでも市長は、6年前に私が枕崎をと、立ってくださいました。市民に選挙で選ばれる、市長・市議もですが、1期4年間は立候補者の公約に期待の4年間です。市長の2期目というのは、1期目を踏まえ、変化が見られ始めるのを、市民は信じ期待します。この2期8年間は駄目でしたでは済みません、絶対に3期目も前田市長を市民に選んでいただければ、この8年間は無駄になります。

枕崎は今ぎりぎりのところにあります。もしかしたら遅いかもかもしれません。次の市長にやらせてみよう、駄目なら次、そんな悠長なことなど言っていられないんです。市長の基本方針にもありました、市民ニーズを的確に把握、市民・地域ニーズというのは、事業に関する住民の賛成や反対といった表面的な立場や態度ではなく、なぜそのように思うのかといった理由や背景にある利害・関心に着目した住民の真のニーズです。

市民は今、変化を求めています。若者の変化の声を年配者が感情で阻んではいけません。そこにお互い同士の黙れという言葉を含んでしまったら、そのまちの発展は絶対にありません。お互いの意見を同じテーブルに上げ、議論をすることは、分断ではなく、まちの活性化を市民で考えるというすばらしい民主主義の考え方です。

市長のこの市民ニーズについてお聞かせください。

**○前田祝成市長** 今議員からございました、話合い、議論するということは、私、就任当時から大事にしているところでございます。

当然、その中で語る会もやっているわけですけども、市民のニーズというのは、実際、言葉として出てきていることありますが、その背景にあるといいますか、目に見えない潜在的なニーズっていうのもやっぱり掘り起こすのが我々の仕事だと認識しています。

先ほども冒頭の質問でも申し上げましたが、未来をつくるというのは将来像を描くということだと思っています。ですので、市民がどういうニーズがあるのか、市民が潜在的にどういうニーズを持たれているのかということのもしっかりと描きながら、将来像をしっかりと描いていくということが我々の役目ではないかなと思いますので、おっしゃられるようにやっぱり議論というのは大事ですし、表に出てきている言葉、そうじゃなくてその背景にあること、そのあたりはしっかりと読み込めるといいますか、そういう力をつけていかないといけないと考えております。

**○10番平田るり子議員** このままでは合併により枕崎が隠れてしまうかもしれません。枕崎町、次は枕崎村になります。将来世代は、このときどうにもできない、これがまさに将来世代の重いものであり、選択肢も何もない手後れの状態です。枕崎の30年後の未来、人口は、おぎゃあと生まれて30歳になった人たちの頃は8,000人台です。ここを何とかできるのは、今の私たちの世代しかないんです。将来世代に選択肢をとす、未来世代に重い判断をさせるものではありません。重い判断をするのは、今の大人たちの世代です。市長がするんです。重い判断をしたくない、逃げるための言葉です。私は重い判断を市長、市民にしてもらおうためにここにいます。今すぐに枕崎市政を立て直し、未来世代まで盤石にできる方法、プランを私は知りません。持ちません、ほかに。おまえは違うと判断されたら、私に次がないだけです。

選挙に出なければ、市議も市長も逃げ出すことはできます。ですが、本市を支え、頼り切って

きたこの企業、産業、残された将来世代はどうなるのですか。子供を増やす、企業、産業に力を持たせるための財源があれば、今の財源で必死にやりくりしてきたこの市職員です。自主財源が大きくなれば、本市の発展のためにいろいろなアイデアで展開してくれます。してくれるはずで

す。

市長が何を成し遂げようとしているのか、政治家として、言葉を市民に語るべきです。そのために、2期6年の中で、前向きに検討しますと言われてきた責任、3期目のためにも答えを出すべきと考えます。

J A淡路島の問題ですが、災害のためにも助け合うこの友好都市というのは、たくさんつなぐべきだと思いますが、このJ A淡路島の案件もまたいつかこういった進展があるというのを教えてください。

今回、私、通告に従ってないと言われてましたが、これ、もう全てここ枕崎のことなので、市長が答えられると思いこの質問をいたしました。そして、私が今回の質問をしたかったのは、市長がこの2期6年目を迎え、そして次につなげていくためのやる気、それを市民の方は求めています。それを私の一般質問で聞きたかった。市長に答えていただきたかったというところがあります。市長が質問の答えに困ったかもしれませんが、それはもう失礼いたしました。

最後に、市長と語る会で後の質問者の方も聞いておられますので、詳しく話さなくてもよろしいので、あと残り時間で、市長と語る会で一番多く出された問題などあれば教えてください。

**○永野慶一郎議長** 通告外なんですけれども……市長と語る会というのは。

**○前田祝成市長** 語る会の内容につきましては、後ほど通告にしっかり出ておりますので、そこで話をさせていただきたいと思います。

今、平田議員からございました3期目にどうつなげていくかというお話なんですけれども、通告では質問の要旨として、2期目も残り2年ほどとなったが、どのような取組で3期目につなげていくかということで通告いただいておりますので、この件について答弁したいと思います。

2期目の半分もたっていない状況ですので、まず、今言うべきことはこの2期目の任務を全力で取り組むということに集中する思いであるということです。3期目に立つ、立たない、そういうなかなか気の早い話ですが、自分がやるべきだと、自分しかないとその時点で思えば、当然私は立ちます。

先日、健康課のイベントがありました。そこで講師が講演の中で、人生とは選択の連続であるという話をされました。非常に勉強になりました。自身の使命を、私自身のですね、自分の使命をしっかりと選択していくことこそが人生だと学ばせていただいたところです。

議員の皆さんもそうだと思いますが、使命感の中で仕事をするのが政治です。世の中には、政治家に、あるいは首長になりたい、なりたかったという動機で選挙に臨む人もいますが、ソクラテスが哲人統治説の中でこう言っています。政治を好き好んでやる奴はおかしい、そんなものは気付いた人が嫌々始めるものであって、やりたいやりたいってなる奴は、ちょっとおかしんじゃないかと、これはソクラテスが言っています。こういうことを示しています。これは、哲人こそが政治に携わるべきだというソクラテスの考え方です。

ソクラテスの弟子のプラトンの言葉に、支配の地位に就くこと、万やむを得ない強制と考えてそこへ赴くでしょうという言葉があります。実は私は、これらの考え方に深く共感します。

地位、ポストはあくまで手段であり、目的を達成するためにその手段が必要と考えれば、その手段を手に入れるというそういうシンプルな考え方です。自分がやるべきだ。自分の使命だ。と思えば、当然、私は仕事をします。

さらにもう一つ言えることは、市政運営、市の行政を未来へいい形で引き継ぐことが、私たち今を生きる政治家の使命であるということも事実です。

いずれにしても、今、3期目云々を表明する時期ではありませんので、冒頭申し上げましたよ



うに、まずはこの2期目の残り2年間、全力で仕事を全うしていく所存です。その取組の内容については、最初の御質問に答えた内容が主たるものになるかと思えます。

今、るる質問をいただきましたが、そのあたりについてはしっかりと私も取り組んでまいりたいと考えております。

冒頭申し上げましたように、私はもう就任当時から3つ、自分自身の公約を掲げておりますので、それを全うするというのが、私の残り2年の任務だと思っております。

○10番平田るり子議員 これで私の質問を終わります。

○永野慶一郎議長 以上で、平田るり子議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時8分 休憩

午後2時17分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、水野正子議員。

[水野正子議員 登壇]

○5番水野正子議員 年の瀬も迫り、慌ただしい時節を迎えている2023年を振り返りますと、コロナ禍で延期を余儀なくされて開催された燃ゆる感動かごしま国体は、国体としての開催が最後の大会となり記念する年でありました。なぎなた国体の開催された本市にとっても、本市の魅力を発信できた特別な年になったと思っております。市行政をはじめ、関係者の皆様の御労苦に深く敬意を表したいと思います。

また、農業祭、新酒祭り、豊年祭などが4年ぶりに開催され、新型コロナウイルスの影響から日常の活力を取り戻しつつある地域経済や社会活動に明るい未来が開けることを期待しているところです。

そのような中で、4年ぶりに開催された市議会による「市民と語る会」は、「市民と市議会との意見交換会」と表して、ワークショップ形式で開催し、直接、市民の皆様と意見交換会ができた有意義な取組となりました。私個人としては、初めての経験で今後の議会活動に生かしていく貴重な体験となったところであります。

それでは通告に従い、質問してまいります。限られた時間ですが、よろしく願いいたします。

最近の地方自治体は、本市に限らず、少子高齢化による独居老人の割合が高く、独居老人などの災害時の避難などに対する問題が課題となっているようです。そこで、市長にお伺いいたします。

まず初めに、市長と語る会において、本市の独居老人などに対する施策について意見要望があったのかなかったのか分かりませんが、一人暮らしの災害時等における避難体制の在り方や啓発・啓蒙の実態についての市長の見解と方針をお聞きします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 まず、今年度に再開した市長と語る会ですが、先日の金山センターでの7か所目の語る会で、合計18公民館の皆さんとお話ししたことになります。今回の語る会では、コロナ禍で自治公民館の行事あるいは会合などが中止になり地域活動が希薄になってしまった状況ができるだけ細かくお聞きできるのではないかと、自治公民館単位で御案内させていただいたところです。

会では、様々な要望や質問をいただいておりますが、特に高齢化や少子化、人口減少による地域活動の持続可能性に関する事、地区道の整備や美化に係る予算等に関する事、子育て支援策の近隣自治体との違いに関する事、今質問者からございました避難施設についての話なども幅広く、多くの御意見をいただき議論をさせていただいているところです。

まず、この語る会についての私なりのこれまでの評価と申しますか、奏功を少し述べさせてい

ただきます。厳しい御意見をいただくこともありますが、直接お話しさせていただくことはとても刺激的で私自身、皆さんから元気をいただいております。要望等にすぐお答えできることばかりではありませんが、市民の皆さんの困りごとに、どのように対処すべきかを考える機会にもなり、当局としても非常にありがたいと感じているところです。

私のこれまでの語る会を通じての感想といたしましては、市民の皆さんに枕崎市、我がまちへの誇りを持っていただけるような導きが少し不足しているのではないかとこのを私自身反省しているところです。コロナ禍の影響もあるかもしれませんが、もっと前向きに市民のシビックプライドに火をつけられるような明るい話題を多く提供できるように努力したいと思います。

今、質問ございました独居老人などの一人暮らしの災害時における避難の私自身の考え方ということで述べさせていただきますと、やはり地域を挙げてといいますか、近隣の地域の皆さんもそこに対して、やっぱり関与していくとか関係を持っていくということは非常に重要であろうと。それと、やはり一人暮らしとなると、どうしても避難というところにハードルが高い状況がありますので、しっかりとした避難体制を市としてもそれぞれの一人暮らしの独居老人の皆様方のことをしっかり事前に把握しておいた上でやっていくというのが本来の姿であろうとは思いますが。

ただそこが実際にできているかどうかという部分については、まだまだ課題はあろうかと思しますので、そのあたりについては、これからの答弁の中でお答えしていきたいと思えます。

**○5番水野正子議員** 市民基本台帳によると、令和4年4月1日現在の後期高齢者は4,234名となっているようです。災害における独居老人や障害のある方などの要支援者の避難については、民生委員や在宅福祉アドバイザーの方々に頼らざるを得ないかと思えますが、現在、本市の民生委員や在宅福祉アドバイザーは何人でどのような活動をされているのでしょうか。お伺いいたします。

**○福永賢一福祉課長** 市では避難行動要支援者の避難支援プランを策定しており、関係機関等の役割として、民生委員と協力員、在宅福祉アドバイザーの役割を定めております。

役割の内容は四つありまして、1番目に、市からの依頼により避難行動要支援者の把握のための調査への協力すること。それから2つ目として、避難支援等関係者へ平常時から名簿情報を提供することへの同意について、避難行動要支援者への働きかけを行うこと。3つ目として、個別支援計画作成のための登録申請の避難行動要支援者への働きかけを行うこと。4つ目に、個別支援計画内容の異動・変更等の市への提供をすることとなっております。

避難行動要支援者の要件は、要介護認定4から5を受けている方や、身体障害者手帳1・2級の第1種を所持する身体障害者などがあり、本年4月1日現在で、居宅で生活している方が527人おられると市では把握しております。

このうち、民生委員の協力をいただきながら、本日現在で50人の個別支援計画を作成しております。実際の個別支援計画で要支援者が避難する際、協力員となっている民生委員や在宅福祉アドバイザーの方もいらっしゃるかと思えますが、厚生労働省とこども家庭庁連名の通知では、台風接近など災害が発生するおそれが高い状況下に、やむを得ず訪問など屋外における危険を伴う活動を行う場合には、民生委員・児童委員御自身の安全を確保した上で対応することが前提であることと、避難情報発令中に地元住民の方々に対する見守り等の活動を行う必要が生じた場合には、民生委員・児童委員自らが対応するのではなく、自治体につなぐことが重要である旨の注意喚起がなされております。

従いまして、民生委員や在宅福祉アドバイザーにおかれては、日頃の地域での見守り活動と、平常時における地域の避難行動要支援者と市をつなぐ活動をしていただき、災害時には他の市民と同様、自らの身を守る行動をとっていただきたいと思いますと考えております。

お尋ねの民生委員の人数ですが、地域を担当する民生委員・児童委員は市内に57人おりました。

て、そのほか児童を専門に担当する主任児童委員が市内全体で3人おられます。

主な活動内容は、地域で生活する方々の状況を把握し、相談を受け、行政機関等へつなぐパイプ役を担っていただいております。

**○川野優治地域包括ケア推進課長** 私からは、在宅福祉アドバイザーのことについてお答えします。

高齢等で何らかの支援を必要とする要援護者に対して、地域住民が主体となり声かけや安否確認などを行う地域見守りネットワークづくりを促進するため、その活動の中心となる在宅福祉アドバイザーの活動を推進しております。

在宅福祉アドバイザーにおきましては、一人暮らしや寝たきりの高齢者など、普段の生活で支援を必要とする人に対し、声かけや安否確認などを行うボランティアとして活躍していただいております。

毎年、1月に公民館長や民生委員にアドバイザーの推薦を依頼しており、公民館役員や地域住民など多くの方に協力をいただいているところです。

なお、令和5年度は64公民館の214名の方に在宅福祉アドバイザーに登録していただきました。

また、在宅福祉アドバイザーの任期は1年間となっており、毎年5月頃、在宅福祉アドバイザーの基本的役割等について、基礎研修会を開催しております。

**○5番水野正子議員** 災害時の一人暮らしの高齢者や障害者の救助活動や避難活動は、時にして困難を極めることがあると思いますが、高齢者等の要支援者を把握しているとのことと安心しました。新たな犠牲者を出さない、避難弱者を救済できるまちづくりを願っています。

在宅福祉アドバイザーの発掘、委嘱については、地域の有志に委ねているのが実態と思いますが、民生委員や在宅福祉アドバイザーが活動しやすい環境づくりをお願いして、次に災害時等の備蓄食についてお尋ねいたします。

鹿児島市は災害時避難想定者3万7,600人の食料を本庁舎、支所で保管し、各校区では主に小学校で貯蔵されていると聞いています。本市の場合、令和3年1月時点の防災計画によると備蓄食の確保は寿町の防災倉庫に乾パン、ビスコ、ご飯、粉ミルク、魚缶が備蓄されているようですが、本市の場合、災害時避難想定者は何人と設定されて、何日分の備蓄食を確保されているのか。賞味期限等を含めての備蓄食の管理の在り方についてお尋ねします。

**○平田寿一総務課参事** 本市の災害用備蓄食料につきましては、被災から支援物資が届くまでの期間を考慮した3日分の食料、220人分を計画的に備蓄しております。

この220人分につきましては、鹿児島県地震等災害被害予測調査による本市の最大被災ケースで想定されている避難者数を基にしたものです。

なお、災害用備蓄食料の管理につきまして、国においては、賞味期限の2か月前に備蓄食料の入れ替えを行いますが、備蓄食料としての役割を終えた食料は、食品ロスの削減や生活困窮者支援等の観点から、原則としてフードバンク団体等へ提供するなど、有効に活用することとしております。

本市におきましても、国の取組を参考に、賞味期限の2か月前を過ぎた備蓄食料は、地域の自主防災組織における防災訓練や市内の小中学校における防災教育、避難訓練等でも活用いただき、食料備蓄の大切さを知っていただくようにしております。

また、福祉課を通じて収入が少なく生活に困窮されている方へも提供を行っており、備蓄食料としての役割を終えた食料を有効に活用できるよう努めております。

**○5番水野正子議員** 災害時避難想定者数220人の3日分の食料を確保し、賞味期限の近くなったものは防災訓練や生活困窮者に提供されていると聞き安心いたしました。

次に、災害時には対策本部が設置されているようですが、災害における市職員の担当や役割分担はどのようになっているのか、お聞きします。

○平田寿一総務課参事 災害応急対策を効果的に実施するため、気象警報等の発表後、発災に至るまで警戒段階に応じて応急活動体制の確立を図ることになりますが、大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるときは、市長を本部長とする災害対策本部が設置されます。

災害対策本部は、12の対策部によって構成されており、各対策部には班が置かれ、292人の職員を配備しております。

なお、災害対策本部の構成、各対策部、班の所掌事務及び配備要員については、枕崎市地域防災計画に定めております。

また、職員については、災害対策本部への配備のほか、避難所担当職員や災害調査員を任命しており、避難所の運営及び災害が収束してからの被害調査などの業務にも当たっております。

○5番水野正子議員 ありがとうございます。1923年の関東大震災から100年が経ち、9月17、18日の2日間、神奈川県では防災国体も開催されたようです。

そこで、被災したときの避難所についてお聞きします。

まず、防災分野における女性の参画促進についてですが、今年8月の台風第6号の避難者数を見ますと、男性15名、女性35名でした。女性のほうが多いようです。2022年のデータでは、防災担当部署に女性職員がいない自治体が6割でした。本市では防災担当部署や避難所に女性職員の配置はされているのでしょうか。

○平田寿一総務課参事 防災の業務は、総務課危機管理対策係で所掌しており、常勤職員3人、短時間勤務の再任用職員2人の5人体制で業務を行っておりますが、常勤職員3人のうち、女性職員は1人となっております。

避難所担当職員につきましては、70人の職員を任命しており、そのうち10人が女性職員となっております。

今年8月の台風第6号の避難所開設時は、55人の職員が避難所の運営に当たりましたが、そのうち9人が女性職員だったところです。

○5番水野正子議員 ありがとうございます。女性職員の配置をされているとのことですが、女性職員の配置に当たっての対応についてお尋ねいたします。

防災セミナーでは、山形県酒田市で、地域の女性たちの意見を吸い上げ、マニュアルの改定を行い、民生委員や一般公募等、地域の女性を幅広く募集し、女性を巻き込み、女性の視点を取り入れた女性防災リーダー育成講座を実施していることが紹介されました。

また、東日本大震災の時にも市の窓口には女性職員が少なく、男性による生理用品の受給には抵抗があったことやDVで離婚調停中の夫が避難所に探しに来て気持ちが落ち着かなかったなど、避難所に女性職員の配置の重要性が求められていることが紹介されました。

本市でも、避難所運営マニュアルが定められておりますが、女性の意見を取り入れておられるのか、また、どういったところに配慮されているのか、今後、女性専用の避難所を設置する考えはないのか、お聞きいたします。

○平田寿一総務課参事 大規模な災害が発生し、長期間の避難所開設になる場合は、避難者で構成する避難所運営委員会を立ち上げ、避難者自らが避難所の運営に当たることとなります。

本市では、その際の避難所管理運営マニュアルを作成しておりますが、マニュアルの作成に当たっては、庁内の関係課及び学識経験者の意見や助言等を参考にするとともに、できるだけ避難所での生活が快適に送れるよう、女性や要配慮者の視点に立って、意見を取り入れながら作成しております。

マニュアルの作成において、配慮した点をいくつか挙げますと、避難所運営委員会には、男性・女性の両方が参画するとともに、責任者や副責任者などの役員は、女性が少なくとも3割以上就くことを目標にするなど、女性の意見が反映されるようにしたこと。要配慮者等の相談窓口

を設置する際は、女性や乳幼児のニーズを把握するため、女性を配置するようにしたこと。また、入浴時の安全確保、女性専用の洗濯場・物干し場の確保、避難所のレイアウトなどについても配慮することとしております。

それから、今後、女性専用の避難所を設置する考えはないかとの質問ですが、本市では、各学区を基本に、それぞれの地区にある公共施設や学校施設等の既存の施設を避難所として指定しております。

女性専用の避難所の開設につきましては、指定可能な公共施設や配置職員の関係など課題が多いものと考えますし、また、これまで市民からの要望等もないところではありますが、女性の避難者への配慮も必要なことから、今後は、さらに避難所に配置する女性職員を増やすとともに、授乳や着替え等を行うスペースなど、女性専用のスペースを確保できるよう、避難所の部屋割りやレイアウトの見直しの検討などを行って、女性が安心して避難できる環境を整えていきたいと思っております。

**○5番水野正子議員** ありがとうございます。避難所における女性職員の配置の重要性が求められているところです。

東日本大震災における教訓では、1、防災や復興の政策、方針を決める過程に女性が参画していない。2、災害対応において男女のニーズの違い等に配慮がない。3、災害が起きてから急に男女共同参画の視点で対応しようとしてもできないと、防災基本計画、第三次男女共同参画基本計画には明記されていきました。いつ来るか分からないのが災害です。防災へ備えることの大切さを痛感しているところです。地方公共団体における防災施策の推進には、日頃から住民の防災意識向上に向けた普及、啓発活動を推進するために防災関係の各種制度への理解に努め、女性の視点も生かし、地域と行政が一丸となる環境づくりの醸成が必要かと思っております。

次に、災害対応に関わる子育てや介護を行う職員への配慮はされているのか、お聞かせください。

**○平田寿一総務課参事** 災害応急対策の実施につきましては、基本的に役職や年齢、また、男性職員や女性職員を問わず、職員全員が当たる必要があります。

しかしながら、ただいまありました子育てや介護など配慮すべき家庭の事情等もあろうかと思っておりますので、災害対策本部への配備や災害調査員を任命する際には、本人の承諾のもと、配備、任命を行っております。

また、避難所担当職員の任命につきましては、各課にそれぞれ人数を割り当てて任命しておりますが、その際も家庭の事情等を配慮されているところであります。

**○5番水野正子議員** 配慮されていると聞き安心いたしました。災害時に職員が安心して取り組める環境づくりが必要だとして、次に総合体育館に空調設備を整備して大規模災害における避難所としての考えはないのか、お聞きします。

**○平田寿一総務課参事** 避難所の設置につきましては、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準では、学校、公民館等の既存の施設を利用することとしていることから、本市におきましても、学校、地区公民館等の18か所を第1、第2避難所に指定しているところです。

お尋ねの総合体育館につきましては、花渡川に隣接し、浸水想定区域内にあることや、地域防災計画において、大規模災害時の遺体収容所として計画していることから避難所としての指定はしておりません。

総合体育館における空調設備の整備については、体育施設としての必要性等を別途検討すべきものと考えておりますが、建物の容積が大きいことから、設置費用や維持費に多額の費用がかかることから、10月に開催されたかごしま国体なぎなた競技においても、リースで対応したところとあります。

○5番水野正子議員 次に、避難所の停電時の電源確保について、どのような対策をしているのか、お尋ねします。

○平田寿一総務課参事 避難所における停電時の電源の確保につきましては、第1避難所として指定している8か所の施設のうち、市民会館と立神地区公民館の2か所には非常用発電設備が整備されておりますが、残りの6か所の地区公民館等については、施設の改修の際に、防災機能を併せ持つ施設として整備していくことを念頭に置いて所管課とも検討してまいりたいと考えております。

非常用発電設備が整備されていない施設においては、蓄電池や移動式の発電機で対応するよう、年次的に配備を進めているところですが、空調設備を動かせるほど大きなものではなく、扇風機を回したりスマートフォンを充電したりすることを想定したものになります。

なお、避難所として開設する際には、防災情報を入手するためのラジオやトイレに行く時などの安全を確保するための懐中電灯、ランタンを複数配備しているところです。

○5番水野正子議員 災害時に携帯が充電でき、連絡が取れるのは状況も確認できたりと安心できると思います。

熊本地震のときも体育館が避難所になっていました。

大規模災害に備えた総合体育館等の活用の在り方も視野に入れておくべきであることをお願いして、次に避難する前にできる防災対策についてお尋ねします。

枕崎市地域防災計画によると、市民の防災活動の促進や市民に対する防災教育等が定められているようです。その計画では床上浸水対策特別緊急事業が策定されており、平成12年から26年にかけて橋梁架け替えを四橋のほか、護岸かさ上げ、河床掘削等を行って災害に強いまちづくりに取り組んでいるとされています。

山下地区では、平成9年から15年にかけて農村総合整備統合補助事業によって、集落内排水路、樋門の整備を行い、水流地区では平成11年から17年に単独防災事業による集落内排水路、調整池、樋門の整備が行われているようです。

しかしながら、水流・山下地区には、平田湯や田畑地区に設置されている排水ポンプもなく、毎年、雨季になると建設業者などの仮設の排水ポンプをリースして、見回りや管理を市当局の主管課が行っており、市職員の精神的・肉体的な負担が大きいと聞いているところです。毎年、雨季になると建設業者などの仮設の排水ポンプをリースということは、現在の整備状況では、設備が足りない、排水能力が足りない。現在の整備状況では、住民の不安を払拭できていないとの裏返しと言えるのではないのでしょうか。毎年、雨季になると、仮設の排水ポンプをリースしている実態にある水流・山下地区について、市長の見解を改めてお聞きします。

○前田祝成市長 6月定例会の橋口議員の一般質問や所管事務調査等でも御説明しておりますとおり、水流・山下地区の浸水対策は、花渡川本川の改修事業や各集落内の排水路改修事業などで浸水の危険性の軽減が図られてきているところです。

水流・山下地区の仮設ポンプの設置につきましては、大雨による花渡川の河川水位が、大潮や満潮時と重なることなどで、集落内の排水が妨げられることによって起きる浸水被害を未然に防ぐため、これまで講じてきた浸水対策に加えまして、仮設ポンプを設置しているところでございます。

水流・山下地区の排水対策につきましては、令和4年度から取り組んでおります雨水管理総合計画の段階的対策を今後実施します。調査結果により、排水ポンプの設置に限らず、排水路の断面拡幅やバイパス水路の新設など、こういった工法で対策を講じていくことが適切か、この辺りを検討の上で、また実施に当たりましては、排水対策を行う市内全域の地区の優先順位などを考慮しながら、対応していく考えでおります。

○5番水野正子議員 ありがとうございます。6月議会の答弁では、梅雨時期や台風シーズンの

豪雨が予想される時期は、排水ポンプを設置して、天気予報によって設置箇所の護岸道路の通行止めを行い、稼働させているとのことでした。その見回りの管理のため、花渡川護岸堤防に2名、中洲川護岸堤防に2名待機し、連携した対応を取っているとのことでした。

令和3年8月、今年の台風第6号で浸水被害はありませんでしたが、令和2年9月12日の豪雨で床下浸水が3件あったようです。水流・山下地区の排水ポンプのリース体制については、数年前、排水ホースの配置のミスにより、排水ポンプの排水によって堤防を浸食し、地域住民の不安や批判を招いた経緯があったと聞いているところです。住民や市職員の不安の払拭、安心安全のためにも、早期に常設の排水ポンプを設置すべきだと強く要望し、治水対策に対する補助事業について伺います。

ネット情報で申し訳ないのですが、国の治水対策支援事業として、流水抑制対策の調整池整備事業、流域治水対策河川事業、事業間連携河川事業、総合流域防災事業、特定地域都市浸水被害対策事業などがあるようですが、水流・山下地区において、対象となる補助事業はないのか、伺います。

**○松田誠建設課長** 治水対策では、河川の中を流れる水を外水、河川に流入するまでの水を内水という名称で区分しています。

先ほどの答弁とも重なりますが、これまで外水の対策事業としては、総合流域防災事業や床上浸水対策特別緊急事業によりまして、河川の氾濫を防止するための整備を実施し、内水の対策事業としては、山下地区を農村総合整備統合補助事業、水流地区を市の単独事業によりまして、排水路等の整備を実施しております。

お尋ねの内水対策に対する現在の補助事業につきましては、数年前から鹿児島県などへ相談していますが、国土交通省や農林水産省関係においても、水流・山下地区の浸水対策を対象とする補助事業はないところでございます。

**○5番水野正子議員** 今後も対象となる事業はないのか、引き続き精査研究、よろしく願いいたします。いつ起きるか分からないのが災害です。市民の皆様と一緒に、災害に備えることが大切だと思います。今後も啓発、啓蒙をよろしく願いいたします。

次に、商店等新規出店支援事業補助金制度についての説明をお願いいたします。

**○鮫島寿文水産商工課長** 商店等新規出店支援事業につきましては、本市の市街地における魅力ある商店街づくり及び商工業の振興を推進し、まちの創生に資するため、市街地に新たに店舗等を出店する者等に対し、市が予算の範囲内において補助金を交付する事業です。

補助対象経費は、新店舗及び新店舗の営業のために必要な駐車場に係る賃借料、店舗の新築費、改修費及び改装費並びに新店舗または駐車場に利用するための敷地整備費です。

出店の対象地区は、枕崎市都市計画用途地域の商業地域及び近隣商業地域に属する区域または枕崎市通り会連合会に加入する通り会の主要道路に面する場所としています。

**○5番水野正子議員** これまでの事業成果について、空洞化は解消されているのか、お尋ねいたします。それとどのような事業をされているのか、お聞かせください。

**○鮫島寿文水産商工課長** これまでの実績としましては、平成28年度から支援事業を開始しておりまして、平成28年度が4件、平成29年度が6件、平成30年度4件、令和元年度5件、令和2年度4件、令和3年度2件、昨年度で令和4年度が8件、そして、令和5年度が11月末までになりますが2件ございまして、相談中も2件ございます。合計で令和5年11月末の2件を合わせまして、合計35件の新規の出店がありました。

事業内容といいますか、業種の種別を申し上げます。35件の業種別の内訳としましては、卸売業・小売業が2件、宿泊業・飲食サービス業が18件、生活関連サービス業・娯楽業が7件、教育・学習支援事業が1件、医療・福祉が5件、その他のサービス業が2件となっております。

この事業の成果、評価としましては、第1期の本市の地方創生総合戦略、平成27年度から令

和元年度までの戦略ですが、この第1の柱で、「枕崎で安定した雇用を創出する」の基本目標の一つであります。「起業者や既存事業者の事業拡大、新分野進出の機会を増やす」において、「新規出店件数を年当たり2件」というKPIを設定いたしました。この支援事業につきましては確実に事業実施され、KPI目標を上回り、起業者や既存事業者の事業拡大、雇用創出などの地方創生に相当の効果があつたと、総合戦略審議会においても評価されております。

令和2年度から令和7年度、第2期の総合戦略におきましても、第1の柱で「ひとと産業をつなぐ」に引き継がれ、空き店舗の解消、まちの賑わいや雇用の創出につながっているものと考えております。参考値ですが平成28年度から、正規雇用で47人、パートで19人の合計、66人の雇用があつたと把握しております。

市街地の空き店舗の活用及び解消等を促進するため、商工会議所や通商連合会と連携しながら、今後も引き続き、支援事業を支援していきたいと考えております。市内の空き店舗を商工会議所で把握されておりますが、それらの解消に大いにつながっているものと考えております。

**○5番水野正子議員** 市街地における魅力ある商店街づくり及び商工業の振興を推進し、まちの創生に資するための事業とのことですが、事業対象地域を拡大して、他地区・地域での事業適用を切望している起業を目指している業種、若いやる気のある方々もいると聞いています。対象地域の拡大や他の補助金制度は考えてないのかお聞きします。

**○鮫島寿文水産商工課長** 対象地区外の出店への支援はできないかというお尋ねであろうかと思いますが、この支援事業の趣旨は、先ほどの答弁と重なりますが、市街地に新たに店舗等を出店する者への支援であり、市街地空き店舗等の活用及び解消、魅力ある商店街づくり、商店街の活性化、商店街への誘客、新規出店者の創業支援を目的としているところです。

以前、この一般質問に関連してお聞きしたときには、市街地以外の地域で買物ができない方とか、高齢者が市街地等まで来られないと、中心的な市街地まで来られないという高齢者もいらっしゃるということで、そういった高齢者の生活する上での環境整備や集いの場活用もという御通告もありましたので、そういったものがまた地域での集いの場としての活用につながるものであれば、水産商工課の事業とは別に、企画調整課や福祉課など関係課とも協議しながら、どのような支援が可能か庁内では検討していきたいと考えております。

**○5番水野正子議員** 市街地に限らず、支援の機会を確保することによって、子育て世代の資格を生かした起業や空き家を利用した買物弱者の対策の起業など、夢の持てるまちづくりを願っている方々は多いと思います。対象地区の見直しをお願いして次に移ります。

本市の教育支援センターの設置についてお尋ねいたします。午前中も不登校の対応についての答弁がありましたが、南さつま市に設置されている教育支援センターは現在、レインボー教室と改称され、会計年度任用職員2名で運営されているようです。レインボー教室に通級することで学校への登校扱いになります。レインボー教室に通級するには教育委員会と学校の許可が必要とのこと。不登校になるきっかけは様々な要因があると聞いていますが、クラスでの友人関係によって不登校になった身近な事例では、保護者が鹿児島市内の不登校の保護者が集まる会に参加しながら学校との連携によって、6か月ほどで問題が解決したとのこと。現在、休まずに通っているとのことですが、不登校という実態にあつた当時の親子の悩みは筆舌に尽くしがたいものだったようです。

このような筆舌に尽くしがたい悩みを持った事例を聞くたびに、教育支援センターがあれば早く解決するのではないかと思うところです。登校扱いになる教育支援センターの意義は大きいものがあり、不登校に悩む親御さんの救済措置の必要不可欠な施設ではと思うところです。教育支援センターの設置については、財源的な課題もあるかと思いますが、本市にも設立に向けて取組はできないのか、お伺いいたします。

**○森健一郎学校教育課長** 令和4年度の全国の不登校等児童生徒数は、過去最多の約30万人に



達しています。また、鹿児島県においても、前年度よりも819人増えて、約4,500人に上っています。本市においても、国や県の傾向と同様の傾向にあります。

現在、本市において、教育支援センターは設置されておきませんが、本年3月に文部科学省から出された「誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策について」の通知文等により、個々の状況に応じた多様な教育機会を確保することが求められております。そのため、不登校児童生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう適切な支援や働きかけを行う学校以外の学びの場の設置について具体的に検討を進めております。

**○5番水野正子議員** 難しい課題もあるかと思いますが、本市に教育支援センターの設置を待ち望んでいる方々がおられることを強く要望して、次の質問に入ります。

コロナ禍が落ちつき、各学校では児童生徒の体育大会や運動会が開催されました。今年の暑さは過去最高の暑さだったと聞いています。残暑も厳しく、子供たちの熱中症が心配されたところでありました。年々、地球温暖化が進んでいる中、運動会やその練習における熱中症対策はどのような取組をされておられるのか、お伺いいたします。

**○森健一郎学校教育課長** 各学校における運動会・体育大会における熱中症対策については、環境省、文部科学省が示している学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引きを基に、暑さ指数や熱中症警戒アラート等を活用し、児童の安全・安心を第一に考え、教育活動の適切な実施に努めております。

運動会・体育大会に向けた練習時の熱中症対策については、練習時期が夏休み明けということもあり、児童生徒も暑さや運動等に体が慣れていないことが予想されるため、熱中症事故のリスクが高いことを全職員で共通理解した上で、様々な熱中症対策を講じております。例えば、体を徐々に暑さに慣らすために、できるだけ涼しい時間帯に練習を設定したり、練習時からテントを設置して日陰を確保したりしています。また、運動する前後に適切に水分補給を行うとともに、必要に応じて塩分を補給できる環境を整えております。

運動会・体育大会の当日には、開閉会式の時間の短縮やプログラムへの給水タイムを位置づけたり、ミストシステムを設置して体温を下げたりするなどの対策を講じ、児童生徒の安全・安心を第一に考えた運動会・体育大会を実施いたしました。

**○5番水野正子議員** 最近の傾向として、猛暑日を避けた運動会・体育大会を推奨する識者がおられます。今後、本市でも開催時期を見直す考えはないのかお伺いいたします。

**○森健一郎学校教育課長** 今後の運動会・体育大会の開催時期については、運動会・体育大会は、学校行事であり、最終的には学校長の判断で決定されることとなりますが、児童生徒の安全を確保し、安心して実施できることを優先して時期を設定していくように学校に対して指導、助言を行っております。

現段階における、来年度の実施時期については、熱中症事故防止の観点から、小学校が10月実施、中学校においては、10月が部活動の中体連、駅伝大会や新人大会が実施される予定であり、9月実施の方向で、市内各小中学校が連携しながら調整を進めております。

教育委員会としましては、今後も、児童生徒の安全・安心を最優先に考えた運動会・体育大会の時期や、練習時期を含めた効果的な熱中症対策及び適切な対応について指導してまいります。

**○5番水野正子議員** 子供たちの心身ともに健全な成長を願うとき、行政の果たす役割は大きなものがあるところです。

今後とも、行政として責任のある取組をお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○永野慶一郎議長** 以上で、水野正子議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後3時9分 休憩

午後3時18分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、眞茅弘美議員。

[眞茅弘美議員 登壇]

○8番眞茅弘美議員 12月議会最後の質問者となりました。

本日は、4点について質問させていただきます。

まず1問目は、山林の整備についてでございます。

日本の国土面積は3,779万ヘクタールです。そのうち森林面積は、国土面積の3分の2に当たる2,510万ヘクタールで、本市の森林面積は3,382ヘクタールとなっております。

森林は、国土の保全、災害防止、地球温暖化の防止、水源の涵養など多面的に重要な役割を果たしております。森林の間伐、伐採が行われず、人工林を放置してしまうと、環境問題や自然災害を引き起こす可能性が高まるようです。

しかし近年、海外の木材輸入の増加や後継者問題により林業が衰退し、計画的な森林の手入れが行われなくなっているようです。

そこで、手入れが十分に行き届いていない森林の整備を進めていくために、市町村に経営管理を委ねる森林経営管理制度というものがありますが、本市の取組はどのようになっているのでしょうか。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま質問のありました森林経営管理制度は、適切な経営管理が行われていない森林を、意欲と能力のある林業経営者や市町村に委ね、森林の経営管理を確保し、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図るため、国が平成31年度に創設しております。

現在、国内の森林は、高度経済成長期に植えられた杉、ヒノキの約5割が木材としての利用可能な適齢期を迎えています。

しかし、日本の森林は小規模分散型である上に林業の低迷や森林への関心の薄れにより、森林の管理が適切に行われていない状況であります。

適切な経営管理が行われていないと、災害や地球温暖化の原因となり、また、所有者不明や境界の不明確など、森林の管理に多くの労力が必要となっていることを認識しております。

本市における森林経営管理制度の取組状況につきましては、担当参事が答弁いたします。

○中村俊彦農政課参事 平成31年4月に施行された森林経営管理法では、森林所有者に対し適切な森林の経営管理を促すための責務が規定されています。

しかしながら、適切な経営管理がなされている個人や企業が所有する私有林の人工林は約3分の1と一般的に言われており、その残りの3分の2が手入れが十分に行き届いていない森林であるため、市町村が仲介役となり、森林所有者と林業経営者をつなぎ、森林整備を進めるシステムが森林経営管理制度であります。

本市でも、平成31年度から制度に沿って、市が森林所有者に対して、今後の森林計画についての意向調査を実施しています。

令和4年度までの調査結果としましては、市へ管理委託したいが約5割、林業事業者へ管理委託したいが約2割、自分で引き続き管理するが約2割という主な結果になっています。

現在は、その調査結果を踏まえながら、森林現況調査を実施し、森林整備の可否判断の資料等を作成しているところです。

意向調査の進捗につきましては、本市の森林面積は、約3,400ヘクタールあり、そのうち約3,200ヘクタールを調査対象としていますが、平成31年度から令和4年度までに約928ヘクタールの意向調査を実施しているところです。

○8番眞茅弘美議員 今、面積も回答していただいたんですけども、今後、あとどのくらいの面

積の意向調査をされる予定でしょうか。

○中村俊彦農政課参事 今後の残り分ですが、4年度末で約2,300ヘクタール弱あります。

○8番眞茅弘美議員 森林の整備・管理や森林の保全に関するに使われます森林環境譲与税というものがございしますが、本市では、どのようなことに使われているのでしょうか。

○中村俊彦農政課参事 森林環境譲与税の活用につきましては、先ほど答弁しました森林経営管理制度における森林所有者への意向調査や、森林現況調査の経費として活用しているところです。

そのほかの活用としましては、林道作業道の整備や林業技術者の技術向上支援として、研修費等への助成等を行っているところです。

○8番眞茅弘美議員 本市の基幹産業でもありますかつおぶし生産においては、焙乾と呼ばれる工程があり、広葉樹のまきが大量に使用されます。かつおぶし生産者の中には、まきの調達に難しいということから、県外から仕入れている事業者もあるようです。

安心してまきの調達ができるように、そして山林の整備が計画的に進むように、本市の林業者の育成のために、森林環境譲与税を有意義に活用していただきたいです。

それから、森林経営管理制度に戻りますが、意向調査の後、市に委託すると選択した方は、間伐、伐採そして植林までと、そこからは林業者に市が委託していく流れとなると存じますが、本市には、再生可能エネルギーの一つであります木質バイオマスを活用した発電施設がございします。

木質バイオマスのいいところは、どんな木でも燃やせるということです。今年の8月に、産業厚生委員会でも所管事務調査で視察に行きました。広大な敷地に、チップ工場とすばらしい発電プラントが建てられておりました。県内では、バイオマス発電所は3か所しかありません。

せっかく本市で稼働しておりますが、なかなか発電燃料用の原料が集まらないために、遠方から運搬しているということでもございました。

そこで、委託する林業者に、未利用材などをバイオマス発電所に出せないかの働きかけはできないでしょうか。

○中村俊彦農政課参事 枕崎市仁田浦町にあります発電事業所は、未利用となっている原木・チップや樹皮を使用して発電する木質バイオマス発電所として、令和2年10月に運用開始されております。

年間発電規模は1,990キロワットで、原料の木質使用量につきましては、年間で原木・木質チップが1万7,000トン程度、バーク樹皮が2万トン程度、1日当たりでは木質チップが40トン程度、バーク樹皮が70トン程度で、約110トンの燃料を使用していると伺っております。

木質バイオマス発電燃料の調達先につきましては、未利用材は本市を含めた南薩地域を中心に、また、バーク樹皮は県内と隣県から調達しているようですが、近年、ウッドショックの影響、また、林業従事者の高齢化や担い手不足、国産の木材の需要の落ち込みなどにより、森林の適切な管理が行えず、全国的にも木質燃料の供給不足が続いていると聞いております。

本市としましては、先ほどから答弁しております森林経営管理制度を活用して、市内の森林の木材が有効活用できるような方策を関係機関と調整し、森林資源の循環が地域でできるような環境を整えていきたいと考えております。

先ほどの市内の林業者の未利用材等をバイオマス施設に出せるよう働きかけができないかという御質問ですが、本市の林業経営者につきましては、主に水産加工用のまきを生産する方々です。市からの働きかけはできませんが、伐採届の提出があった際に、未利用材等の処理について聞き取りを行っていきたいと思います。

○8番眞茅弘美議員 お願いします。

それから、森林経営管理制度を進める上で、林業者に委託していくわけですが、林業者は少なく、広大な山林を整備していくには、なかなか進まないと存じます。

しかし、本市の山は荒れておりまして、50年以上たつ樹木がほとんどだと存じます。

実際のところ、CO<sub>2</sub>を酸素に変えるのは、25年から35年たつ樹木だと言われております。  
また、カーボンニュートラルでは、50年以上たつとCO<sub>2</sub>は増えると言われているようです。  
少しでも急いで整備するには、バイオマス発電所にも、森林経営管理制度に基づいて委託できないものでしょうか。

また、例えば、県内で100ヘクタールを一体として整備する属人計画という制度があるようですが、これについて、本市の認識はいかがでしょうか。

**○中村俊彦農政課参事** 今お尋ねの、100ヘクタール規模の属人計画ということですが、これにつきましては、本市もこの計画につきましては認識しているところです。

森林経営管理制度のほかに森林経営計画制度があります。

この手法としまして属人計画がございしますが、森林所有者または森林経営の委託を受けた者が、自ら一体的なまとまりのある森林を対象に、森林の施業及び保護について計画をするものです。

自らが森林管理を行える制度でありますので、制度を活用できるよう協力していきたいと思っております。

**○8番眞茅弘美議員** よろしくお願ひします。

それと、本市の木材を原料としてエネルギーに変える、つまり地産地消ですが、発電所のFIT期間は20年でございします。

現在3年が経過しています。何とか稼働する間に、本市の山林が整備され受託者にも喜ばれ、そして地元でエネルギーに変えられる。これはいいことづくめだと存じます。

また、市有林が本市の統計上では244ヘクタールあるようですが、そこで市有林を整備し、積極的にバイオマス発電所の原料にできないものでしょうか。

**○中村俊彦農政課参事** 市有林の管理につきましては、現在、県の補助事業である公有林整備事業を活用して整備を進めているところです。その管理は、鹿児島県に認定されている林業事業体を選定して、入札により業者を選定して行っております。

今お尋ねの、市有林管理における原料の提供につきましては、市では、落札業者が間伐した木材等の搬入先については把握できておりませんが、市としましても、原料等の地域内循環が図れるよう取り組んでまいります。

**○8番眞茅弘美議員** 森林経営計画に基づいて整備すれば、伐採、間伐、植林までやってもらえますが、例えばですけど、近年、九州の山を中国人が買い占めているという話を聞きます。

山の今後のことを考えずに、収入になるような木材だけ伐採し、もちろん植林もせず、山は裸になり、災害の原因になり、あとは荒れ果てるだけでございします。

しっかり後世に残すためにも、国も進めている森林経営管理制度がうまく活用されていくように、今後もよろしくお願ひいたします。

次の質問に移ります。

地域猫活動推進事業についてでございます。

本市では、令和4年度から、飼い主のいない猫に対して、繁殖を抑えるために捕獲し不妊去勢手術を施した上で、また元の場所に戻し、地域の人々の了解を得た上で、餌やりなど責任を持って終生面倒を見る地域猫活動推進事業が始まりました。

そこで、令和4年、そして今年度11月までで、幾つの団体が活動しておりますか。また、何匹の不妊去勢手術が施されましたか、お願ひします。

**○立石秀和市民生活課参事** 飼い主のいない猫を将来的に減らし、地域の生活環境の保全対策を行うことを目的とした地域猫活動推進事業につきましては、令和4年度は、地域猫活動を行う13団体が補助金を活用し、雄猫40匹、雌猫74匹の合計114匹の不妊去勢手術や飼養管理を行ったところです。

本年度につきましては、令和5年11月末現在で15団体から補助金申請があり、雄猫36匹、雌

猫67匹の合計103匹の不妊去勢手術や飼養管理を行う予定となっているところです。

**○8番眞茅弘美議員** 猫は繁殖力が強く、また、1年間に3回から4回出産します。

それを考えますと、限りなく増えていくということになります。

しかし、子猫ですけれども、カラスに狙われたり、厳しい外の環境に耐えられず、また成猫もですが、交通事故に遭い命を落とすことが多いということが現状でございます。

地域猫事業では、不妊手術を行い増えないようにすることが一番の目的でございますが、雄雌それぞれの手術代の補助額をお願いします。

**○立石秀和市民生活課参事** 地域猫活動推進事業の補助金の額についてですが、不妊去勢手術に係る費用を一部助成するために、雄猫の去勢手術につきましては1件につき5,000円、雌猫の不妊手術につきましては1件につき1万円の補助を行っているところです。

**○8番眞茅弘美議員** 補助金を出していただいて本当にありがたいです。

この手術代の補助額では足りずに、活動されている方は手出しが必要です。

また、捕獲する場合は、市で貸出ししております捕獲器を借りに行き、餌を与える時間を目安に捕獲器を設置します。

それで、スムーズに捕獲できれば、すぐに病院に持ち込んで手術となりますが、警戒心の強い猫になりますと、なかなか捕獲器に入ってくれなくて、餌を捕獲器に置きまして、1週間くらい待って粘ることもあるようです。

代金の手出しもですが、このように時間を要します。活動してくださっている団体の皆様には感謝申し上げます。

枕崎市内全体で考えますと、まだまだ数え切れないほどの野良猫がいます。実際、猫による近所トラブルもございます。猫の出産シーズンの春秋は、特にあちこちで子猫が生まれております。

今年も、実際私のところにも9件の相談がありました。9件なんですけど、1か所につき4匹生まれた、5匹生まれたという声が届いております。

また、長年、自主的に地域猫活動をされている、ラ・ヴィという団体の方のところには、不妊手術の相談はもちろんです。御自宅に当たり前のよう子猫を保護してくださいとか、様々な心ないお問合せがあり、個人でできることは限られており大変困っております。

そこで、地域猫活動も貴重な税金を使つての取組です。活動して下さる方の手出しもございます。ですので、この事業の効果が上がるように、併せて、どうぶつ基金という活用がございますが、このどうぶつ基金は、協力病院で使用できる無料チケットを行政枠で申請していただくという流れです。

このどうぶつ基金を本市でも取り組んでみてはと思いますが、いかがでしょうか。

**○立石秀和市民生活課参事** 猫の飼育につきましては、独居の高齢者等が生活をする上で、寂しさを紛らわすためや、猫がかわいそうという理由で飼育を始め、不妊去勢手術を行わないことで猫の数が増え過ぎてしまい、飼い主が適正に管理することが困難となるケースが見受けられるところです。

飼い猫であれば、増やさないという責任は飼い主にありますが、高齢者等の多頭飼育については、社会全体で考えていく必要があると思います。

公益財団法人どうぶつ基金が行っている、さくらねこ無料不妊手術事業の中の多頭飼育救済支援につきましては、本市の地域猫活動推進事業補助の対象とならない飼い猫の手術が対象になることなどから、今後本市において、多頭飼育崩壊による救済支援が必要なケースが出てきた場合に、どうぶつ基金の多頭飼育救済枠を活用して不妊去勢手術を行うことは、有効な手段の一つになると考えられますので、また、どうぶつ基金が行う不妊手術については、議員からもありました本人の手出しがなく手術が実施できるというところもありますので、他市の取組などを参考に、

今後研究を進めていきたいと考えているところです。

**○8番眞茅弘美議員** 地域猫活動は今ございますが、どうぶつ基金をどうして進めるかといいますと、例えば、特に高齢者の方が、かわいそうとかそして寂しさからむやみに野良猫に餌を与えてしまって、自然に増えてしまったということが市内で結構あります。

地域猫活動事業はございますが、手出し部分を負担するのは、経済的にも大変な高齢者の方とか結構いらっしゃいます。

そして、空き家に住みついて増えてしまったという、こういうような案件もあちこちございますので、実際経済的に手出し分が負担できない、そして空き家などに住みついた猫は誰が負担するのかという、そういうようなところに、このどうぶつ基金が活用できればと考えております。ぜひよろしく願いいたします。

そして、このどうぶつ基金は鹿児島県で17の市町村が登録しております。活動してくださっている地域猫活動の団体の方の効果が上がりますように、どうぶつ基金の行政枠の申請、どうぞよろしく願いいたします。

それから、今年もあちこちで子猫を遺棄していたという相談がありました。動物の遺棄は犯罪です。ですので、このことをしっかり周知していただきたいです。

先ほどの私のところへの9件の相談があった内容ですが、ごみステーションや一般家庭の入り口、そして箱に入れられて、飲食店、事業者の前にも遺棄されておりました。

ありがたいことに、ほとんどの子猫が、心優しい、ほっとけない性分の方々に手立てをさせていただいて、命をつなぐことができましたが、少しずつでもこのようなことが起きないように、そして犯罪者をつくらないように、動物遺棄は犯罪ですという、こういうようなポスターを掲示していただき、そして市報などでも周知をよろしく願いいたします。

ポスターについては、公民館などからポスターを掲示したいという、例えばお願いがあった場合、ポスターをいただけるのでしょうか。

また担当課で貼り出しといいますか、そういうお手伝いはしていただけるのでしょうか。

**○立石秀和市民生活課参事** 公民館から、地域のごみステーション等にポスターを掲示してほしいという要望があった場合についてですが、設置場所等について公民館と相談をしながら、またちょっと貼るのが難しいということであれば、担当課で公民館の方と一緒に、ポスターについてはこちらで準備をして、設置についても一緒にできるよう取り組んでいきたいと考えています。

**○8番眞茅弘美議員** 分かりました。よろしく願いいたします。

それから、このように子猫の相談が、地域猫団体の方そしてまた担当課にもあると存じますが、鹿児島市では、動物愛護課で預かりボランティア・TNRサポーター・ミルクボランティアというこういう手助けをしてくださる方を募集しているようです。これだけではできますとか、少しでもお手伝いしたいと声を上げてくださる方々の募集を、市でしていただけないでしょうか、これは要望にしておきます。

先ほどからこの地域猫活動のお話をさせていただいておりますが、現在2年目でございます。

団体に登録してくださっている方を含めまして、市民の方の協力なしでは進まない事業でございます。今後、市としてどのように考えておられるかお願いします。

**○立石秀和市民生活課参事** 地域猫活動推進事業につきましては、人と猫が共生する地域づくりのため、地域猫活動団体、地域住民、行政の連携の下、飼い主のいない猫を将来的に減らし、地域の生活環境の保全対策を行うことを目的に、令和4年度から新たに実施した事業になります。

現在2年目となりますが、市民からの地域猫活動に関する問合せなども増えてきているところです。

猫については繁殖力が強く、年に2回から4回、1回に4匹から8匹の子猫を産むと言われております。令和4年度と令和5年度の2年間で200匹以上の猫の手術を行う見込みとなっております、

飼い主のいない猫を増やさない、また減らしていくということで、事業の効果も上がっていると考えているところです。

飼い主のいない猫を将来的に減らし、地域の生活環境の保全対策を行うことを目的とした事業になりますので、持続可能な事業となることはもちろんのこと、不妊去勢手術については集中して取り組めるよう、先ほどの質問でもありましたどうぶつ基金の活用等も含めた研究を行いながら、今後も引き続き地域猫活動推進事業を実施していきたいと考えております。

**○8番眞茅弘美議員** 担当の方は、今年は特に2年目となり、活動してくださっている団体の方々が問題提起すると、すぐにできる行動を起こしてくださって、本当にありがとうございます。

せっかくこの貴重な予算を出していただいておりますし、少しずつ広がりつつある地域猫活動の輪をもっとしっかりしたものにするために、市民の皆様はもちろんですが、やはり市内全体で認識していただきたいと思っております。

そしてこの事業は、猫好きだけではなく、猫嫌いな方にも有効な事業であると存じます。

よくある相談が、うちの庭にふんをしている。また、勝手にうちの倉庫で子猫が生まれているなど、このような相談が多々ございます。このようなことが減少していき、人にも動物にも優しいまち枕崎というスローガンにも使え、猫好きな方の移住にもつながるかもしれません。今後もよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

健康センター、老人福祉センターの維持管理についてでございます。

本市は、令和4年度当初予算で、老人福祉センターの改修工事の設計業務委託を予算化しましたが、令和4年12月議会において、設計業務委託を皆減し、民間の医療施設跡地を購入して、保健センターを設置する補正予算の議案を提案いたしました。

議会は、民間医療施設跡地の取得予算を削除し、老人福祉センターの大規模改修工事設計業務委託費を還元する修正案を可決いたしました。

しかし、令和5年度の当初予算では、老人福祉センターの改修工事についての予算は計上されませんでした。

老人福祉センターは、昭和55年3月に建築され43年が経過しております。

そこで、老人福祉センターの利用状況がどのようになっているのか、平成30年から5年間をお示しください。

**○西村祐一健康課長** ただいま御質問のありました老人福祉センターの利用状況についてですが、老人福祉センターはリハビリ室、ヘルストロン室、浴室及び教養娯楽室を備えております。

利用につきましては、それぞれの年度の1日平均で述べたいと思います。

リハビリ室の利用につきましては、平成30年度が1日平均で38.5人、令和元年度が28.0人、令和2年度が20.1人、令和3年度が17.1人、4年度が17.8人となっております。

ヘルストロン室の利用につきましては、平成30年度が31.2人、令和元年度が21.9人、2年度が18.9人、3年度が17.6人、4年度が16.8人となっております。

浴室の利用につきましては、平成30年度が41.8人、令和元年度が22.5人、2年度が25.0人、3年度が19.9人、4年度が19.9人となっております。

教養娯楽室の利用につきましては、平成30年度が54.6人、令和元年度が35.3人、2年度が24.6人、3年度が22.2人、4年度が20.5人となっております。

**○8番眞茅弘美議員** コロナ以前の平成30年に比べますと、かなり利用者が減少しており、平均しますと半分ぐらいになっているのではないのでしょうか。

コロナ禍もあると存じますが、この数字をどのように捉えられておりますか。

また、介護サービスのデイケアを利用する方が増加したのかなともお察ししますが、その理由をお願いします。

○西村祐一健康課長 ただいま議員からもありましたとおり、利用者が減少していることにつきましては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴います外出制限が大きな要因と考えておりますが、そのほかに介護保険のデイサービスの利用等も一つの要因であると考えております。

○8番眞茅弘美議員 老人福祉センターですが、かなり老朽化していることは、以前から承知しておりましたが、先日、直接私伺いまして、しっかり見せていただきました。

ひどい状態のか所の多さに驚きました。

特に目立っていたのが、ちょっと紹介いたしますが、福祉センターのほうは、リハビリ室の床ですね、43年も経過しておりますので、その当時のじゅうたんですのもともとが薄いじゅうたんだったとは思いますが、それが擦れてしまい、もう下の床が見えておりました。

そしてそこに、自転車マシンのような器具を使うのはまだいいのですが、その薄いじゅうたんの上に布団を敷いて横になっての治療だと思いますが、布団があっても冷たい床に敷いて治療を受けることを考えますと、ちょっと心が痛い思いがいたしました。

それからリハビリ室の壁にひびが入っておりまして、そのひびの入っている部分は職員で壁紙やテープで補修したということで、見た目はそう悪くはなかったですが、ほとんどの部分といいますか、結構多い部分にひびが入っておりました。

そして廊下にソファが置いてあったんですが、お風呂の後にちょっと座ってゆっくりされるんでしょうが、そのソファの表面の生地も全部剥がれたということで、それも職員の方できれいに覆ってくださっておりました。

そして、福祉センター全体的に暗かったです。

そして健康センターですけれども、健康センターの大会議室の天井の真ん中辺りが落ちてきておりまして、中央辺りについているアコーディオンカーテンが下がってしまい、畳のその部分が擦れてしまうという状態でした。

そして事務所の中ですが、こちらもお仕事される事務所の中で言葉は悪いですが、こちらもひどい状態で、床があちこち擦れてめくり上がっておりました。

そして、壁もあちこち剥がれてひびが入り、この事務所もですね、職員の方が補修されておりました。

そして補修されているんですけれども、壁は下が鉄筋コンクリートですので、補修している壁紙もまためくれてきている状態で、そして玄関に入ってすぐの床のじゅうたんが、またこれも擦れて薄くなっておりました。

ちょっと長くなりましたが、今後、この老人福祉センターの維持管理をどのように考えておられるか、補修計画はあるのか、その点についてお聞きします。

○西村祐一健康課長 老人福祉センター及び健康センターにつきましては、施設を使用できる間は、補修を行うなど、現在の機能を維持しながら存続させていく考えでございます。

この機能を維持するために必要な補修につきましては、その都度、予算を計上していく考えです。

ただいま御指摘のありました箇所の補修につきましては、来年度の当初予算に計上し対応していく予定としております。

○8番眞茅弘美議員 今、私が申した箇所全てということでございますか。

○西村祐一健康課長 一応ですね、先ほど議員からありました事務所の床や壁の補修につきましては、補修をする間、事務所の機能を一旦移転しないといけないということになってしまいました。そうした場合には、かなりの経費が見込まれると思われまして。

それとあと、期間中は仮に大会議室に事務所を移動した場合は、その大会議室が使えないということになってしまいますので、そういった費用対効果を見れば、事務所の床とか壁の補修については、慎重に今後検討していきたいと考えております。



そのほかのソファ等については、またいろいろ工夫を凝らして、カバーをしたりして対応したいと考えております。

**○8番眞茅弘美議員** はい、分かりました。よろしく願いいたします。

続きまして、子育て支援についてでございます。

現在、健康センターの中で、主に利用される部屋は大会議室でございます。こちらの面積、それからどのようなことに利用されているかをお願いします。

**○森智賀健康課参事** 健康センターの大会議室の面積は240平方メートル、126枚の畳敷きとなっております。

利用状況につきましては、乳幼児健診やがん検診など、健康課が実施する健診や健康相談、母子健康手帳交付、育児相談、ふれあい子育てサロン、親子教室などで利用しています。

そのほか、災害時の避難所、選挙時の投票所及び周辺公民館の活動にも利用されています。

**○8番眞茅弘美議員** まず、今年の10月に産業厚生委員会で行政視察に行かせていただきました。その中の1か所が愛知県常滑市でございます。子育て支援について視察してまいりました。

この常滑市は、人口5万8,000人で、愛知県のセントレア空港に近い位置にあり、焼き物のまちで知られております。こちらの常滑市の取組を折り混ぜて質問させていただきます。

常滑市では、子育て総合支援センターが市民交流センターの中の一角にありまして、安心して子供を産み育てられるようにということで、乳幼児を持つ家庭を対象に総合的に支援しますということで、ふれあいの場「とこはあとルーム」とネーミングをつけまして遊びながら、親子同士、子供同士が交流し、その中で不安や悩みを相談するということにつなげているということでした。

この常滑市の子育て総合支援センターは、同じスペースに事務所も常設しておりまして、広さが333.64平方メートルということでした。

本市の大会議室の広さは、ただいまございました240平方メートルということでした。

そして本市は、健康センターということで健診が主な活用となるとは存じますが、維持管理、そして使い勝手を考えた場合、例えば、真ん中で仕切って半分をフローリングにし、乳幼児を持つ親子が気軽に来て遊べる場として活用できないでしょうか。

また、小さい子供をお持ちの方から、よく屋根つきの遊び場所がないとかそういう声を聞きます。外出して、自宅ではなく屋根つきの遊ぶ場所が欲しいということで、この大会議室を利用者のニーズに応え、楽しめる場にできないでしょうか。お願いします。

**○森智賀健康課参事** 健康センター内に、未就学児や保護者が楽しめるような絵本や玩具等を常設するスペースはありませんが、2歳児親子教室を実施する際は、大会議室に玩具等を出して、スタッフの見守りの下で使用しています。

健康センターの大会議室は、各種健診等も全面使って実施するため、玩具等を常設するなど、現在の活用形態を変更することは考えておりませんが、先ほど述べた取組を継続していくことで、利用者が楽しめる施設づくりに努めていきたいと考えています。

市が地域子育て拠点事業を委託している市内認定こども園1か所では、同園に併設している子育て支援センターの室内に、玩具やおもちゃ等があり、親子と一緒に遊んだり、保育士に育児不安等の相談をしたりするなど、保護者同士の情報交換ができる場になっており、天候にかかわらず、こちらは利用することができます。

そのほか、児童館や児童センターにおいても、職員が常駐し玩具等を設置するなど、親子で利用できる場所となっております。

**○8番眞茅弘美議員** 先々のことを考えますと、一番は新庁舎にまとめることだと存じますが、そこを考えると、現在ある公共施設にどれだけお金をかけるかということが重要になります。

立神に子育て支援センター「キッズ」がございまして、別府方面の方は遠くなりますので、今参事からもございました、児童センター、児童館も含めまして、利用方法など、また考えていた

だきたいです。

次に質問に移ります。

本市は、第2期子ども・子育てプランの策定に向けまして、平成31年3月に、就学前児童の保護者と小中学校の保護者を対象にアンケートを実施しております。

その中の質問事項に、子供にとって現在または将来的にどのような支援があると良いですかという問いで、一番多かった回答が生活や就学のための経済的援助、こちらが44.5%となっております。また、必要としている重要だと思ふ支援はという問いに、就学にかかる費用が軽減されること、これが一番多い回答数56.5%となっております。

やはり子育てするに当たり、経済的な支援を必要としております。

そこでまず、給食費についての考えですが、市では給食費の負担軽減策といたしまして、就学援助費及び特別支援教育就学奨励費の対象となる世帯に対して令和元年度、給食費全額助成、さらに物価高騰による食材費の値上げ分の補助を行っていただいております。

しかしアンケート調査では、4年以上も前の調査ではございますが、約半数の保護者が経済的支援を必要としております。

さらには、昨年末からさらに物価高騰により、家計は大変な状況であると存じます。

実際、日用品等の買物でも、以前と比べますと1,000円単位で出ていくお金が多くなっております。主婦の方は、どこのお店が安いのか、何を削ろうかと悩みながらの毎日ではないでしょうか。

しかし、一方で行政は財源がなければ予算もつけられません。

ここで私が何を言いたいかと申しますと、市民に寄り添っていただきたい。

市長は、これまで給食費に関しましては、保護者が賄うものだ。それから衣食住を親が責任を持って賄うことだと、議会やブログの中でも申しておられます。

しかし、子供は様々な家庭がある中で、子供には罪はありません。現代社会では、子供は社会で育てましょう。これが共通認識ではないでしょうか。

つまり、市民に寄り添うとは、財源がなければ、他市は全額であっても、本市でできること、助成額を2分の1、3分の1、それも無理なら、第2子、第3子目からなど、このような検討はしていただけないでしょうか。市長お願いします。

**○前田祝成市長** 先ほどの質問者からもありましたが、給食費の無償化については、さきの6月議会で答弁いたしました。

給食費は保護者が負担すべきというものであるという考え方から、給食費を無償化する考えはありません。給食費の無償化は、保護者の経済的負担を軽くするという点から、そのような要望があるものと考えます。議員がおっしゃるとおりです。

無償化を実施することにより、負の影響も考える必要があります。

親の責任感。子供の親への感謝。教職員の給食指導の難しさ。これらのことは、子育てにはマイナスに働くと考えます。

本日の一般質問で、暮らしについての考え方も述べさせていただきました。語る会での反省として、シビックプライドについても述べさせていただきました。私たちの暮らしには、プレッシャーと云いますか、お金では計れない価値があるということも、ぜひ御理解いただきたいと思います。

**○8番眞茅弘美議員** 市長と語る会も、丁寧にあちこちでしていらっしゃって、先ほどの質問の中でも、給食費についての意見が出ているということでございました。

今日の私のこの市民に寄り添っていただきたいというここをですね、もうちょっと市長なりに考えていただいて、整理していただけたらとこれは要望に代えておきます。

そしてですね、本市も子育て支援には様々な事業を行っております。

その中でも、ファミリー・サポート・センターですね、近年、共働き世帯が多く、子供の送迎

などで利用できれば非常に助かるのではないかと存じます。

そこで、本市のファミリー・サポート・センターの取組状況をお願いします。

**○福永賢一福祉課長** 子育て援助活動支援事業、いわゆるファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を預かってもらい子育ての援助を希望する依頼会員と、援助を行いたい提供会員において有償ボランティアにより助け合いを行うもので、子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として、平成25年度から特定非営利活動法人子育てふれあいグループ自然花に委託して実施しております。

相互援助活動の例としては、保育園等の送迎や、冠婚葬祭など保護者の外出の際預かることなどがあります。

令和4年度の実績としては、会員数は依頼会員75人、提供会員44人、両方会員1人の合計120人で、活動件数は、預かり71件、送迎7件の合計78件となっております。

**○8番眞茅弘美議員** 先ほどもお話ししました常滑市でも、このファミリー・サポート・センターが平成18年度から始まりまして、登録者も多く充実しているようでした。

本市も75名と44名ということで、登録者の方は多いといいますが、利用があるのだなという感じを受けました。

これですね、常滑市では保育園や学童の送迎の依頼が結構多いということでしたが、本市では、どういう利用で多く使われているのでしょうか。

**○福永賢一福祉課長** 先ほども御説明いたしましたが、4年度の実績としましては、預かりが71件、送迎が7件となっております。

**○8番眞茅弘美議員** ちょっと声を聞いたのですが、やっぱりこの事業を知らない方もいらっしゃるようで、もうちょっと周知を広げていただきたいと感じるところでございます。

特に、転勤や移住により枕崎市で生活するようになりますと、急に困ったときなど大変かなと思うところがございます。

そういう転入してこられた場合、こういうサービスをしているという紹介などはしていただけるのでしょうか。

**○福永賢一福祉課長** 現在の市民への周知方法といたしましては、市ホームページや広報紙での周知のほか、保育所等入所案内時にチラシをお渡しすることや、保育所等の施設での案内掲示のお願いをしたりしておりますが、御指摘のとおり、転入時に御案内したりとかという部分とかはできておりませんので、そういったときとか、あるいは出生時の届けのときとかに御案内できるように努めていきたいと思っております。

**○8番眞茅弘美議員** はい、よろしく願いいたします。

最後の質問でございますが、支援を必要とする子供は様々でございます。

その特性がある子供をお持ちの家族向けの、こちら常滑市で行っていたんですが、ペアレントトレーニング講座というものを、本市でも開催してはどうかという提案でございました。

発達に特性がある子供の御家族の方が、小人数でグループワークで学ぶ内容でございます。

この成果といいますか、合計6回あるんですが、3回目で次、受講者全員……。

**○永野慶一郎議長** 時間となりましたので、以上で、眞茅弘美議員の一般質問終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時19分 散会

# 本 会 議 第 4 日

(令和5年12月15日)

令和5年枕崎市議会第5回定例会

議事日程（第4号）

令和5年12月15日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1	69	枕崎市職員の給与に関する条例及び枕崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
2	70	市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
3	71	枕崎市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	〃
4	73	枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
5	74	枕崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	〃
6	75	枕崎市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
7	陳2	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情	〃
8	72	枕崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	産厚
9	76	枕崎市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	〃
10	64	令和5年度枕崎市一般会計補正予算（第6号）	予特
11	65	令和5年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）	〃
12	66	令和5年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）	〃
13	67	令和5年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）	〃
14	68	令和5年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	〃
15		議員派遣について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第4号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 永 野 慶一郎 議員  
3 番 辻 本 貴 志 議員  
5 番 水 野 正 子 議員  
7 番 豊 留 榮 子 議員  
9 番 禰 占 通 男 議員  
11 番 橋 口 洋 一 議員

2 番 下 竹 芳 郎 議員  
4 番 上 迫 正 幸 議員  
6 番 立 石 幸 徳 議員  
8 番 眞 茅 弘 美 議員  
10 番 平 田 るり子 議員  
12 番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長  
川 瀬 裕 也 書記

宮 下 和 也 書記  
山 口 美津哉 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長  
山 口 太 総務課長  
鮫 島 寿 文 水産商工課長  
籠 原 正 二 財政課長  
中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長  
沖 園 信 也 農政課長  
鮫 島 眞 一 税務課長  
上 園 秀 人 水道課長  
平 塚 孝 三 市立病院事務長  
水 流 敏 幸 監査委員  
森 智 賀 健康課参事  
桑 原 英 樹 水産商工課参事  
板 敷 勝 利 会計管理者兼会計課長  
田 代 勝 義 企画調整課参事  
木之下 浩 一 教育長  
森 健一郎 学校教育課長  
永 江 靖 博 農委事務局長兼農業振興係長  
中 原 勝 一 消防総務課長兼消防団係長  
中 山 俊 吾 総務課行政係長

本 田 親 行 副市長  
日 渡 輝 明 企画調整課長  
松 田 勇 一 市民生活課長  
福 永 賢 一 福祉課長  
松 田 誠 建設課長  
西 村 祐 一 健康課長  
川 野 優 治 地域包括ケア推進課長  
今給黎 仁 水道課参事  
橋 口 和 洋 監査委員事務局長  
天 達 純 子 地域包括ケア推進課参事  
中 村 俊 彦 農政課参事  
立 石 秀 和 市民生活課参事  
大工園 昭 則 建設課参事  
平 田 寿 一 総務課参事  
高 山 京 彦 教育総務課長兼給食センター所長  
木 浦 勝 美 生涯学習課長  
木口屋 和 彦 選管事務局長  
中 原 広 次 警防課長兼消防署長

午前9時30分 開議

○永野慶一郎議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1号から第7号までの7件を一括議題といたします。

総務文教委員長に報告を求めます。

[上迫正幸総務文教委員長 登壇]

○上迫正幸総務文教委員長 ただいま議題となりました日程第1号から第7号までの7件について、総務文教委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第1号枕崎市職員の給与に関する条例及び枕崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、国家公務員の給与に関する人事院勧告に準じて、本市職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給率を改定しようとするものです。

勤勉手当及び期末手当の年間の支給率を職員については、4.40月から4.50月に引き上げ、再任用職員については、2.30月から2.35月に引上げをしようとするものです。

また、令和6年度からの期末手当及び勤勉手当の支給率については、年間の支給率は令和5年度と同率であるが、6月と12月の支給率を均等にするための改正をしようとするものです。

給与改定については、高卒者に係る初任給を1万2,000円、大卒程度に係る初任給を1万1,000円それぞれ引き上げることとし、これを踏まえ、初任給をはじめ若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で全ての号給について引上げ改定を行うものです。

また、再任用職員についても、各号給に応じて、それぞれ1,000円から1,200円引き上げる改定内容となっております。

人事院勧告の給料表の平均改定率1.1%に対し、本市の一般会計における職員の平均給料改定率は1.43%になるとのことです。

委員から、新しく新設される在宅勤務手当は条例改正する必要はないのかとの質疑があり、本市では在宅勤務の実態がないため、在宅勤務等手当の新設に係る条例改正の措置は行っていないが、制度を開始する場合には、条例改正をして、支給していく考えであるとのことです。

これに対し、委員から、在宅勤務手当の制度創設に向け、検討していくよう要望がありました。

また、委員から、会計年度任用職員の給与改定の取扱いについて質疑があり、来年度からの会計年度任用職員への勤勉手当の新設と併せて、会計年度任用職員の給与改定の取扱いについては常勤職員と同様に来年度から施行していく考えであるとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第2号市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、職員の給与改定を考慮し、市長等の期末手当の支給率の改定をしようとするものです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第3号枕崎市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、市長等の給与に関する条例の改正と同様に、職員の給与改定を考慮し、議会の議員の期末手当の支給率の改定をしようとするものです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第4号枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、地方税法等の一部改正により、国民健康保険税の納税義務者又はその世帯に属する被保険者が出産する予定の場合又は出産した場合の産前産後期間における国民健康保険税の免除措

置が導入されたことに伴い、所要の改正をしようとするものです。

委員から、国民年金は既に同様の産前産後の免除措置がなされているが、期間はどのようになっているかとの質疑があり、国民年金については、先行して、出産予定月または出産月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は、3か月前から6か月間）を免除対象としており、国民年金と同様な内容で今回、国民健康保険税も免除措置が行われるとのこと。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第5号枕崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正により、蓄電池設備に係る基準が見直されたこと等に伴い、所要の改正をしようとするものです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第6号枕崎市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、条文の整理をしようとするものです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第7号政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情について申し上げます。

本陳情は、枕崎市栄中町在住の方から提出されたものです。

委員から、本市では庁舎等管理規則が定められており、陳情書に記載されているような庁舎内での勧誘行為等により、職員から心理的な圧力を受けたことによる申し出とか相談を受けた実態がないのであれば、不採択にすべきとの意見が出され、本件は、全会一致で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

**○永野慶一郎議長** ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、日程第1号から第3号までの3件に対し、討論の通告がありますので、これを許可いたします。

平田り子議員。

**○10番平田り子議員** 議案第69号枕崎市職員の給与に関する条例及び枕崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第70号市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第71号枕崎市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

我が国におきましては、コロナウイルス確認から、2020年1月5日に最初の感染者が確認された後、猛威を振るい、ようやく収まるかと思いきや、世界情勢の混乱、世界のみならず、日本においても経済への打撃、国民の生活への影響は、皆様も実感されておられることと思います。

しかし、我が日本は、歴史的にもどれほどの苦難も幾度も乗り越え、必ず復興する国であることは日本人の民度の高い国民性からくるものと思います。

国会でも、いろいろな施策を打ち立て、経済の低迷からの脱却を図るとすることから、本市も日本経済復興のために国と足並みをそろえるべきと考えます。

とはいえ、本市におきましては、財源が厳しい中、市職員、市長給与、議員報酬引上げに納得のいかない市民の声も聞き及んでいることは事実でございます。

そこで、今回の市職員の給与引上げを調べたところ、確かに全体的に上がっているものの、今回の特に高い引上げは、一番出費の多い、言い換えれば、たくさん経済を回してくれる若い年代の引上げと見てとれます。



40代の市職員の給与平均で見ると、南九州市が南さつま市より7,000円ほど高く、南さつま市より本市は3,000円弱低い、3市の中では一番低いことが分かりました。

あくまでも40歳平均給与であり、近隣3市で年齢、役職ではばらつきはあります。ちなみに、枕崎の平均年収は約291万円、南さつま市は309万円、いずれとも鹿児島県の平均年収と比較すると低い傾向にあります。

ここでの問題は、市職員給与引上げに対し市民から苦言されているという事実、市民が市政に不満があるからこそその苦言であり、満足していれば反対はないものと考えます。

最近の南さつま市の市政に対しては、本市と財政がそこまで違うのか、びっくりさせられます。商品券1,000円で1万円には驚愕です。南さつま市に移住したい、できるものなら住みたいと言われる方も多くいます。これからを考える若い世代の選択肢としては、本市にという選択は弱いものと考えます。

今回の給与引上げに賛成した理由としていたしまして、市職員は、財源の厳しい中、創意工夫による行財政改革の取組を推進、市民サービスの質の向上を図りなさいとされており、市長のもと、本市財源の範囲で何とか懸命に取り組んでいると思います。

市政への不満は、市職員ではなく市長、市議会に向けられるべきと考えます。

国全体で経済回復を目指す今、公務員の給与が上がらないことには、民間の給与も上がりません。日本経済回復の兆しが見え始め、都会で給与、ボーナスが上がったと聞こえてき始めた今、地方にも波及し、本市企業の給与が上がり、ボーナスが支給される企業が増えるよう、今回の市職員、市長給与、議員報酬引上げを賛成する立場ですが、市民の満足にたえられなかった場合の批判は肝に銘じて覚悟しておくよう苦言を呈し、賛成の立場で討論といたします。

**○永野慶一郎議長** 次に、日程第7号に対し、討論の通告がありますので、順次、これを許可いたします。

まず、平田るり子議員。

**○10番平田るり子議員** 陳情第2号政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情を採択すべき立場で討論いたします。

全国市区町村の庁舎内で政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが全国的な問題となっており、各種メディアでも報告されています。

「購読しなければならないという圧力を感じた」と答えた職員の割合が少ない自治体でも3割、多い自治体では8割に上ることは、自治体のアンケート調査を実施して初めて明らかになったことです。

庁舎内で、特定政党の機関紙をこれほど多くの職員が購読している、またはさせられていることは全国的にも問題となっており、驚愕しております。

この問題の本質は、議員、元議員という立場の強い者が相対的に立場の弱い公務員（以下「職員」という）に対し、職員の勤務時間中に政党またはそれに関する機関紙の勧誘・集金などを行っている点であります。

職員が政党またはそれに関する機関紙を購読することは政治献金の意味合いも包含しております。加えて、勤務時間中の勧誘・集金行為は、市庁舎等管理規則違反であろうかと思えます。

このような、非常にデリケートな難しいことにもかかわらず、これほどの短時間に答えを出されるべきではなく、慎重な調査もなく否決するということは、市庁舎等管理規則違反の疑いが濃厚であるにもかかわらず、この行為を許可しているということになります。

もちろん、市内陳情者の方も楽しみに購読されている方は、庁舎外であれば問題はない。守らなければならないのは、住民の大切な個人情報を預かる執務室に立ち入ること。

最も守らなければならないのは、心理的な圧力があるかないかということ。絶対に口外されることのない慎重な調査・アンケートをするべきであり、購読を希望していないのに、圧力を感じ、

断れず購読している方を守る体制をつくることが望ましいと、不採択に反対の立場の討論といたします。

○永野慶一郎議長 次に、豊留榮子議員。

○7番豊留榮子議員 陳情第2号政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情について、私は不採択にすべきであることを主張し、その理由を述べ、討論いたします。

本陳情は、政党機関紙の庁舎内での購読・配達・集金について、他自治体の例を挙げ、本市において、庁舎内での、それらの行為を禁止することやそれらに関する調査を求める内容となっています。

この陳情に反対する第1の理由は、本市において、この陳情にあるような事実はないということです。このことについては、本陳情が付託された総務文教委員会における陳情審査の当局の答弁の中でも、政党機関紙を購読している職員たちに尋ねたところ、心理的圧力を感じたことはない、強制的に購読を求められたことはないと述べられたことから明らかです。

第2の理由は、本陳情には、庁舎管理規則が守られていない懸念について触れていますが、庁舎は議員にも幅広くその利用が認められているものです。議員の行う行為について、庁舎管理規則で規制するものではありません。

第3の理由は、本陳情には、政党機関紙の勧誘・配達・集金行為について、住民が政治的中立性に疑念を持つとありますが、行政の中立性というのは、住民に公正・中立の立場で行政に携わることであって、個々の職員がどのような思想を持っているかには関係ないことです。現に、市町村長の中には、政党からの推薦を受けている人もいますし、政治活動もできます。しかし、行政に当たって、一般に公正・中立な行政を行っていると思われています。

以上のように、本陳情に正当性がないことは明らかです。

そもそも、どの政党の機関紙であろうと、政党機関紙を広範な国民に勧めることは憲法が保障する正当な政治活動です。政党に所属する議員や党員が自治体の職員に政党機関紙の購読を働きかけ、配達や集金をする活動は、憲法で保障された政治活動であり、購読する職員にとっては、個人の思想・信条の自由、内心の自由の問題です。これに制限をかけることは許されません。

また、自治体職員が、様々な政党がどのような考えや政策などを持っているのかと把握するために、政党機関紙を購読することは何ら批判されるようなことではありません。また川崎市において、当時の市長が職員の政党機関紙の購読アンケート調査を行ったことに対し、市の職員6人が憲法違反の思想調査だと横浜地裁川崎支部に起こした裁判の判決ですが、「市職員が任意に政党機関紙を購読して各種の情報を入手し、それを職務に生かすことは最大限に尊重されるべきであって、いかなる者であってもそれを制約することが許されないことは当然」と述べています。

以上の理由からして、憲法で保障された政治活動の自由、個人の思想信条の自由を侵害し、その権利を侵すことにつながる本陳情は、不採択とすべきであることを主張し、討論を終わります。

○永野慶一郎議長 これをもって討論を終結いたします。

これから、順次、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第1号から第6号までの6件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第69号から第71号まで及び第73号から第75号までの6件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7号に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本会議では、採択するかどうかについて、起立により採決いたします。

日程第7号は、採択すべきものとするに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○永野慶一郎議長 起立少数であります。

よって、陳情第2号は不採択と決定いたしました。

次に、日程第8号及び第9号の2件を一括議題といたします。

産業厚生委員長に報告を求めます。

[眞茅弘美産業厚生委員長 登壇]

○眞茅弘美産業厚生委員長 ただいま議題となりました日程第8号及び日程第9号の2件について、産業厚生委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ報告いたします。

まず、日程第8号枕崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる認定こども園法の改正が行われ、同法第3条第10項が削られ、同条第11項が第10項に繰り上がったことに伴い、同項を引用している基準府令の改正が行われたことから、本条例においても条文の整理を行うものです。

委員から、本市に特定教育・保育施設に当たる施設はあるのかという質疑があり、本市では5つの保育所と2つの認定こども園が該当するとのことでした。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第9号枕崎市下水道条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、人口減少に伴う使用料収入の減少や物価高騰に伴う処理費用の増加などにより厳しい経営状況にある中で、施設の更新費用などの経費のさらなる増加が見込まれることから、受益者負担の原則に立った使用料の適正化を図ることにより、経営健全化を推進するため、下水道使用料を令和6年4月検針の徴収分から改定しようとするものです。

改定の内容につきましては、一般用は、基本料金を477円から580円に改め、従量料金の10立法メートルまでを1立法メートルにつき74円を90円に、10立法メートルを超え20立法メートルまでを1立法メートルにつき127円を152円に改め、また公衆浴場用は、基本料金に含まれている10立法メートルまでの基本水量を廃止し、基本料金を一般用と同じ580円に改め、従量料金を1立法メートルにつき10円から12円に改めるものです。

一方、一般の使用料とは別に汚水の濃度に応じて加算する水質料金については、経営の安定化と使用者間の負担の公平性を図るために現状の負荷単価に合わせた改定としましたが、令和6年4月から令和8年3月までの月分の使用料に限り経過措置を設けたとのことでした。

これにより、今回の下水道使用料の改定率は、一般用、公衆浴場用は10.9%で、水質料金を含めた下水道使用料全体では19.2%となりますが、水質料金が2か年の経過措置を設けた段階的な改定となることから、令和6年度から令和7年度の改定率は15.7%になるとのことです。

本件について、本委員会では、市民生活や本市の基幹産業である水産加工業事業者等に与える影響が大きいことから、慎重に審査を行いました。

まず委員から、今回、水産加工業協同組合から議会宛てに意見書が提出されているが、当局にも出されているのかとの質疑があり、当局には出されていないが、下水道審議会宛てに同様の文面の意見書が出されているとのことでした。

また委員から、この意見書の中には、一部下水道未接続の事業者が存在するとあるが、そこに関してどのように指導してきたのかとの質疑があり、未接続事業者には毎年直接、関係部署を含めてお願いに行っており、前回の平成23年の料金改定の際には60%台だった水産加工場の接続率は、同組合内に下水道接続推進委員会を作っていただき少しずつ増えていき、現在接続率は94.9%で、あと1社2工場ですべての接続が完了するとのことでありました。

次に委員から、一般用の下水道使用料について、なぜ今回21立法メートル以上は改定しないのかという質疑があり、一般の使用料はこれまでに2回の改定を行っており、現行でも40立法メートル以上は県内他市と比較して一番高い使用料となっていることから、今回については、国が最低限行うべき経営努力として示している20立法メートル3,000円を基準とした改定内容になっているとのことです。

次に、委員から、水質料金に係る2年間の経過措置の考え方について質疑があり、下水道使用料算定の基本的な考え方について、国土交通省や日本下水道協会が示しているが、その中でも改定率の大きい改定に当たっては、段階的な改定を検討するように示されており、今回水質料金については、供用開始以来、初めての改定となり、90%という大幅な改定率となることから、近年の原料であるカツオの価格、燃料費、動力費等の物価高騰等を踏まえ、今回の2段階の改定としたとのことです。

この点に関し、委員から、水質料金に経過措置を設けたため改定率15.7%、1立法メートル当たり205円となっているが、下水道事業が逼迫するなか、本来必要とされる1立法メートル当たり342円で設定した場合で6,429万円、また247円で4,643万円の収入が見込まれると資料にあるが、1立法メートル当たり205円にした場合、収入は幾らになるのかとの質疑があり、今回は段階的な改定を踏まえた令和6年度から令和7年度までの経過措置であり2年間は3,854万円の収入を見込んでいるとのことであります。

さらに委員からは、水質料金の算定に関し、工場から排水される濃度には差があると思われるが、水質濃度を2,001ppmから2,500ppm以下の範囲で算定した根拠について質疑があり、今回の水質料金の改定にかかる算定については、令和2年度から令和4年度までの水質の実績を基にしており、終末処理場の流入水質を年に4回、24時間、2時間おきに測定し、工場の稼働日と休業日の数値を比較したときの実績値がBOD1,687ppm、SS609ppmの合計値2,296ppmであることを確認し、算定根拠としているとのことであります。

次に委員から、これまでの質疑応答を踏まえて、使用料の改定にかかる市民への周知方法について質疑があり、下水道事業の費用増加に伴い、現在の使用料で賄えていない状況を、昨年9月から広報まくらぎきにおいて「下水道の今」と題して連載し、現状を訴えながら使用料の改定の必要性を説明しているとのことであり、今後も来年2月号に詳しく掲載するなど市民へ周知を十分図って理解していただくよう努めていきたいとのことです。

次に委員から、近年汚泥処分に係る汚水処理費用が跳ね上がっており、特に平成30年度以降、急激に増大している点について質疑があり、その理由については汚泥量の増加や、本市の汚泥は含水率が高く処理経費がかさむことにより中間処理施設から汚泥受入の制限を受け、やむなく汚泥の一部を焼却処分せざるを得なかったため、平成30年度は、突出した1億円を超える費用になったとのことであります。

その後コロナ禍によって、令和元年度から3年までは汚泥量が減少したこと。また中間処理施設の新規開拓などにより経費は減少してきたが、コロナ禍が落ち着いた令和4年度からは再び増加に転じているとのことであります。

これに関連し、委員から、経営健全化のためにも汚泥処分にかかる費用削減の取組に努力していくよう要望があったほか、令和5年3月29日の全員協議会で、市長から報告があった下水道汚泥の供給依頼の件について、現状はどのようになっているのかとの質疑があり、当局からは、国の令和4年度補正予算の事業で、市内と市外の事業者で下水道汚泥を活用した堆肥化施設の整備を計画していたが事業要件に適合しておらず計画を中断していたなかで、国の令和5年度の補正予算において、国内肥料資源利用拡大対策に伴う関連事業があったことから、現在事業申請に向けて、九州農政局、県と情報交換を行いながら、市内事業者が申請の準備などを進めているとのことであります。

次に、委員から、今回の改定に当たり、当局ではこれまでどのような経営努力をしてきたのかとの質疑があり、令和2年度に公営企業会計に移行したが、経費削減の取組としては、平成23年の料金改定以降、管渠を除く施設の維持管理業務の委託を段階的に進め、平成29年度から薬品費及び軽微な修繕並びに電気料金などのユーティリティーを含めた包括的民間委託を行い、その時に職員を1名減。また平成31年度から、下水道課と水道課を統合し上水道事業との共同事務を行うことで下水道事業を1名減。そして令和5年度には水道の施設系の職員と下水道の施設系の職員を統合し施設部門の強化を図ることで1名減としており、下水道課が発足した昭和58年当時14名であった職員を現在は6名まで縮減し経営努力をしてきているとのこととあります。

さらに委員から、今回の下水道使用料の改定で、施設の更新や一般会計について今後どのような影響が出てくるのかとの見解を求めたところ、今後も多額の改築費用が必要となり、改定を行わなかった場合、社会資本整備総合交付金を活用した事業計画に影響が出てくること。また令和2年3月31日の国からの通知では、少なくとも5年に1回の頻度で使用料改定に対する必要性の検証を行い経費回収率にかかるロードマップを策定して、国土交通省へ提出することが義務付けられていること。

こうしたなか、今回の料金改定において年平均で4,000万円程度の収入を見込んでいることから、一般会計からの基準外繰入金については縮減が図られていくものとの見解が示されたのであります。

以上であります。本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、採決後、本件に対する附帯決議案が委員5名から提出され、全会一致で附帯決議を付すことに決定いたしましたので、主な内容を読み上げて報告させていただきます。

議案第76号枕崎市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてに対する附帯決議

今回の改定が長引く厳しい社会・経済情勢のなかで、市民生活や本市の基幹産業である水産加工業事業者等に与える影響等は多大なものがあると思料するところである。

しかしながら、逼迫する下水道事業経営の現状を鑑みれば、受益者負担の原則に立った使用料の適正化を図ることにより経営健全化を推進するため、使用料改定はやむを得ないものと判断せざるを得ない。

よって、今後、当局におかれては、下水道事業の経営健全化に向けて可能な限りの経営努力を傾注していくよう、下記の4項目について強く要望する。

記。

1. 一般会計からの基準外繰入金を減らすとともに、経営健全化に向けて、可能な限りの経営努力を行うこと。
2. 下水道区域内の下水道未接続事業者の早期接続に向け、より一層の指導を行うこと。
3. 今回の料金改定の影響を受ける住民等に対し、料金改定の周知、説明責任を果たし理解を得ること。あわせて下水道事業の啓発活動を一層推進すること。
4. 汚泥処理費用削減につなげる事業の研究を推進すること。

以上、決議する。

令和5年12月7日、産業厚生委員会。

以上で、報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次、これを許可いたします。

まず、上迫正幸議員。

○4番上迫正幸議員 私は、枕崎市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立

場で討論をいたします。

昭和59年3月から供用を開始した本市の下水道事業は39年が経過し、経年劣化による設備の老朽化の進行に伴う更新経費や修繕費の増加、人口減少に伴う下水道使用料の減少と節水型社会の到来による収入確保の課題を抱えているところであります。

このような中、将来にわたる下水道事業のサービスの提供を安定的に継続するために、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上を図る目的で令和3年度から令和12年度の枕崎市下水道事業経営戦略を策定しました。

しかしながら、近年の物価高騰により施設の更新や修繕費用の増嵩に加え最終汚泥処理をはじめとした汚水処理費用が大幅に増嵩するなど厳しい経営となっており、一般会計からの法定外繰入れもやむを得ない厳しい経営状況となっているところであります。

その要因の一つには、本市の産業振興の観点から料金改定が見送られてきたところにあるところです。

受益者の使用料による独立採算制が求められている本市公共下水道会計は、特別会計から企業会計へ移行し、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上を図る目的を堅持する努力が求められているところでもあります。

本市の産業振興と将来にわたる下水道事業のサービスの提供を安定的に継続するためにも、料金改定はやむを得ない施策であることを申し上げ、賛成の討論といたします。

**○永野慶一郎議長** 次に、辻本貴志議員。

**○3番辻本貴志議員** 私は、議案第76号枕崎市下水道条例の一部を改正する条例の制定に対し、委員長報告に賛成の立場で討論させていただきます。

まず、本市の公共下水道事業は、生活環境の整備と枕崎港を中心とした公共用水域の水質保全を目的として、昭和52年に本格着工され、終末処理場は昭和59年3月の供用開始から39年が経過しているが、人口減少による使用料収入の減少、物価高騰等に伴う汚水処理費用の増加等の取り巻く環境の変化を踏まえ、より厳しい経営状況を強いられていると鑑みます。

さらに、広報まくらざき11月号によりますと、令和6年度から令和9年度までの4年間の収入見込みや予測される金額を算定したところ、年間1億2,000万円程度の収入不足が見込まれているとのことです。

下水道や水道料金は高いからといって、ほかに乗り換えることができない事業であります。数十年後の本市を考えますと、現在の子育て世代やさらに若い人に大きな負担をするような政策はできません。

下水道料金の改定の在り方について、今後のことも考え、産業厚生委員会では委員長報告のとおり、全会一致でもって附帯決議をいたしております。全会一致での附帯決議であることを執行当局においてもしっかりと受け止めていただきたいと申し上げ、賛成討論といたします。

**○永野慶一郎議長** 次に、禰占通男議員。

**○9番禰占通男議員** 議案第76号枕崎市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

今回の改正は、令和6年度から令和9年度までの下水道使用料必要額は約1億2,000万円の改定が必要との試算によるとなっております。

改定内容によると、令和6年度から9年度の平均改定率は全体で19.2%、一般用は10.9%の改定。下水道使用者の70%以上が対象に当たる汚水排除量20立方メートル未満については、段階的に改定し20立方メートル以上は一律513円に、特定事業場の負担増については、水質料金が供用開始以来の改定で90%改定になるとのことです。

いずれにしても、物価高騰の中での料金改定は、市民への配慮をすることが大事です。

39年経過した施設の老朽化対策、汚水処理費用の高騰、本市独特の水質による汚泥処理費用

と重要な課題であります。将来の人口減による使用料の減収も予測され、一層の効率化が必要です。

汚泥処理については、令和5年8月、国土交通省の概算要求において、肥料利用促進によるリン回収、肥料利用量の倍増に向けた取組の加速化を図るとしています。一層の取組を望みます。

下水道事業の独立採算制の原則から、現行使用料による収入推計を見ると料金改定はやむを得ないと思います。しかし、終末処理場周辺住民の心情を考えると、悪臭対策は忘れてはならないことです。

経営戦略で示されている汚泥濃縮施設、汚泥脱臭施設、汚泥脱水施設について早急に着工して、環境改善を図ること、使用料改定の必要性を市民の理解を得るために、内容の周知を十分に尽くすことをお願いするところであります。ただし、インターネット広報はほとんどの方が見ておりません。

よりよい方法を心がけてほしいことを申し添え、賛成討論といたします。

**○永野慶一郎議長** これをもって討論を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第8号及び第9号の2件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

**○永野慶一郎議長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第72号及び第76号の2件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10号から第14号までの5件を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

[下竹芳郎予算特別委員長 登壇]

**○下竹芳郎予算特別委員長** ただいま議題となりました日程第10号から第14号までの5件について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について御報告いたします。

委員会は、去る12月8日に開催し、委員長に下竹芳郎、副委員長に辻本貴志委員を選出いたしました。

付託された補正予算5件は、議長を除く全議員で構成された特別委員会を設置し、慎重に審査を行いました。

委員会における詳細な審査経過につきましては、配付のとおりでありますので、審査の結果について御報告いたします。

審査の結果といたしましては、日程第10号令和5年度枕崎市一般会計補正予算（第6号）、日程第11号令和5年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）、日程第12号令和5年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）、日程第13号令和5年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）、日程第14号令和5年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第1号）の5件は、いずれも全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

**○永野慶一郎議長** ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

日程第10号から第14号までの5件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

**○永野慶一郎議長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第64号から第68号までの5件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第15号を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第125条の規定を適用して、御手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

本定例会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本定例会の議事の全てが終了いたしましたので、令和5年第5回定例会を閉会いたします。

午前10時25分 閉会



# 一般質問の要旨

令和5年 第5回定例会一般質問及び要旨

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
①橋口 洋一	予約型乗合タクシーの運行について	<p>1 立神・桜山西部地区を対象とした予約型乗合タクシー実証実験の概要と結果について</p> <p>2 金山・道野地区を対象とした予約型乗合タクシー実証実験の概要と現在までの利用実態について</p> <p>3 実証実験を通して見えてきた改善すべき点について</p> <p>4 タクシー運賃の補助実績について</p> <p>5 本市における自家用有償旅客運送の現状について</p> <p>6 A I デマンドタクシーの市としての認識について</p> <p>7 現状のタクシー補助券給付に代わるA I デマンドタクシーの導入に向けた取組は、本市の地域公共交通計画にも即した施策であると考えているが、市長の意向を問う</p>	市 長 副市長 課 長
	ふるさと納税について	<p>1 中間管理業者が配置している鹿児島県担当者の活動状況について</p> <p>2 現時点のふるさと納税額の昨年・一昨年との状況比較について</p>	市 長 副市長 課 長
	予算・決算にみる本市の取組姿勢について	<p>1 企業誘致について</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
②上迫 正幸	地域公共交通について	<p>1 地域公共交通の現状と問題点は何か</p> <p>2 バス路線の見直しにより近隣の学校へ通う生徒への影響はどういったことがあると思うか</p> <p>3 高齢などの理由で、社会生活を営む上で支障を来す方々が増えてくるが、その対策は</p> <p>4 児童と一緒にスクールバスを利用できないか</p> <p>5 現在行っているタクシー運賃の補助を「知らない」という市民の声を聞くが、周知方法は</p> <p>6 買物弱者について、実態調査などを実施したことはあるのか。ないとすれば、これから実施する計画はないのか</p> <p>7 高齢による運転免許証返納等で食料品や日常の買物が困難な状況に置かれている方々を市として支援する施策は検討しないのか</p> <p>8 移動販売車が解決の手段だと思うが、市の見解は</p>	市 長 副市長 課 長
	地域おこし協力隊について	<p>1 制度の概要と目的は</p> <p>2 制度導入の効果は</p>	市 長 副市長 課 長
	内鍋清掃センターの中継施設について	<p>1 (仮称)南薩地区新クリーンセンター建設に伴う、内鍋清掃センターの中継施設整備の進捗状況は</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
③立石 幸徳		2 清掃センターへの粗大ごみの持込み量が膨大で、満杯の状態と聞く。また、「中継施設ができることは知らない」という市民の声を聞くが、その周知方法は	市 長 副市長 課 長
		3 清掃センター入口からの道路は、大変荒れているが、補修はしないのか	
	産業競争力の向上について	1 本市の産業力は向上しているのか、その検証について	
		2 海業の展開によるお魚センターなどの活性化推進について	
		3 畜産業の振興について (豚熱防疫対策、飼料自給のための耕畜連携について)	
	地域おこし協力隊について	1 本市における地域おこし協力隊の実績について	
		2 これからの地域おこし協力隊制度の活用について	
	介護保険事業について	1 本市の介護事業所の経営状況について	
		2 第9期介護保険事業計画について (介護保険料の見通し、新たな介護サービスの取組など)	
	3 国の介護保険料区分の変更による影響について		

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
④ 瀬 占 通 男	文化財について	<p>1 枕崎市指定文化財の展示の現況はどのようになっているのか</p> <p>2 指定文化財への指定と評価はどのようになっているのか</p> <p>3 教育への活用や啓発活動はどうなっているのか</p> <p>4 文化財に対する予算はどうなっているのか</p>	市 長 副市長 教育長 課 長
	地域公共交通について	<p>1 金山・道野地区と枕崎市街地を結ぶバス路線の廃止による実証運行の状況はどうなっているのか</p> <p>2 公共交通空白地域の対策はどうか (1) 自家用有償旅客運送について  (2) 障害者の輸送サービスについて</p>	市 長 副市長 課 長
	市税について	<p>1 令和5年度の税収見込みはどのようになるのか</p>	市 長 副市長 課 長
⑤ 下 竹 芳 郎	観光等での関係・交流人口の創出について	<p>1 市長は本市の海岸線に関する観光資源を生かした関係・交流人口の創出をどのように考えているのか、今後の取組は</p> <p>2 令和3年4月16日に薩南海岸県立自然公園の指定を受けて脚光を浴びている白沢海岸一帯を、本市では観光資源としてどのように捉えているか</p> <p>3 白沢海岸一帯には、幾つかのスポットがあるが、</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	子ども・子育て支援について	<p>特に「犬の白浜」といわれる入江は一番の見どころと思われる。海岸に降りるには足元がかなり悪い状態になっているが、整備する予定はないのか</p> <p>4 火之神公園は令和4年度に駐車場を増設し利便性が増したが、高い人気を誇るキャンプ場をこれからどのように展開していくのか</p> <p>5 土地取得した火之神地区の跡地活用の検討は、9月議会以降どこまで進んでいるのか</p> <p>1 令和2年度から実施している第2期枕崎市子ども・子育て支援事業計画は残り1年余りになったが、実施状況はどうなっているか</p> <p>2 広報まくらぎ11月号に掲載されていた子育て世代包括支援センターの利用状況はどうなっているか また、4項目の子育て支援事業の取組はどのようなものか</p> <p>3 子育て支援に関する専門職は、保育士・保健師・助産師・看護師等を配置しているが、市民の要望に応えられる体制になっているのか</p>	市 長 副市長 課 長
⑥豊留 榮子	介護保険制度について	<p>1 介護保険利用料の2割負担の対象者拡大などが社会保障審議会で審議されているが、介護保険制度に対する市長の見解を</p> <p>2 現在の利用状況と、利用者、家族からの要望は</p> <p>3 政府は、介護度によって軽度者は保険給付から外して自治体の総合事業に移すようにいわれている</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	<p>市営住宅について</p> <p>市道の管理について</p>	<p>が、本市の対応は</p> <p>1 本市における市営住宅の管理状況について</p> <p>2 火之神団地の今後はどうなるのか</p> <p>1 市道の管理、点検はどのように行っているのか</p> <p>2 市道深浦岩崎線は、車で通るとマンホールの蓋がガタガタと大きな音をたてているところがあった。今は改善され安心して通ることができるようになったが、マンホール自体の改善はできないのか</p> <p>3 市民から多くの要望があると思うが、現地確認後、情報提供者には連絡をするのか</p> <p>4 市道の蓋がされていない側溝に、雑草が伸びて側溝が見えていない所もあり危険を感じるが、そのような状況を把握しているのか</p>	<p>市 長 副市長 課 長</p> <p>市 長 副市長 課 長</p>
⑦辻本 貴志	<p>移住・定住の取組について（枕崎の暮らしのPRについて）</p> <p>不登校対策の現状について</p>	<p>1 枕崎にはたくさんの自然が残っており、海、川、山、畑もある。近くに新鮮な食材も豊富である。見て分かるような、枕崎にしかない「暮らし」をイメージできるものを作ってPRしたらどうか</p> <p>1 本市の不登校児童生徒の現状はどうか</p> <p>2 本市に教育支援センター（適応指導教室）の役割を持つ機関はあるのか</p>	<p>市 長 副市長 課 長</p> <p>市 長 副市長 教育長 課 長</p>

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑧平田るり子	中学校の部活動の地域移行について	<p>3 不登校児童生徒が学びたいと思ったときに学ぶ環境をどのように準備しているか</p> <p>4 「COCOLOプラン」の目指す姿にある、『学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする』について本市の取組はどうか</p> <p>5 「COCOLOプラン」では、多様な学びの場、居場所の確保が大きな柱であると考えている。不登校対策へ市長の考えはどうか</p> <p>1 中学校の卓球部が土日のみ部活動の地域移行を開始したが、現状はどうか</p> <p>2 保護者から送迎の問題を聞くことが多いが、市はどのように考えているか</p>	市 長 副市長 教育長 課 長
	前田市政6年間の総括と今後について	<p>1 市長就任後6年が経過しようとしているが、市長自身が掲げている公約の中で、特に成果を上げている取組は何か。また、思うように進んでいないと考える取組は何か</p> <p>2 9月議会で提出された資料「第2期枕崎市地方創生総合戦略の進捗状況について」に掲載されている外部有識者からの意見、市民の声をどのように受け止めているのか</p> <p>3 2期目も残り2年ほどとなったが、どのような取組で3期目につなげていくのか</p>	市 長 副市長 課 長



質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑨水野 正子	市長と語る会 について	1 現在、市長と語る会が開催されているが、市民の声をどのように受け止めているか	市 長 副市長 課 長
	防災について	1 災害時における避難所の組織体制について  2 災害時における民生委員・在宅福祉アドバイザーとの連携について  3 災害時の備蓄食について  4 災害時の女性職員の役割と支援体制について  5 総合体育館に空調設備を整備し、大規模災害時における避難所として活用する考えはないのか  6 避難所停電時の電源確保はどうしているのか  7 水流・山下地区に排水ポンプを今後常設する考えはないのか	市 長 副市長 課 長
	商店等新規出 店支援事業補 助金制度につ いて	1 対象地域の拡大や他の補助金制度による支援は考えていないのか	市 長 副市長 課 長
	学校教育につ いて	1 教育支援センター（適応指導教室）を設置する考えはないのか  2 運動会・体育祭の開催時期について	市 長 副市長 教育長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑩眞茅 弘美	森林整備について	<p>1 森林の経営管理を市町村に委ねる森林管理制度があるが、本市の現状はどうなっているのか</p> <p>2 本市には再生可能エネルギーの一つである木質バイオマスを活用した発電施設があるが、森林の機能を健全に保つため、また地産地消の観点からも本市の木材を原料にできないのか</p>	市 長 副市長 課 長
	地域猫活動推進事業について	<p>1 地域猫活動推進事業に登録している団体は幾つあるか。また、何匹の不妊手術を施したのか</p> <p>2 今後、より効果を上げるために多頭飼育崩壊や空き家などに住み着いた猫の不妊手術にどうぶつ基金を活用してはどうか</p> <p>3 今後、地域猫活動推進事業を市としてどのように考えているのか</p>	市 長 副市長 課 長
	健康センター・老人福祉センターの維持管理について	<p>1 老人福祉センターの利用状況はどのようになっているのか</p> <p>2 建物の経年劣化が目立つが、補修計画はあるのか</p>	市 長 副市長 課 長
	子育て支援について	<p>1 健康センターを利用者の必要性に応え、楽しめる施設にできないのか</p> <p>2 本市の子育て世代が何を必要としているか把握ができていないのか</p>	市 長 副市長 課 長

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 永 野 慶一郎

枕崎市議会議員 水 野 正 子

枕崎市議会議員 眞 茅 弘 美